

# 野田市エンゼルプラン 第4期計画

[野田市子ども・子育て支援事業計画]

＜素案＞

平成27年●月

野田市

## 市長あいさつ

(市から事業計画策定に関するコメント)

# 目 次

## ■総 論

### 第1章 エンゼルプランの概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 国・県・市の取組状況.....     | 1  |
| 2 プラン策定の趣旨・位置付け ..... | 7  |
| 3 プランの計画期間 .....      | 9  |
| 4 プランの対象.....         | 9  |
| 5 プランの推進体制 .....      | 10 |

### 第2章 子どもと子育てをめぐる現状

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 少子化の動向.....         | 12 |
| 2 家族構成の動向 .....       | 15 |
| 3 就労の動向.....          | 19 |
| 4 子どもを取り巻く環境の動向 ..... | 21 |

### 第3章 子育て支援の環境

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 子育てに関する意向調査の結果 .....    | 23 |
| 2 子育て支援サービスの提供と利用の動向..... | 28 |

### 第4章 基本理念と基本目標

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 プランの基本理念 .....                 | 37 |
| 2 プランの考え方 .....                  | 38 |
| 3 プランの基本目標 .....                 | 39 |
| 4 プランの基本目標と包含する計画の国基本指針との比較..... | 41 |
| 5 本プランの施策の主なポイントと新たな取組について.....  | 42 |

### 第5章 サービス供給の事業量と確保量

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 1 子ども・子育て支援制度について .....                      | 45 |
| 2 事業計画における区域設定の考え方 .....                     | 46 |
| 3 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策.....              | 47 |
| 4 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....                 | 49 |
| 5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保について ..... | 56 |
| 6 放課後子ども総合プランに基づく行動計画.....                   | 57 |
| 7 前計画の基本目標の実績.....                           | 58 |

## ■各 論

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1章 施策の体系 ..... | 60 |
|-----------------|----|

### 第2章 基本目標1における施策・事業内容

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 1 幼児期における学校教育及び保育の充実 .....     | 61  |
| 2 地域における子育ての支援の充実 .....        | 71  |
| 3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ..... | 133 |
| 4 子育てを支援する生活環境の整備 .....        | 163 |

### 第3章 基本目標2における施策・事業内容

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ..... | 181 |
| 2 子ども等の安全の確保 .....               | 220 |
| 3 要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進 .....  | 235 |

### 第4章 基本目標3における施策・事業内容

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 職業生活と家庭生活の両立の推進 ..... | 269 |
|-------------------------|-----|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 第5章 【付帯資料】事業番号順検索表 ..... | 284 |
|--------------------------|-----|

## ■資料編

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 1 野田市児童福祉審議会条例 .....           | 293 |
| 2 野田市児童福祉審議会委員名簿 .....         | 296 |
| 3 野田市エンゼルプラン庁内連絡会設置要綱 .....    | 297 |
| 4 野田市エンゼルプラン（第4期計画）の策定過程 ..... | 299 |
| 5 用語解説 .....                   | 300 |

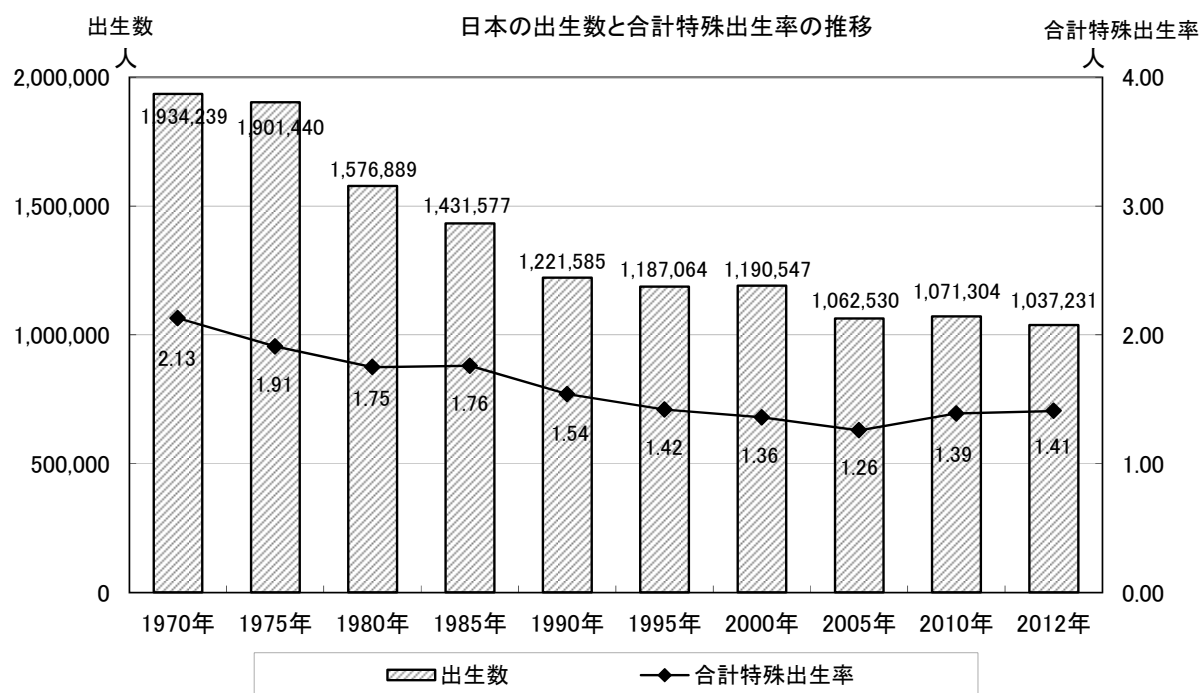
## ■ 総 論

# 第1章 エンゼルプランの概要

## 1 国・県・市の取組状況

### 1) 我が国全体における少子化の現状とその影響

我が国の出生数をみると、第2次ベビーブーム期の1971年から1974年に約190万人に達していましたが、2012（平成24）年には約103.7万人と、約5割近くまで減少しています。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期に約2.1で推移していましたが、2005（平成17）年には過去最低となる1.26を記録し、この年初めて出生数が死亡数を下回り、我が国は本格的な人口減少社会を迎えることになりました。その後2012（平成24）年には1.41とやや増加傾向に転じていますが、依然低い水準にとどまっており、この傾向が続いた場合、国立社会保障・人口問題研究所が行う将来人口推計によれば、2012（平成24）年の人口約1.3億人が2060年には約8,700万人にまで減少するとされています。



資料：人口動態統計

人口減少の影響は単に人口規模が小さくなるだけではなく、65歳以上の高齢者人口の割合が増加する一方、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合が低下するという「人口構造の変化」を伴うものとなり、これまでの人口構造を前提にしていた社会保障制度の持続や、経済成長の基盤を揺るがす深刻な問題に至る可能性があります。

少子化が進む背景には、第一の要因として晩婚化やそれに伴う女性の晩産化の傾向とともに未婚化の進行が大きく影響していることが考えられます。

結婚や出産を妨げる原因として、これまで、核家族化による家庭養育力の低下や、女性の社会進出に伴う意識の変化などが挙げられてきましたが、最近はこちらに加えて経済的な問

題が指摘されています。

このことは、バブル経済の崩壊から始まった「失われた 20 年」以降今日に至るまで、企業が厳しい競争にさらされ終身雇用を維持することができず非正規雇用が増加する中、所得保障や将来に対する不安が結婚や出産をためらわせていることが考えられています。

そのため今後は、安定した雇用の確保や就労と子育てを両立できる働き方が実現できる社会の構築などが従来の少子化対策とともに必要になっています。

## 2) 国の取組

### 【エンゼルプランと新エンゼルプランの策定】

1990（平成 2）年のいわゆる「（合計特殊出生率）1.57 ショック」を契機に、政府は仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、1994（平成 6）年、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定し、さらに 1999（平成 11）年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定し、保育の量的拡大や、延長保育等の多様な保育の充実、子育て支援センターの整備等地域における様々な支援施策を打ち出してきました。

### 【次世代育成支援対策推進法の制定】

2002（平成 14）年に発表された「少子化対策プラスワン」では、これまでの保育中心だった施策を転換し、子育て家庭の視点からみたバランスある子育て支援を着実に進めていくことが示されました。

これらを踏まえ、少子化の流れを変えるために、従来の取組にもう一段の対策を進める必要があるという考えから、2003（平成 15）年、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的とし、地方公共団体や事業主に行動計画の策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等子育て支援に関する 10 年間の集中的・計画的な施策を進めることになりました。

このように地域レベルの取組が進められる一方で、国として少子化対策に対する基本法制定の機運が高まり、2003（平成 15）年に「少子化社会対策基本法」を制定し、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策大綱を策定することを政府に義務付けました。

### 【新しい少子化対策についての閣議決定】

しかしながら、こうした取組にも関わらず、2005（平成 17）年には出生数、合計特殊出生率とも過去最低を記録するなど、少子化の流れは止まらず、2006（平成 18）年、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」を閣議決定しました。

「新しい少子化対策について」では、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を

図るための国民運動の推進とともに、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、出産や育児の経済的負担の軽減を始め、子育て支援拠点の拡充、男女共同参画の視点に立った関連施策の推進等妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでのライフステージごとの子育て支援策を掲げ、より実効的な方向性を打ち出しました。

### 【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の取りまとめ】

2007（平成 19）年、少子化社会対策会議の委員と有識者で構成する「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議は、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離に注目し、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめ、主な内容である「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を示しました。

また、同会議は、2008 年（平成 20 年）、希望する全ての人が保育サービスを利用できるよう、保育所の受入児童数を始め、家庭的保育事業や放課後児童健全育成事業等の目標量を示した「新待機児童ゼロ作戦」を発表しています。

### 【子ども・子育てビジョンの策定】

さらに、少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」と平成 21 年度までの実施計画に当たる「子ども・子育て応援プラン」を一体化する形として、2010（平成 22）年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、若者の自立とたくましい子どもの育ちなど「目指すべき社会への政策 4 本柱」を掲げて具体的な取組を進めることになりました。

### 【子ども・子育て関連 3 法の制定】

その後 2012（平成 24）年には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、法に基づき平成 27 年度から施行する「子ども・子育て支援新制度」では、これまでバラバラだった給付制度、財源を一元化した、教育・保育の新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援等を柱として総合的に推進していくこととしています。

【これまでの国の少子化対策の経緯】

| 年 月         | 主な取り組み                                                                            |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1990(平成2)年  | 合計特殊出生率1.57ショック(少子化傾向が注目される)                                                      |
| 1994(平成6)年  | (12月) エンゼルプラン + 緊急保育等5か年事業<br>(1995~1999)                                         |
| 1999(平成11)年 | (12月) 少子化対策推進基本方針<br>新エンゼルプラン (2000~2004) 野田市エンゼルプラン                              |
| 2001(平成13)年 | (7月) 待機児童ゼロ作戦                                                                     |
| 2002(平成14)年 | (9月) 少子化対策プラスワン<br>(保育中心の取り組みから転換)                                                |
| 2003(平成15)年 | (7月) 少子化社会対策基本法 次世代育成支援対策推進法 (2005~2014)                                          |
| 2004(平成16)年 | 少子化社会対策大綱<br>子ども・子育て応援プラン (2005~2009) ※市町村・企業等は行動計画を策定すること                        |
| 2005(平成17)年 | 初めて総人口が減少に転じる ※次世代育成支援対策推進行動計画：前期<br>野田市新エンゼルプラン(前期計画) (2005~2009)                |
| 2006(平成18)年 | (6月) 新しい少子化対策について                                                                 |
| 2007(平成19)年 | (12月) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」<br>「仕事と生活の調和推進のための行動指針」                          |
| 2008(平成20)年 | (2月) 新待機児童ゼロ作戦                                                                    |
| 2010(平成22)年 | (1月) 子ども・子育てビジョン (2010~2014) ※次世代育成支援対策推進行動計画：後期<br>野田市新エンゼルプラン(後期計画) (2010~2015) |
| 2012(平成24)年 | (8月) 子ども・子育て関連3法                                                                  |
| 2013(平成25)年 | (4月) 待機児童解消加速化プラン ※市町村は支援事業計画を策定すること                                              |
| 2015(平成27)年 | ※子ども・子育て支援事業計画<br>野田市エンゼルプラン 第4期計画 (2015~2019)                                    |

### 3) 千葉県の取組

千葉県では 1996（平成 8）年 2 月、少子化の進行をとらえた児童の環境作りのため、福祉、保健、労働、教育、生活環境などの各分野の内容を盛り込んだ「千葉県子どもプラン」を策定し、2000（平成 12）年度、その後の社会経済情勢の変化を踏まえてプランの全面的な見直しが行われました。

2005（平成 17）年には、「千葉県次世代育成支援行動計画」を策定し、「子ども・若者」、「親」、「地域」という三つの視点に立ち、10 年先（平成 26 年度）を見据えた「新たな地域像」による子育て支援を目指して、乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大、ひとり親家庭への就労支援強化、深刻化する児童虐待問題に対応するための児童相談所支援システムの構築など、次世代育成支援のために必要な施策に取り組んでおり、次世代法の延長に合せ 2025（平成 37）年まで継続して必要な施策に取り組んでいきます。

2006（平成 18）年 3 月には、千葉県の総合計画である「あすのちばを拓く 10 のちから」を策定し、この中の重点施策の一つとして「次世代育成支援対策の推進」を掲げ、子育てを地域全体で支える社会の実現を目指して取り組んでいます。

また、2014（平成 26）年度、子ども・子育て支援法及び関連法に基づく「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町村が新制度における役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策を講じていくこととしています。

### 4) 野田市の取組

#### (1) 子ども・子育て支援をめぐる取組

野田市は、2000（平成 12）年 3 月、「子育ての基本は家族に、子育て支援は地域ぐるみで」を視点に『子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち』を基本理念に「野田市エンゼルプラン」を策定し、以来、プランに基づき、子育て支援に関する施策に取り組んできました。

また、プラン策定から 5 年を経過した 2005（平成 17）年 3 月には、次世代育成支援対策推進法で策定が義務付けられた「市町村行動計画」及び、国から指定を受けた「子育て支援総合推進モデル市町村」の事業実施計画の二つの計画を含む形の「野田市新エンゼルプラン」として見直しを行いました。

このプランは、民間活力の導入と多様な子育て支援を主な柱としており、未来の宝である子どもの健やかな成長を、地域社会全体で育むことが、親や家庭、地域の安定と成長をもたらすという考えのもと、前プランの基本理念を継承し、児童に関する政策の各分野を総合的に網羅し、子どもの健全育成と子育て支援に関する施策の基本指針として策定されており、プランに基づき就労と子育ての両立支援、家庭養育力の向上や、子どもが安全に安心して暮らせるため環境の整備などを積極的に進めてきたところです。

2010（平成 22）年 3 月には、次世代育成支援対策推進法で策定が義務付けられている「市町村行動計画」の後期計画を包含する形で、5 年間の「野田市新エンゼルプラン後期計画」として見直し、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを重点施策として取り組んできました。

## (2) 児童虐待防止への取組

児童虐待への野田市の取組は早く、2000（平成 12）年の児童虐待防止法の施行後間もなく、「野田市児童虐待防止対策連絡協議会」を立ち上げ、関係機関との連携により虐待の未然防止及び早期発見に対応する体制を構築し、さらに 2002（平成 14）年には、児童虐待防止に子育て支援との連携の二本の柱を掲げ「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」（平成 23 年度一部見直し）を策定するなど、国の施策に先駆けた形で進めました。2006（平成 18）年 5 月には、児童福祉法の改正を受け、連絡協議会を代表者会議、実務者会議、個別支援会議による三層構造の「野田市要保護児童対策地域協議会」に移行し、より一層の関係機関との連携を図り、増え続ける児童虐待相談に対応しているところです。

また、平成 24 年 3 月、対応方法等を関係機関の全てが共通認識のもとで連携できるよう、児童虐待防止対応マニュアルの改訂を行いました。

## (3) ひとり親家庭支援への取組

ひとり親家庭の支援についても、国の「母子家庭等自立支援対策大綱」と同時期の 2002（平成 14）年 11 月、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定するなど、野田市は早くから取り組んでいます。2006（平成 18）年 3 月には、プランを「母子及び寡婦福祉法に基づく自立促進計画」として改訂し、厳しい生活状態にあるひとり親家庭の自立支援を目的に、父子家庭等支援手当制度など野田市独自の施策を進めてきたところです。

さらに、2010（平成 22）年 3 月には、プランの第 2 次改訂版を策定し、ひとり親家庭個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定や、市の無料職業相談所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓など、きめ細かい支援に取り組んでいます。

## 2 プラン策定の趣旨・位置付け

### 1) 本プラン策定の趣旨

野田市の「子育て支援」と「子どもの健全育成」に関する施策を包括した具体的な計画である野田市エンゼルプランは、前計画の計画期間が平成 26 年度をもって終了すること、また、平成 27 年度本格施行の子ども・子育て支援法に基づき、5 年間の市町村事業計画を策定することとされたことから、これを包含する新たなプランを策定するものです。

### 2) 本プランの位置付け

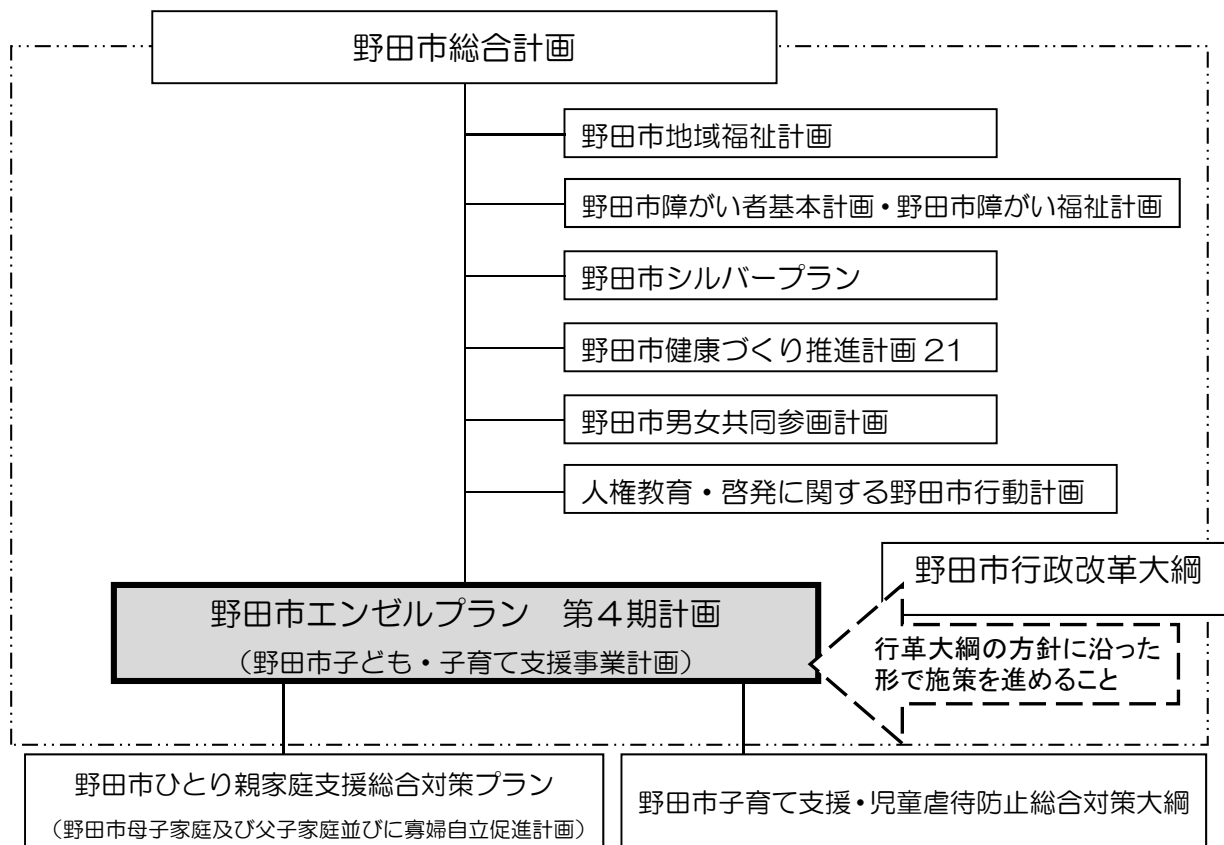
野田市エンゼルプラン（第 4 期計画）は、野田市における子どもに関する施策の総合的な計画であり、また子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する計画として位置付けます。

各計画との関係では、「野田市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画である「野田市地域福祉計画」、「野田市障がい者基本計画」、「野田市障がい福祉計画」、「野田市シルバープラン」、「野田市健康づくり推進計画 21」、「野田市男女共同参画計画」、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」との整合を図るものとし、施策の推進に当たっては「野田市行政改革大綱」の方針に沿って進めていきます。

#### 【個別プランを別立てとする重点施策について】

本プランには、ひとり親家庭への総合的な支援と児童虐待への対応を重点施策として位置付けるとともに、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」と「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」を別立てとして策定します。

【各計画の関係図】



### 3 プランの計画期間

プランの期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。エンゼルプラン全体の計画期間は平成 27 年度までですが、残りの 1 年を前倒しして平成 31 年度まで期間を延長します。計画最終年度である平成 31 年度には計画全体の達成状況と国の動向等を踏まえ、プランの見直しを行います。

| 12 年度～16 年度        | 17 年度～21 年度               | 22 年度～26 年度           | 27 年度                   | 28～31 年度 |
|--------------------|---------------------------|-----------------------|-------------------------|----------|
| エンゼルプラン全体の計画期間     |                           |                       |                         | 延長する期間   |
| ①エンゼルプラン<br>初期計画期間 | ②新エンゼルプラン<br>(前期計画期間)     | ③新エンゼルプラン<br>(後期計画期間) | ④エンゼルプラン<br>第 4 期計画期間   |          |
|                    | 次世代育成支援対策推進法<br>野田市行動計画期間 |                       | 子ども・子育て支援法<br>野田市事業計画期間 |          |
|                    | (前期行動計画)                  | (後期行動計画)              |                         |          |

### 4 プランの対象

本プランに位置付ける施策は、児童福祉のみならず教育、母子保健、働き方、まちづくり等多様な分野にわたるものであることから、行政、企業、地域、子育て支援団体等が相互に連携し、協力し合いながら取組を進めるものです。

そのため、本プランが対象とするものは、子育てする家庭を基本として、18 歳までの子どもと、行政、地域、企業等、子どもと子育てに関係する全ての関係者を含みます。

## 5 プランの推進体制

### 1) 関係者の連携・協働（野田市児童福祉審議会における進行管理）

野田市児童福祉審議会は子どもと子育て支援に関係する各分野の委員で構成され、条例により、「野田市エンゼルプランの推進に関することを調査審議し、各般の施策を着実に実行するために市長に意見を述べるができる。」と規定されています。また、同審議会は、子ども・子育て支援法に基づく施策の推進に関し、必要な事項及び実施状況を調査審議する役割も担っており、プラン全体の進行管理にあたります。

### 2) 庁内推進体制（野田市エンゼルプラン庁内連絡会）による事業の進行管理

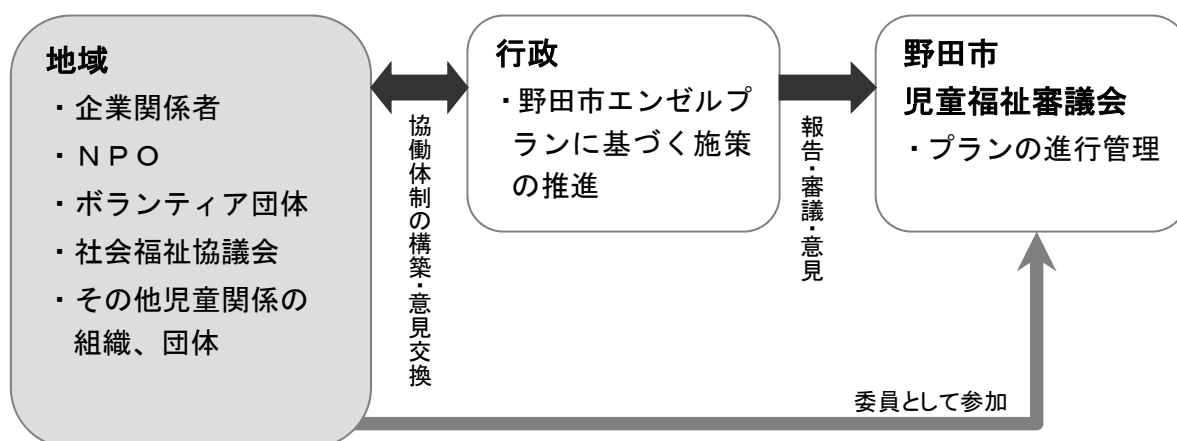
本プランは、「子育て支援を軸とする横断的な総合計画」であることから、各施策の実行が相互に補完し、効果が相乗していくことが求められます。

そのため、事業の具体化に当たっては、施策体系に基づき事業を実施する関係各部課で構成する「野田市エンゼルプラン庁内連絡会」により事業の進行管理を行い、審議会での事業の進捗状況報告に関する資料作成、新年度の新規施策の報告を行う際の資料作成等において連携を図ります。

### 3) 地域における連携・協働体制の構築

子育て支援を行うNPOやボランティア団体、社会福祉協議会などの地域における活動は、子育てをする家庭が発する生の声が集まる拠点でもあることから、プランを推進するに当たり、これら地域の組織・団体等と随時連携を図ることとします。

【プランの推進体制のイメージ】



#### 4) プランの評価について

プランの進捗状況を点検・評価するため、計画レベル・施策レベル・個別事業レベルにおける、認知度・利用度・達成度についての段階的な評価を行います。

その際、統計データ等を可能な限り収集するとともに、利用者の視点に立った評価を行うため、定期的に意向調査を実施し、事業者及び利用者からの声を集めることとします。

また、野田市エンゼルプラン庁内連絡会における毎年度の事業の進行管理に当たっては、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努め、施策の総合的な評価についても取りまとめ、児童福祉審議会への報告を行うこととします。

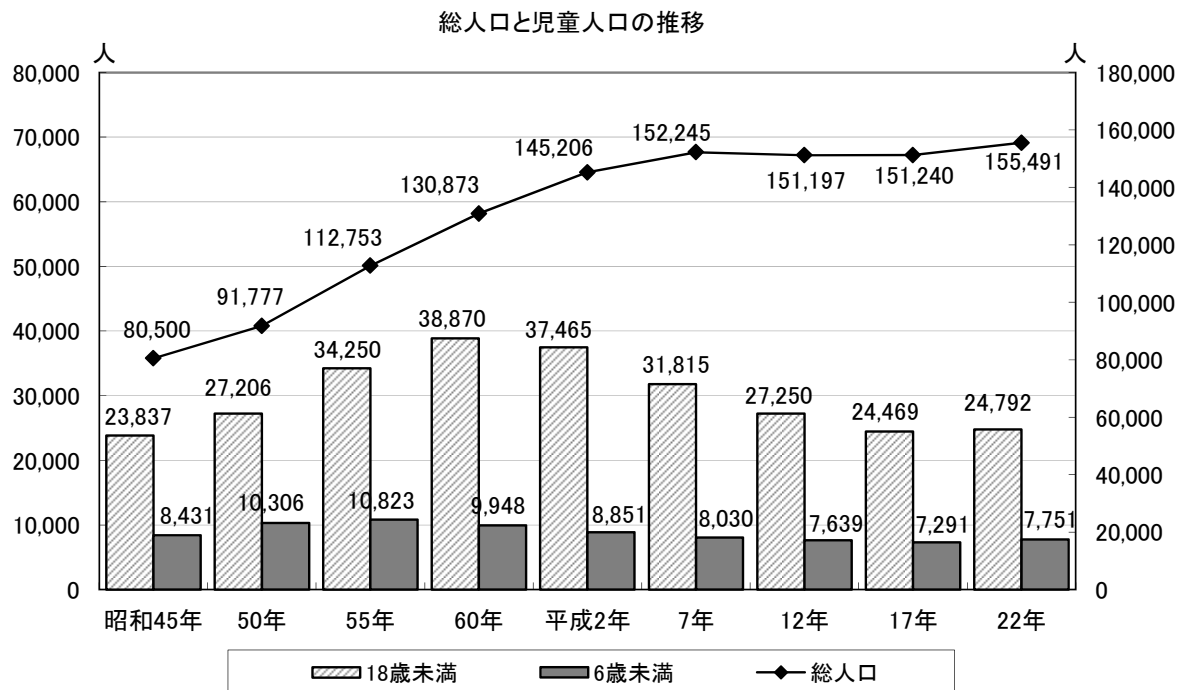
## 第2章 子どもと子育てをめぐる現状

### 1 少子化の動向

#### 1) 総人口と児童人口の推移

野田市の総人口をみると、平成 12 年以降においては宅地開発等の影響により一時的な増加がみられますが、全体傾向としては横ばいで推移しています。（平成 25 年時点の住民基本台帳では、156,725 人）

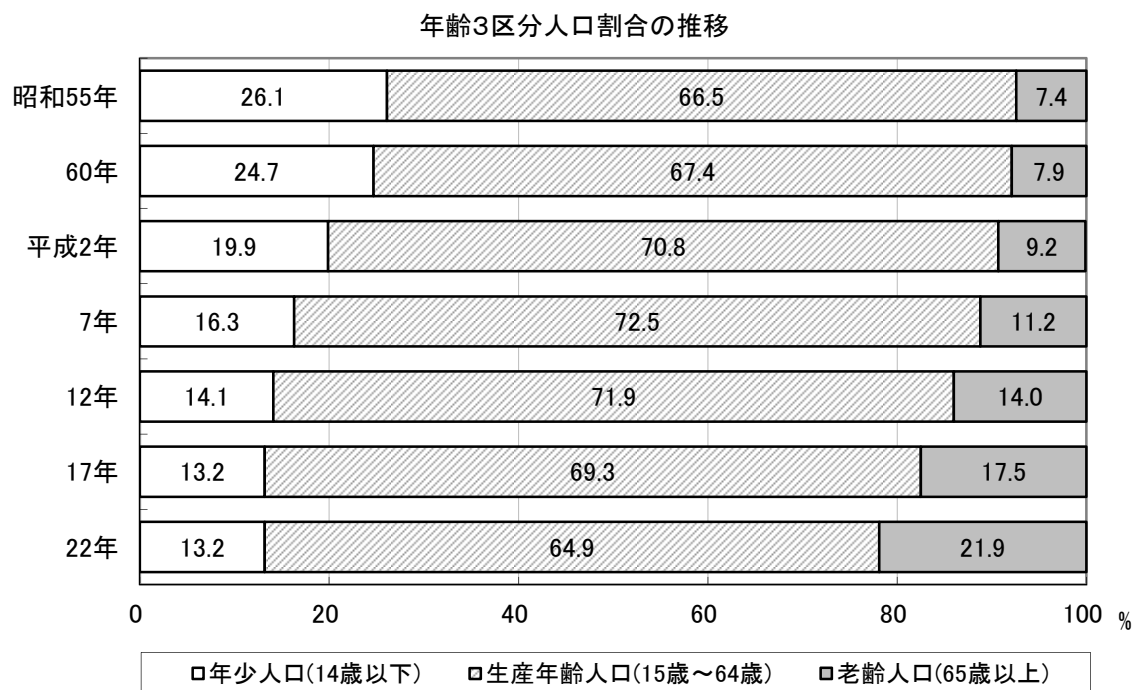
児童人口をみると、18 歳未満人口では昭和 60 年の 38,000 人台をピークに平成 17 年まで約 4 割減少しましたが、平成 22 年は若干持ち直しています。また 6 歳未満人口も、昭和 55 年の 10,000 人台をピークに平成 17 年まで減少が続いていましたが、平成 22 年でやや回復の兆しが見えています。



資料：国勢調査

## 2) 年齢3区分別人口割合の推移

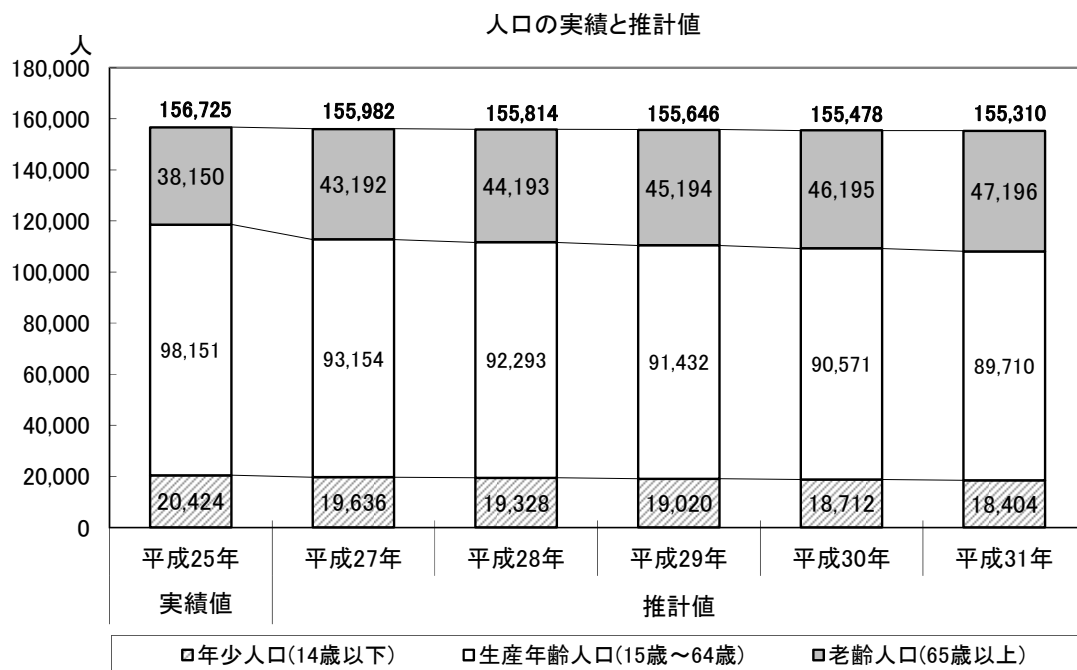
年齢3区分別の人口割合をみると、14歳以下の年少人口の割合が減少する一方、65歳以上の高齢人口の割合が増加し、少子高齢化の進行が明確に表れています。



資料: 国勢調査

### 3) 将来人口の推計

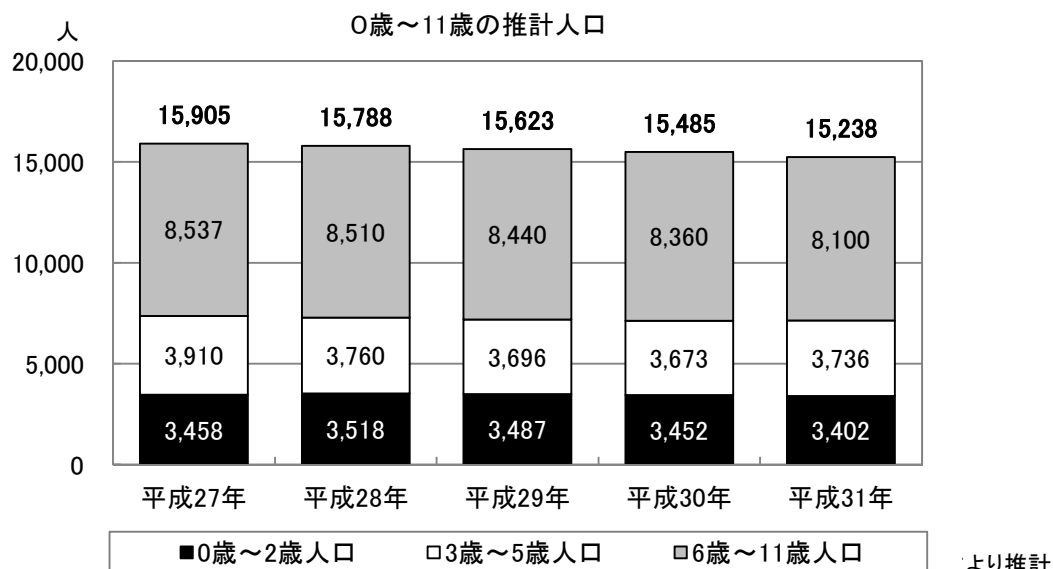
事業計画の計画期間である平成 27 年から平成 31 年の 5 年間の推計人口をみると、総人口が減少する中で、65 歳以上の高齢人口が増加する一方、14 歳以下の年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が徐々に減少すると推計されます。



資料: 平成 21 年から平成 25 年の住民基本台帳を元にコーホート変化率法により推計

※ コーホート変化率法とは、同じ年に生まれた人々の集団を基本に、過去の実績人口の動きから「人口の変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

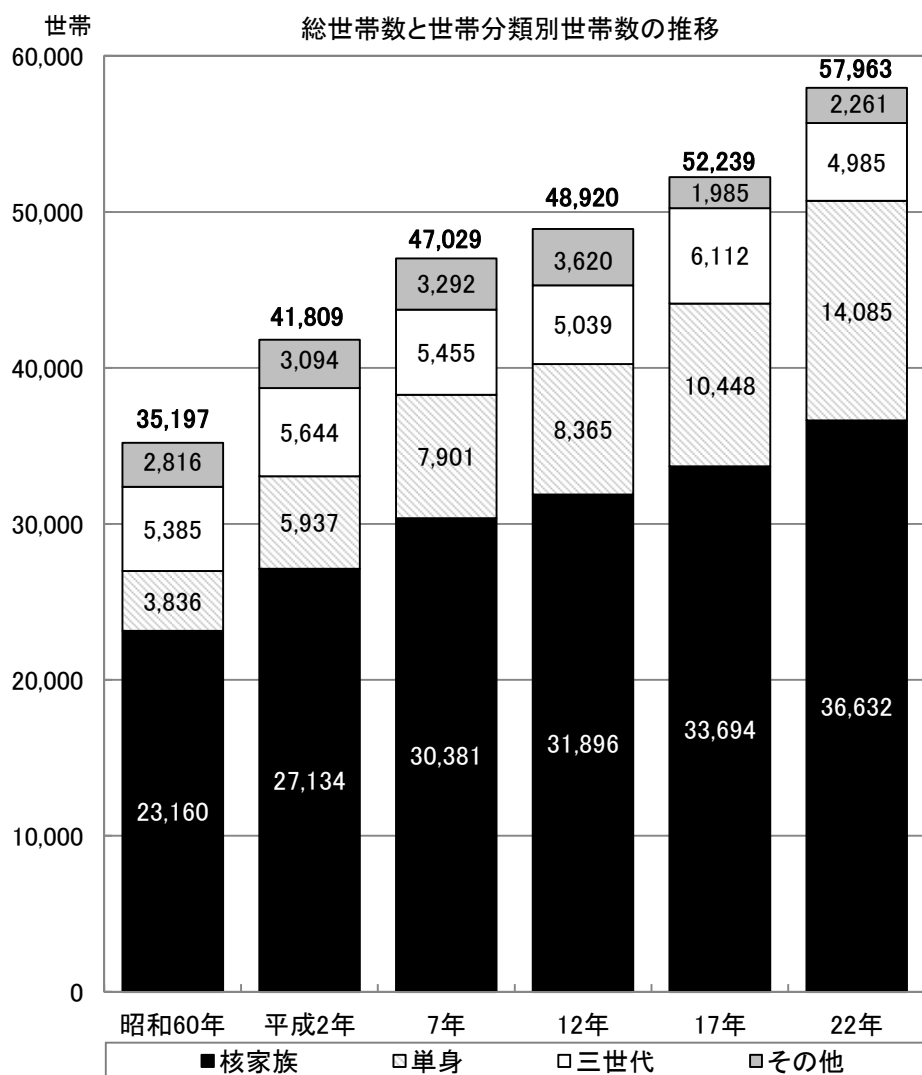
0 歳から 11 歳までの年齢区分別推計人口をみると、0 歳～2 歳人口は平成 28 年をピークに減少していき、3 歳～5 歳人口と 6 歳～11 歳人口は平成 27 年から減少傾向が続くと推計されます。



## 2 家族構成の動向

### 1) 総世帯数と世帯分類別世帯数の推移

野田市の総世帯数をみると平成 22 年まで増加していますが、内訳は「核家族」世帯と「単身」世帯が増え、「三世代」世帯は減少しています。

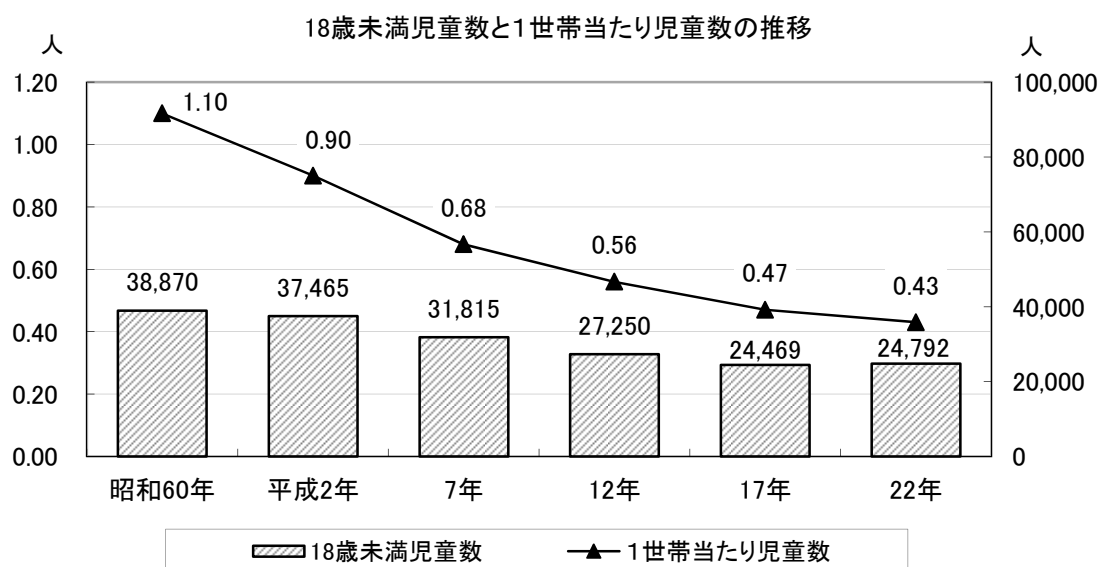


資料: 国勢調査

## 2) 児童数の推移

1世帯当たりの児童数は、昭和60年から平成22年にかけて約6割も減少しており、この傾向については、単身世帯と核家族の増加も要因と考えられます。

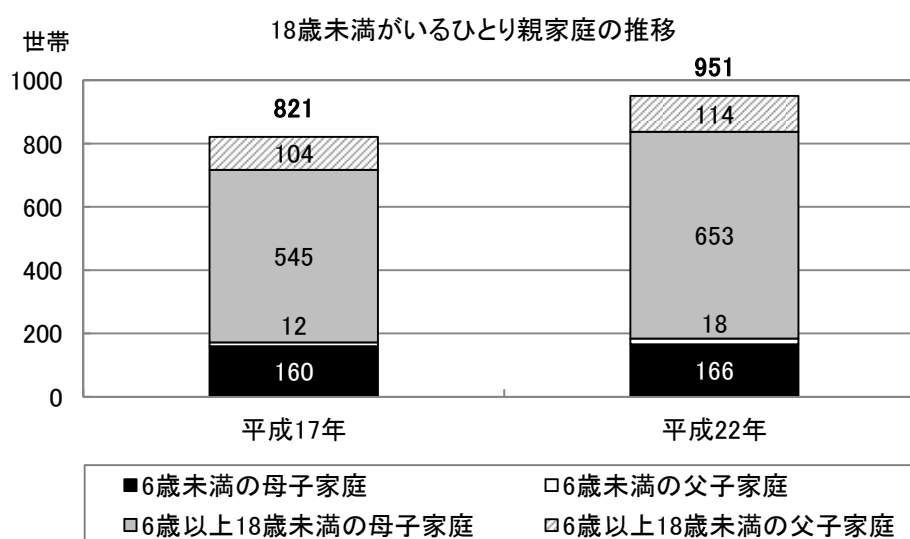
また、野田市の18歳未満児童数は、大きく減少しており、昭和60年の38,000人台から、平成22年は24,000人台と約4割の減少がみられます。



資料: 国勢調査

## 3) 18歳未満児童がいるひとり親家庭の推移

野田市の18歳未満児童のいるひとり親家庭をみると、平成17年から平成22年にかけて約1.16倍(130世帯)増えており、そのうち6歳未満児童のいるひとり親家庭は約1.07倍(12世帯)に増加しています。

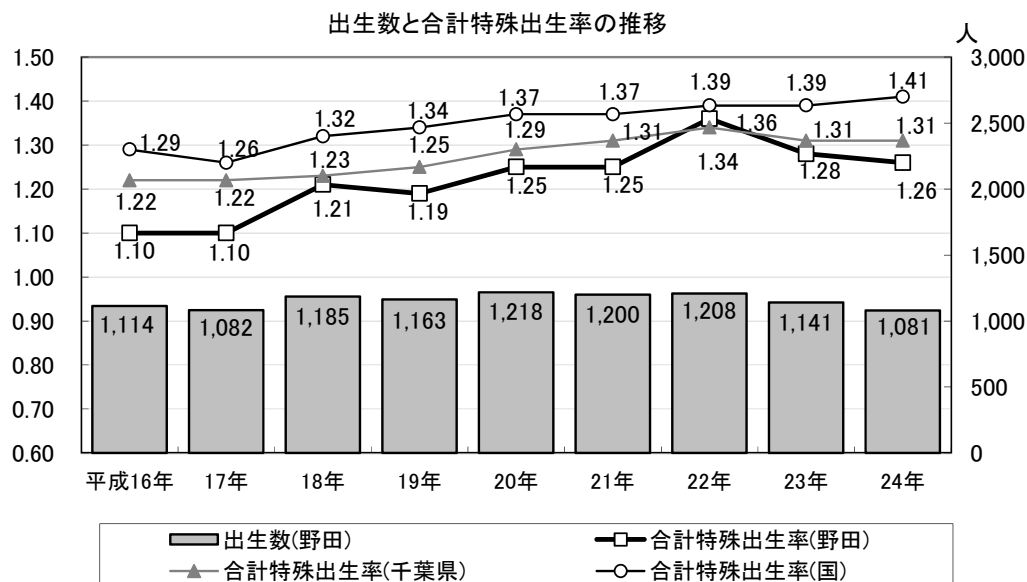


資料: 国勢調査

#### 4) 出生の推移

野田市の出生数をみると、平成 16 年以降 1,100 人前後で推移しており、大きな変化はありません。

また、合計特殊出生率（※）は、平成 19 年まで 1.1 人台から 1.2 人強の間で推移していましたが、平成 20 年以降はやや上昇し、1.25 人以上の水準で推移しています。ただし、依然として県や国よりも低い水準となっています。

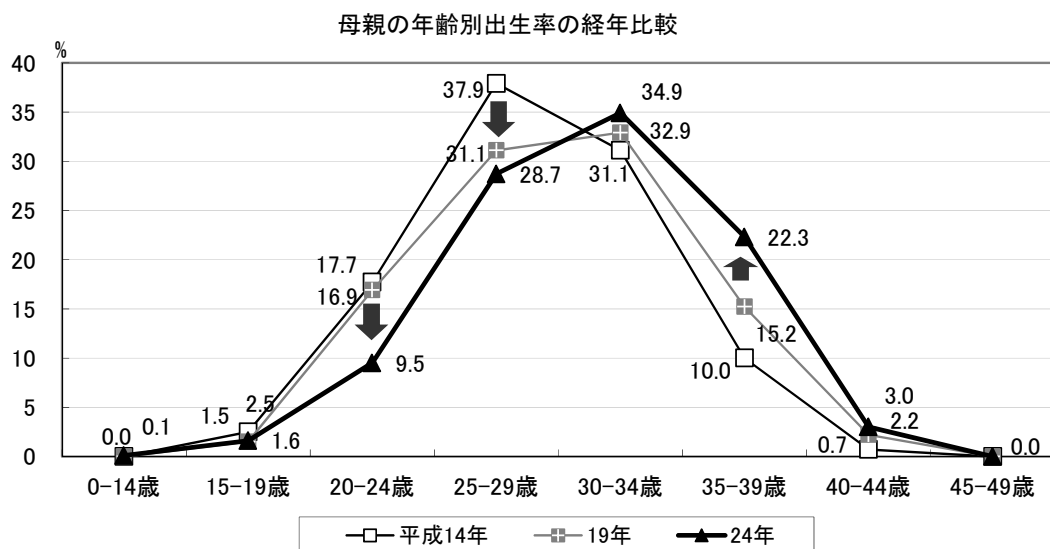


資料：県及び市は千葉県衛生統計/国は人口動態統計

※ 合計特殊出生率とは、その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する指標。

#### 5) 母親の年齢別出生率の比較

野田市における母親の年齢別出生率をみると、20 歳代の出生率が減少する一方、30 歳代の出生率が増加しており、晩産化の傾向がみられます。



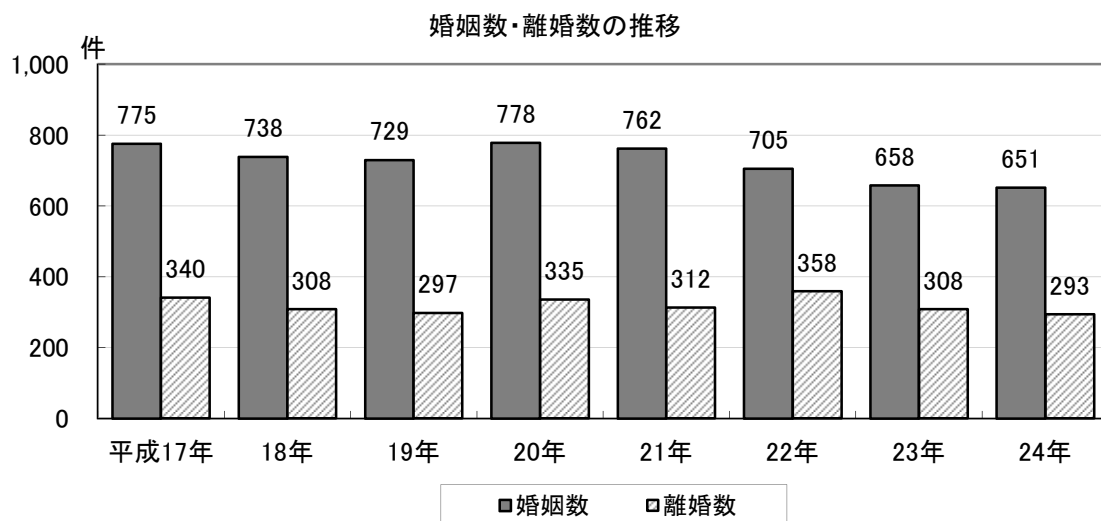
資料：千葉県衛生統計年報

## 6) 婚姻数・離婚数の推移

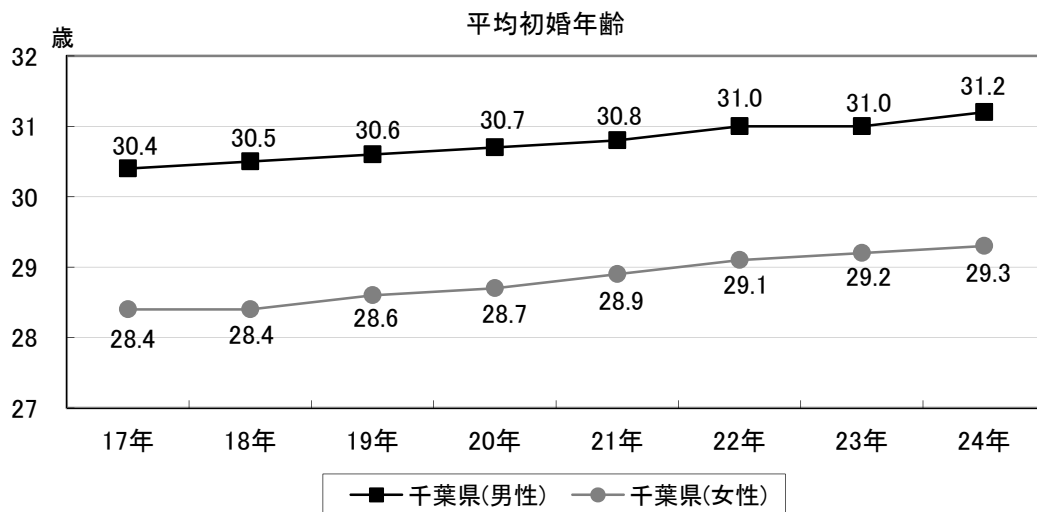
野田市の婚姻数をみると、平成22年までは700件台で推移していましたが、平成23年以降600件台となり減少傾向がみられます。

また離婚数は、300件前後の横ばい状態で推移しています。

一方、県内の平均初婚年齢をみると年々遅くなる傾向にあり、晩婚化の傾向がみられます。



資料:人口動態調査



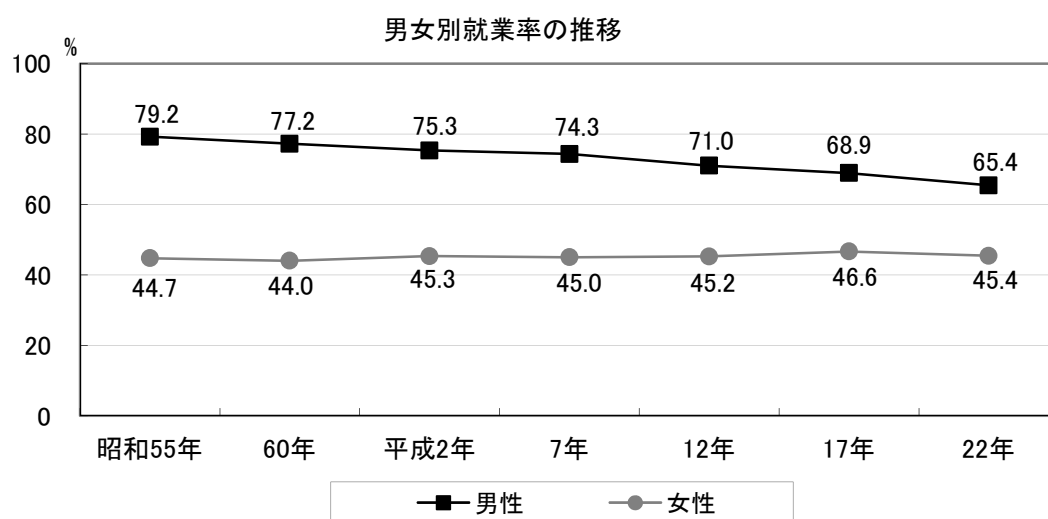
資料:千葉県衛生統計年報

### 3 就労の動向

#### 1) 男女別就業率の推移

野田市における男性の就業率（※）をみると、昭和55年以降減少し続けている一方、女性の就業率は、45%前後の横ばい状態で推移しています。

就業率の算出に当たっては、高齢者（65歳以上）も対象となっているため、男性については高齢化の進行とともに就業率が下降していることが考えられます。女性については、家事専業者が統計の対象から外れていることから、高齢化の影響が出にくくなっていることが原因と考えられます。



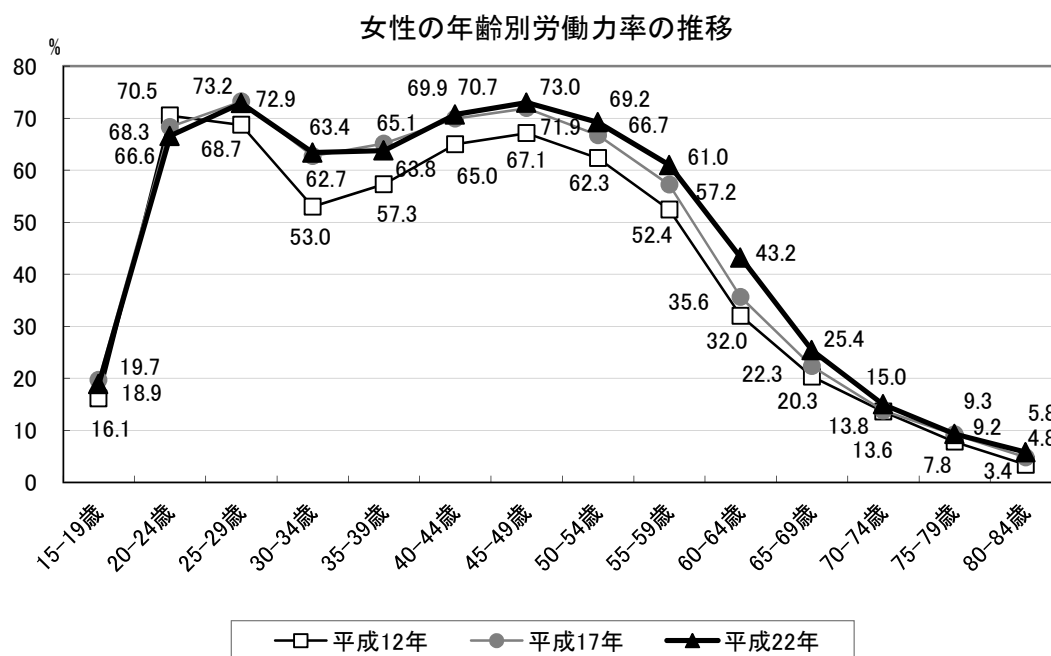
資料: 国勢調査

※ 就業率とは、15歳以上人口に占める就業者人口の割合（完全失業者を含まない）。

## 2) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率をみると、平成22年は平成12年と比較し、25歳から64歳の全ての年代において増加しており、特に30代女性の増加が顕著となっています。

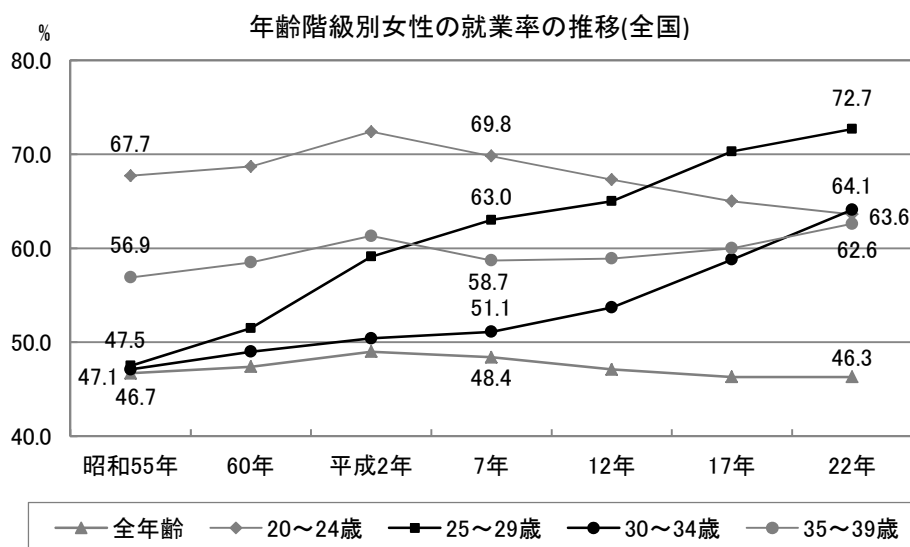
この背景としては、子育てをしながら働く女性の増加と未婚で働く女性の増加などが考えられます。



資料: 国勢調査

※ 労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合で、学生や専業主婦は含まれていません。

女性の年齢階級別就業率(全国)をみると、下記のように、特に25歳～34歳の増加が顕著となっています。(近年35～39歳女性も再び増加傾向)

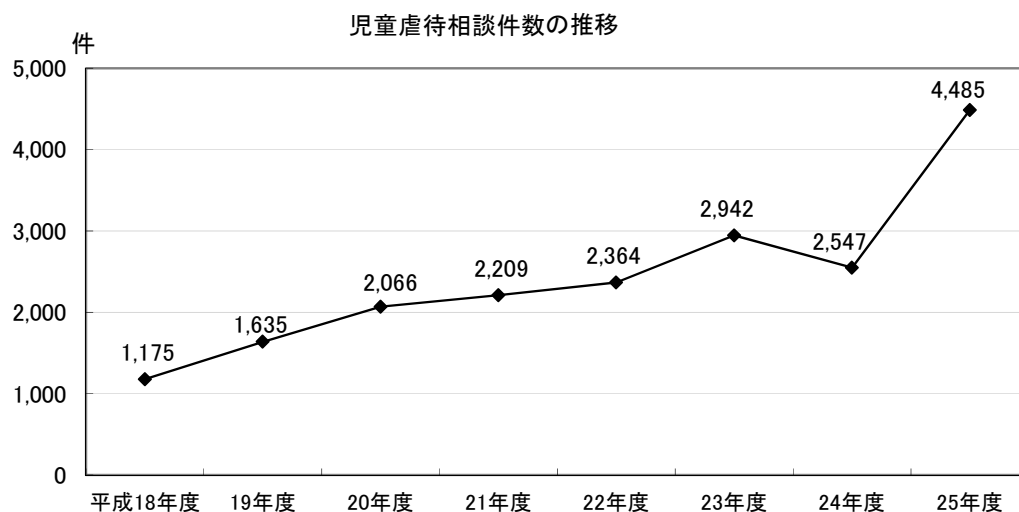


資料: 総務省「労働力調査」

## 4 子どもを取り巻く環境の動向

### 1) 児童虐待相談件数

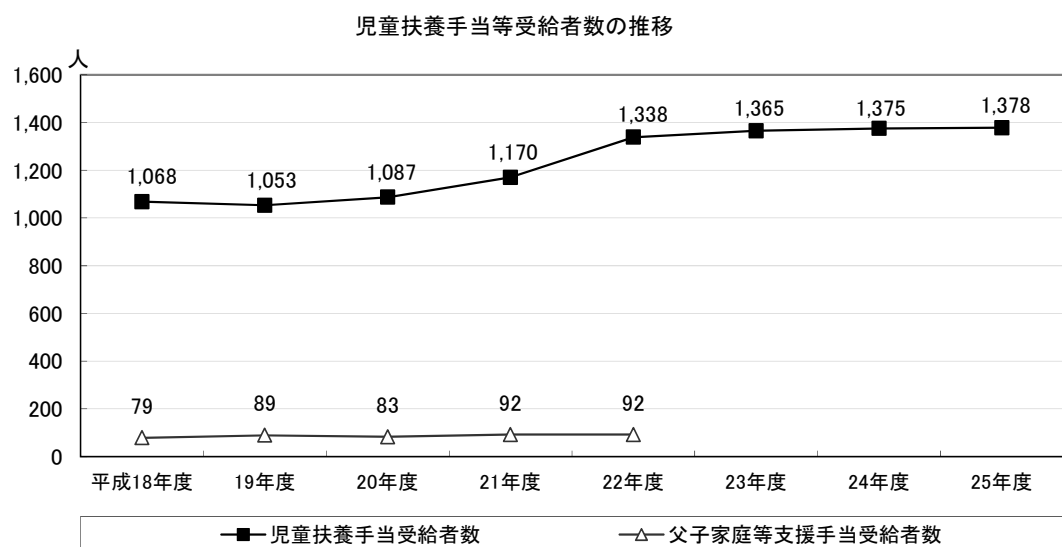
野田市の児童虐待相談件数をみると、平成 16 年の児童虐待防止法の改正により、通報の対象が「虐待を受けた」から「受けたと思われる」児童に拡大されて以降、通報意識の高まりから平成 24 年度を除き年々増加しており、特に平成 25 年度は 4,000 件台に達しています。これについては、各虐待ケースに対し、きめ細かく対応していることも要因となっています。



資料: 野田市資料

## 2) 児童扶養手当受給者数

ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数をみると、父子家庭が支給対象となった2010(平成22)年度以降1,300人台で推移しており、横ばいの状態となっています。



資料:野田市資料

※ 父子家庭への支給は18年度から22年7月まで野田市単独の父子家庭等支援手当で実施し、22年8月からは児童扶養手当の対象となりました。

## 第3章 子育て支援の環境

### 1 子育てに関する意向調査の結果

#### 【調査概要】

■調査対象者：「就学前児童」「幼稚園児」「小学生」をお持ちの世帯・保護者

■調査期間：平成26年1月8日（水）～平成26年1月31日（金）

■調査方法：「幼稚園児」・・・幼稚園経由での配布・回収

「就学前児童」「小学生」・・・郵送による配布・回収

| 調査票   | 調査対象者数<br>(配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|-----------------|-------|-------|
| 就学前児童 | 2,000           | 997   | 49.9% |
| 幼稚園児  | 500             | 433   | 86.6% |
| 小学生   | 500             | 261   | 52.2% |
| 合計    | 3,000           | 1,691 | 56.4% |

（注釈） 以下の調査結果について、nは回答者総数（又は該当質問での該当者数）のことです。

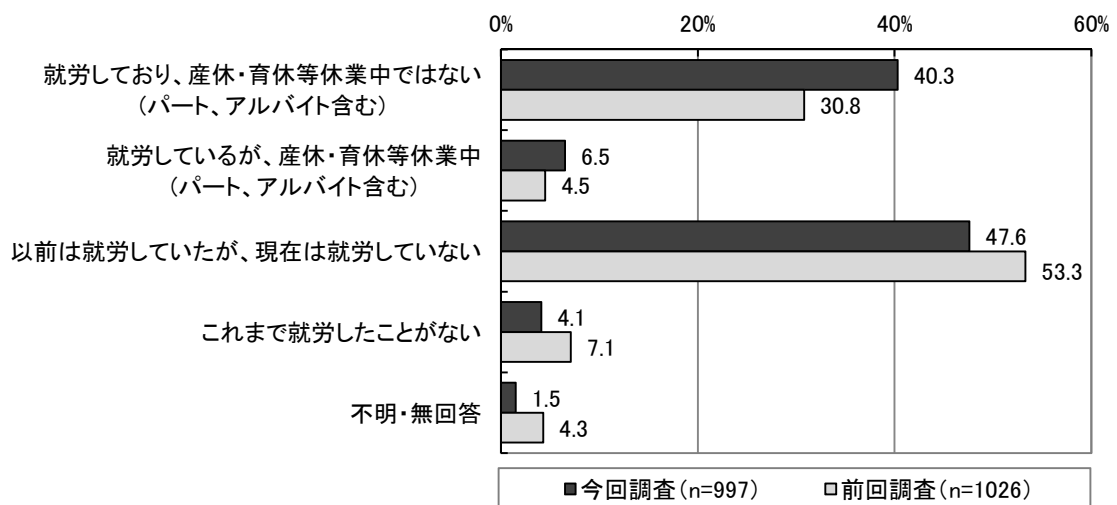
また前回調査の実施時期は、平成20年11月です。

#### 1) 就学前児童の保護者（母親）の就労状況

就学前児童をもつ母親の就労状況をみると、「就労しており、産休・育休等休業中ではない」が前回の30.8%から9.5%増加し、40.3%となっています。

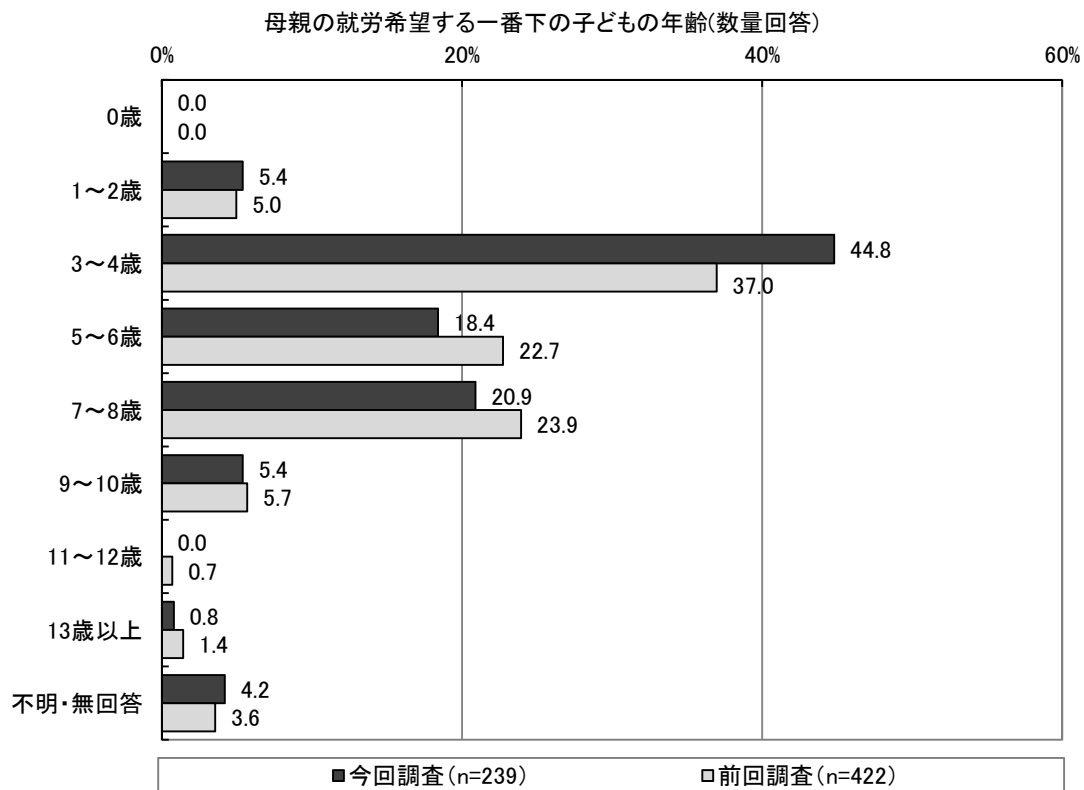
また、就労日数と就労時間をみても、共に増加しています。

就学前児童・母親の就労状況(単数回答)



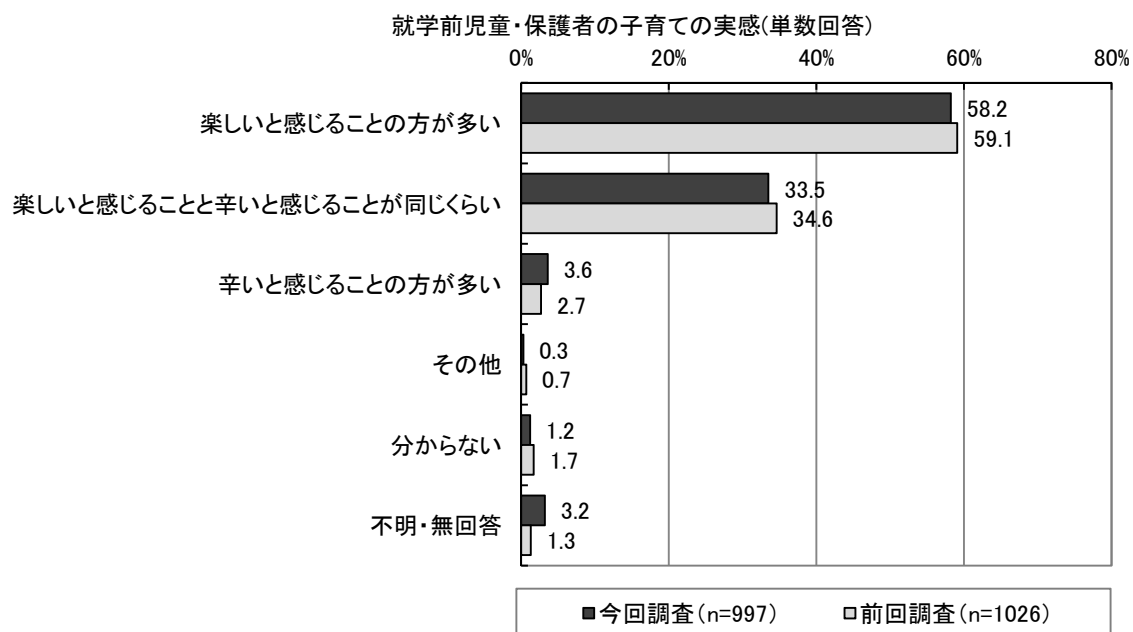
| 就学前児童・母親の就労日数・時間の状況 | 今回調査 (n=466) | 前回調査 (n=187) |
|---------------------|--------------|--------------|
| 1週当たりの平均就労日数(日)     | 4.6          | 4.1          |
| 1日当たりの平均就労時間(時間)    | 6.7          | 5.1          |

今後就労を希望する母親における一番下の子どもが何歳になったら就労したいかについてみると、今回調査では、「1～2歳」と「3～4歳」で前回調査を上回っており、就労希望の時期が低年齢化しています。



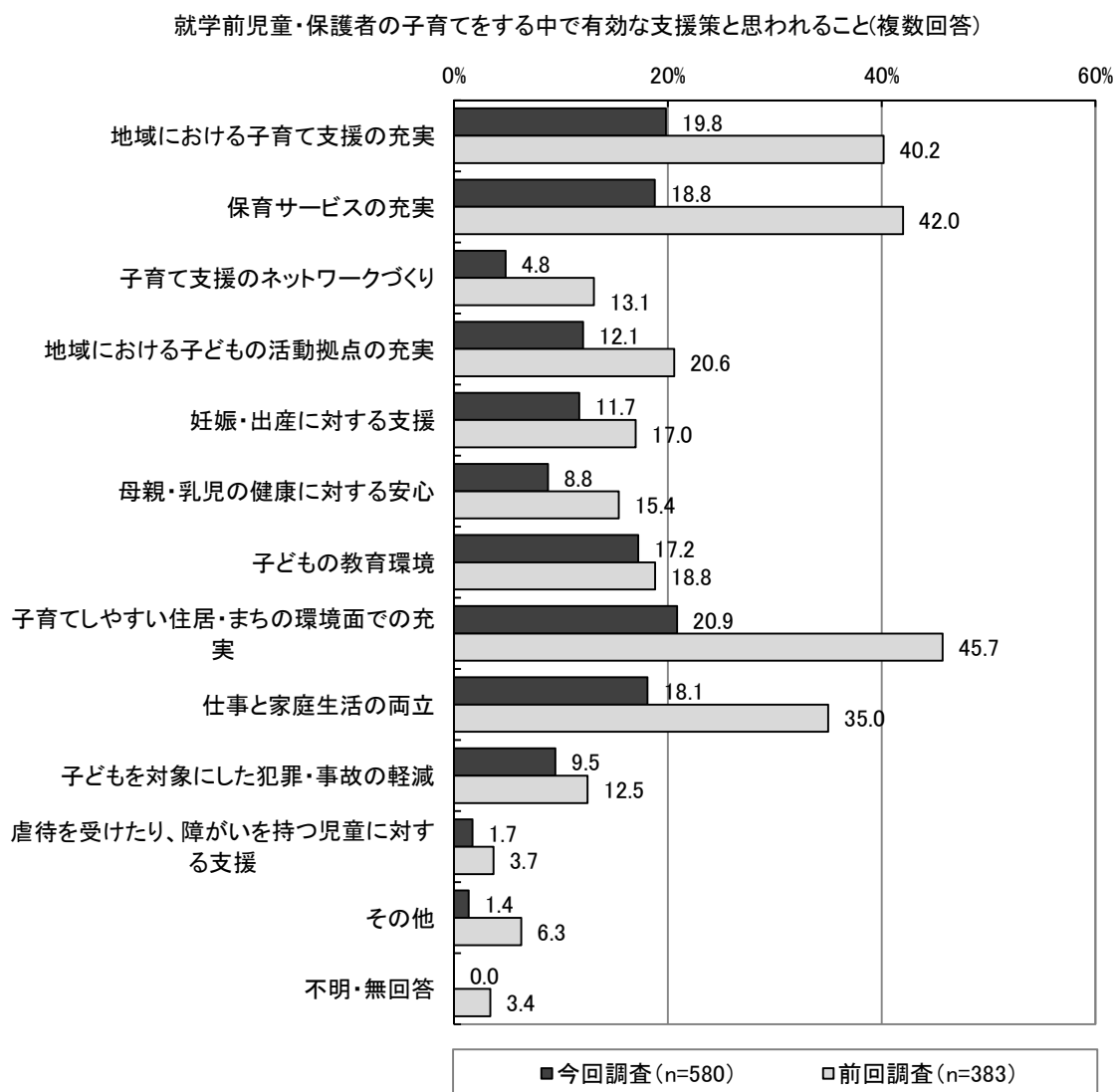
## 2) 子育てに関する実感

就学前児童をもつ保護者の子育ての実感をみると、今回の調査では「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多い」を合わせると、37.1%となっています。前回調査からほとんど変化がなく、依然、子育てが心理的な負担感となっています。



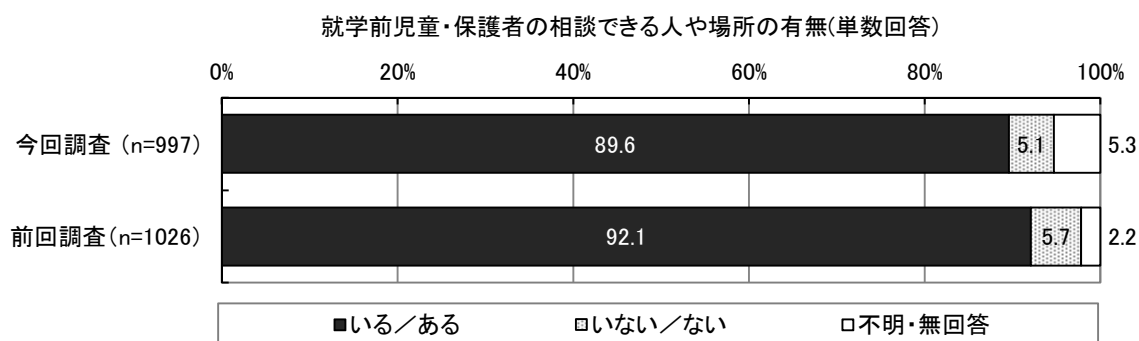
### 3) 子育てについて有効な支援策と思われること

就学前児童をもつ保護者の子育てについて有効な支援策と思われることについて、今回の調査では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が20.9%と最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」、「保育サービスの充実」が挙げられ、これら上位項目は、前回調査の上位項目とほぼ同じです。

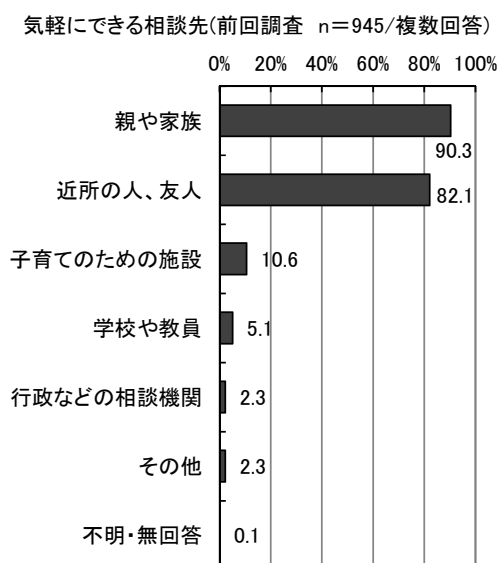
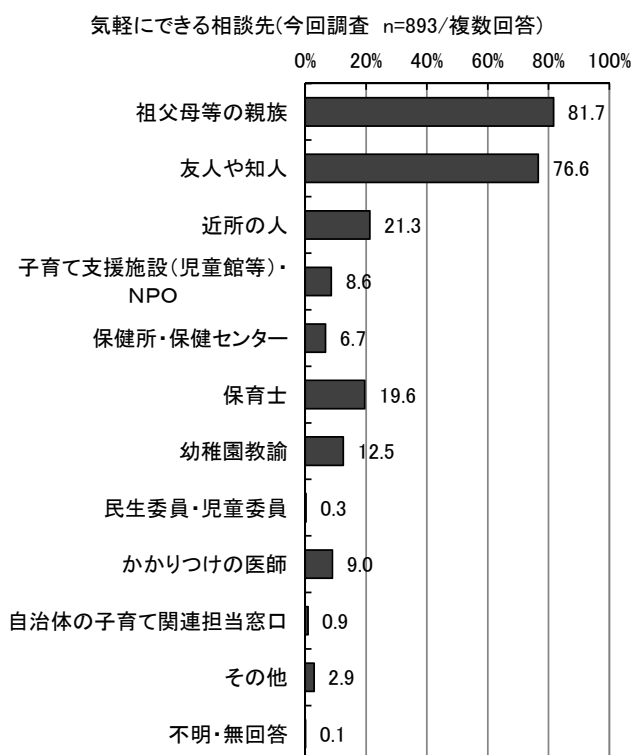


#### 4) 相談できる人の有無と相談相手

就学前児童をもつ保護者が子育てを相談できる人や場の有無をみると、今回調査では89.6%となっており、前回調査に比べほぼ同様となっています。



就学前児童をもつ保護者の相談先をみると、今回調査では「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な人が相談相手となっており、前回調査と同様の傾向となっていますが、他の相談先も増えています。



## 2 子育て支援サービスの提供と利用の動向

### 1) 教育・保育サービス等の提供状況と利用動向

#### (1) 認可保育所

野田市の認可保育所は、平成 21 年度から平成 24 年度にかけて 3 か所の新設があり、公立・私立を合わせ 19 か所となっています。4 月 1 日時点の入所数は、5 年前に比べ 306 人増加しています。一方で待機児童数は、保育所新設時は減少していますが、再び増加しています。

#### 認可保育所入所状況

|                        | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 定員(人)                  | 1,760    | 1,760    | 1,820    | 1,970    | 1,970    |
| 施設数(箇所)                | 16       | 16       | 17       | 19       | 19       |
| 年間延べ人数(人)              | 24,029   | 24,801   | 25,624   | 27,037   | 27,196   |
| 入所数(人)<br>(各年4月1日現在)   | 1,876    | 1,970    | 2,086    | 2,147    | 2,182    |
| 待機児童数(人)<br>(各年4月1日現在) | 0        | 18       | 16       | 0        | 6        |

資料:野田市資料

# 認可保育所別入所状況

| 保育所(園)名                   | 平成 21 年4月1日現在 |        |        | 平成 25 年4月1日現在 |        |        |
|---------------------------|---------------|--------|--------|---------------|--------|--------|
|                           | 定員(人)         | 入所数(人) | 入所率(%) | 定員(人)         | 入所数(人) | 入所率(%) |
| 清水保育所                     | 120           | 137    | 114.2  | 120           | 144    | 120.0  |
| 花輪保育所                     | 150           | 136    | 90.7   | 150           | 134    | 89.3   |
| あたご保育所                    | 150           | 142    | 94.7   | 150           | 146    | 97.3   |
| 中根保育所                     | 200           | 228    | 114.0  | 200           | 213    | 106.5  |
| 東部保育所                     | 120           | 110    | 91.7   | 120           | 114    | 95.0   |
| 南部保育所                     | 150           | 163    | 108.7  | 150           | 150    | 100.0  |
| 北部保育所                     | 120           | 138    | 115.0  | 120           | 149    | 124.2  |
| 尾崎保育所                     | 150           | 158    | 105.3  | 150           | 153    | 102.0  |
| 福田保育所                     | 120           | 127    | 105.8  | 120           | 106    | 88.3   |
| 古布内保育所                    | 90            | 103    | 114.4  | 90            | 110    | 122.2  |
| 木間ヶ瀬保育所                   | 90            | 103    | 114.4  | 90            | 121    | 134.4  |
| 乳児保育所                     | 60            | 55     | 91.7   | 60            | 50     | 83.3   |
| (私)聖華保育園                  | 60            | 69     | 115.0  | 60            | 79     | 131.7  |
| (私)コビープリスクール<br>のだ保育園     | 60            | 73     | 121.7  | 60            | 76     | 126.7  |
| (私)コビープリスクール<br>せきやど保育園   | 60            | 68     | 113.3  | 60            | 81     | 135.0  |
| (私)アスク<br>七光台保育園          | 60            | 66     | 110.0  | 60            | 91     | 151.7  |
| (私)アスク川間保育園               |               |        |        | 60            | 83     | 138.3  |
| (私)コビープリスクール<br>さくらのさと保育園 |               |        |        | 60            | 82     | 136.7  |
| (私)梅郷保育園                  |               |        |        | 90            | 100    | 111.1  |
| 合計                        | 1,760         | 1,876  | 106.6  | 1,970         | 2,182  | 110.8  |

資料:野田市資料

※ 入所数については、平成 10 年 2 月 13 日付厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」に基づき、弾力的な運用をしています。

## (2) 幼稚園

野田市の幼稚園の入園児童数をみると、平成 24 年までは 2,300 人台で推移していましたが、平成 25 年には 2,174 人まで減少しており、定員割れの状況となっています。

### 幼稚園入園状況

|                           | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 定員(人)                     | 2,790    | 2,790    | 2,790    | 2,790    | 2,790    |
| 施設数(箇所)                   | 12       | 12       | 12       | 12       | 12       |
| 合計児童数(人)                  | 2,309    | 2,319    | 2,324    | 2,308    | 2,174    |
| 公立幼稚園児童数(人)<br>(各年5月1日現在) | 322      | 293      | 307      | 295      | 278      |
| 私立幼稚園児童数(人)<br>(各年5月1日現在) | 1,987    | 2,026    | 2,017    | 2,013    | 1,896    |

資料:野田市資料

幼稚園別の園児数、延長保育、子育て支援の状況

(平成 25 年 5 月 1 日 現在)

| 幼稚園名         | 園児数(人) | 延長保育                   | 子育て支援                                                                                    |
|--------------|--------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (公)野田幼稚園     | 143    | 実施無し                   | 園庭開放、プレ幼稚園                                                                               |
| (公)関宿南部幼稚園   | 77     | 実施無し                   | 園庭開放、ひよこ教育                                                                               |
| (公)関宿中部幼稚園   | 58     | 実施無し                   | 園庭開放                                                                                     |
| (私)月影幼稚園     | 186    | 実施無し                   | 園庭開放※問合せにより実施、ピアノ教室(個人)                                                                  |
| (私)第二野田中央幼稚園 | 238    | 17:30 まで               | プレ幼稚園、幼稚園農園、相談室、幼児教室(音楽教室、サッカー教室、英会話教室、ペンシルア、未就園児教室(ちびっこランド幼児教室))                        |
| (私)宮崎幼稚園     | 30     | 17:30 まで               | なし                                                                                       |
| (私)野田中央幼稚園   | 237    | 17:30 まで               | 幼児教室(音楽教室、サッカー教室)                                                                        |
| (私)野田聖華幼稚園   | 185    | 17:30 まで               | 園庭開放、親子サークル、発育測定、栄養士さんの知恵袋、育児相談、就学前教育、英会話教室、老人ホームの方々との交流会                                |
| (私)野田北部幼稚園   | 376    | 17:00 まで<br>(最長 17:30) | 幼児教室(英語教室、音楽教室、サッカー教室、体操教室)                                                              |
| (私)柳沢幼稚園     | 228    | 17:30 まで               | お日さまクラブ(朝時間保育)、みつぼしクラブ(延長保育)、幼児教室(体操教室、体育クラブ、サッカー教室、英語教室)、園庭開放、消防署見学                     |
| (私)岩木幼稚園     | 298    | 18:00 まで               | 社会見学、さつま芋の継続観察、幼児教室(リズム体操、音楽教室、サッカークラブ、スポーツクラブ、えんぴつランド)、園庭解放                             |
| (私)関宿幼稚園     | 118    | 18:00 まで               | 8:00 から 8:50 早朝保育、幼児教室(体操教室、英会話教室、サッカー教室、バレエ教室)、さくらんぼ親子教室と園庭開放、関宿小学校と給食体験、関宿中学校とふれあい遊び体験 |

資料:野田市資料

## 2) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

### (1) 学童保育所

学童保育所は平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、11 か所の新設(うち、1 か所民設)があり、合計 32 か所となっています。

小学校の児童数には、大きな変化はありませんが、学童保育所の利用は年々増加傾向にあり、平成 25 年には延べ 13,947 人となっています。

経営形態別でみると、直営の学童保育所の利用が減少する一方、委託の学童保育所の利用は大幅に増加しており、平成 25 年には 10,000 人台に達し、過密化している施設も小学校単位で 3 か所、単独設置校で 1 か所の計 4 か所となっています。

#### 学童保育所入所状況

(各年度 4 月 1 日時点)

|           | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 合計施設数(箇所) | 21       | 29       | 32       | 32       | 32       |
| 直営施設数(箇所) | 14       | 14       | 14       | 14       | 14       |
| 委託施設数(箇所) | 7        | 15       | 18       | 18       | 18       |
| 合計延べ人数(人) | 12,303   | 11,461   | 12,317   | 12,773   | 13,947   |
| 直営延べ人数(人) | 8,567    | 7,554    | 5,223    | 4,011    | 3,578    |
| 委託延べ人数(人) | 3,736    | 3,907    | 7,094    | 8,762    | 10,369   |

資料:野田市資料

# 学童保育所別の入所状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

| 学童保育所名 | 運営先      | 入所児童数(人) | 児童1人当り保育室面積(m <sup>2</sup> ) |
|--------|----------|----------|------------------------------|
| 野田     | 直営       | 27       | 5.81                         |
| 野田第二   | 社会福祉協議会  | 88       | 0.78                         |
| 柳沢     | 直営       | 8        | 8.00                         |
| 柳沢第二   | 社会福祉協議会  | 39       | 1.64                         |
| 清水     | 直営       | 34       | 2.19                         |
| 清水第二   | 社会福祉協議会  | 61       | 1.05                         |
| 南部     | 白須賀学園    | 69       | 0.91                         |
| 南部第二   | どろんこの会   | 31       | 2.19                         |
| 南部第三   | どろんこの会   | 29       | 2.31                         |
| 東部     | 直営       | 42       | 1.77                         |
| 川間     | 直営       | 20       | 3.72                         |
| 福田     | 直営       | 9        | 8.27                         |
| 岩木     | 直営       | 23       | 3.87                         |
| 岩木第二   | 社会福祉協議会  | 96       | 1.33                         |
| 宮崎     | 直営       | 9        | 8.27                         |
| 宮崎第二   | 社会福祉協議会  | 96       | 0.82                         |
| 山崎     | 直営       | 9        | 7.59                         |
| 山崎第二   | 社会福祉協議会  | 42       | 1.52                         |
| 七光台    | 直営       | 9        | 7.88                         |
| 七光台第二  | 社会福祉協議会  | 65       | 1.48                         |
| 尾崎     | 直営       | 11       | 5.82                         |
| 尾崎第二   | 社会福祉協議会  | 55       | 1.16                         |
| 二ツ塚    | 直営       | 47       | 1.74                         |
| 北部     | 社会福祉協議会  | 86       | 1.14                         |
| みずき    | 社会福祉協議会  | 50       | 1.87                         |
| みずき第二  | 社会福祉協議会  | 32       | 2.52                         |
| 三ヶ尾    | 社会福祉協議会  | 24       | 3.19                         |
| 木間ヶ瀬   | 直営       | 25       | 2.56                         |
| 二川     | 日本保育サービス | 60       | 2.19                         |
| 関宿中央   | 直営       | 18       | 3.68                         |
| 関宿中央第二 | 社会福祉協議会  | 54       | 1.23                         |
| 関宿     | 社会福祉協議会  | 22       | 3.00                         |
| 合 計    |          | 1,290    | 1.97                         |

資料:野田市資料

## (2) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの会員数の合計は平成 23 年以降 580 人前後で推移していますが、利用件数は平成 22 年以降年々増加傾向にあり、平成 25 年は 3,494 件となっています。

### 会員・利用状況

|             | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 会員合計(人)     | 637      | 623      | 572      | 571      | 587      |
| 利用会員(人)     | 424      | 431      | 391      | 401      | 415      |
| 提供会員(人)     | 144      | 130      | 126      | 116      | 122      |
| 両方会員(人)     | 69       | 62       | 55       | 54       | 50       |
| 年間延べ利用件数(件) | 1,757    | 1,392    | 2,656    | 2,823    | 3,494    |

資料:野田市資料

### 利用状況

(件)

| 内 容                             | 平成 25 年度 |
|---------------------------------|----------|
| 保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り              | 404      |
| 保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助              | 231      |
| 学童の放課後の援助                       | 133      |
| 学童保育のお迎え                        | 0        |
| 学童保育のお迎え及び帰宅後の援助                | 1,243    |
| 子どもの病気時の援助                      | 0        |
| 保育所・学校等休み時の援助                   | 73       |
| 保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助            | 0        |
| 保護者等の求職活動中の援助                   | 39       |
| 保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の援助 | 2        |
| 保護者等の買い物等外出の場合の援助               | 182      |
| 保護者等の病気、その他急用の場合の援助             | 142      |
| 学校の送り                           | 46       |
| 習い事の送迎(主に学童・保育所から習い事への送り迎え)     | 590      |
| 学校の迎え                           | 148      |
| 学童保育所等の登所前の援助及び送り               | 261      |
| 合 計                             | 3,494    |

資料:野田市資料

### (3) 地域子育て支援センター

子育てを地域においてサポートする拠点として、認可保育所内に 3 か所の地域子育て支援センターを設置しており、平成 25 年度で約 4,000 人の利用となっています。

地域子育て支援センターでは、相談事業を始め、サークル、講座開催、一時預かり等（2 か所で実施）の事業を行っています。

#### 年間延べ利用人数

(人)

|                       | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 合計利用人数                | 5,031    | 3,294    | 3,620    | 4,091    |
| 東部保育所内<br>地域子育て支援センター | 2,797    | 1,291    | 1,448    | 1,792    |
| 聖華保育園内<br>さくらんぼルーム    | 1,517    | 1,302    | 1,486    | 1,534    |
| アスク七光台保育園内<br>ぽかぽかひろば | 717      | 701      | 686      | 765      |

資料：野田市資料

#### （４）子育てサロン（地域子育て拠点整備事業）

乳幼児の親子同士の交流、育児から離れリフレッシュできる一時預かり、育児の悩み等の相談などの事業を行う「子育てサロン」の運営について、設置者のNPO法人に補助金を交付し、地域における子育て拠点づくりの推進を図っています。

##### 年間延べ利用人数

(人)

|                                        | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 合計利用人数                                 | 12,543   | 10,930   | 12,781   | 15,456   | 14,483   |
| チャイルド館<br>※NPO 法人<br>ゆう&みい             | 3,326    | 3,704    | 4,655    | 6,981    | 6,505    |
| あそび・ふれあい広場<br>※NPO 法人子育て<br>ネットワークゆっくく | 5,079    | 4,564    | 4,286    | 3,722    | 3,546    |
| スマイル<br>※NPO 法人<br>野田市どろんこの会           | 4,138    | 2,662    | 3,840    | 4,753    | 4,659    |

資料：野田市資料

#### （５）つどいの広場

関宿地域における子育て拠点として、3 歳までの乳幼児を育てる保護者とその子どもの交流や育児相談、講座の開催等の事業を行う、つどいの広場事業を NPO 法人に運営委託し実施しており、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。

##### 年間延べ利用人数

(人)

|        | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 合計利用人数 | 5,544    | 5,527    | 4,323    | 5,037    | 3,744    |

資料：野田市資料

#### （６）子ども館（児童館）

市内 6 か所の子ども館は、地域における児童の健全育成の拠点として、親子サークルなどによる交流事業、伝承遊びや工作などの指導、野外ゲームやスポーツ、人形劇などのイベントを企画し活動しています。また、各地域の公園等に出向く「出張子ども館」を実施しています。

##### 年間延べ利用人数

(人)

|            | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 合計利用人数(6館) | 27,948   | 24,275   | 24,149   | 27,045   | 24,115   |

資料：野田市資料

## 第4章 基本理念と基本目標

### 1 プランの基本理念

#### 子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち

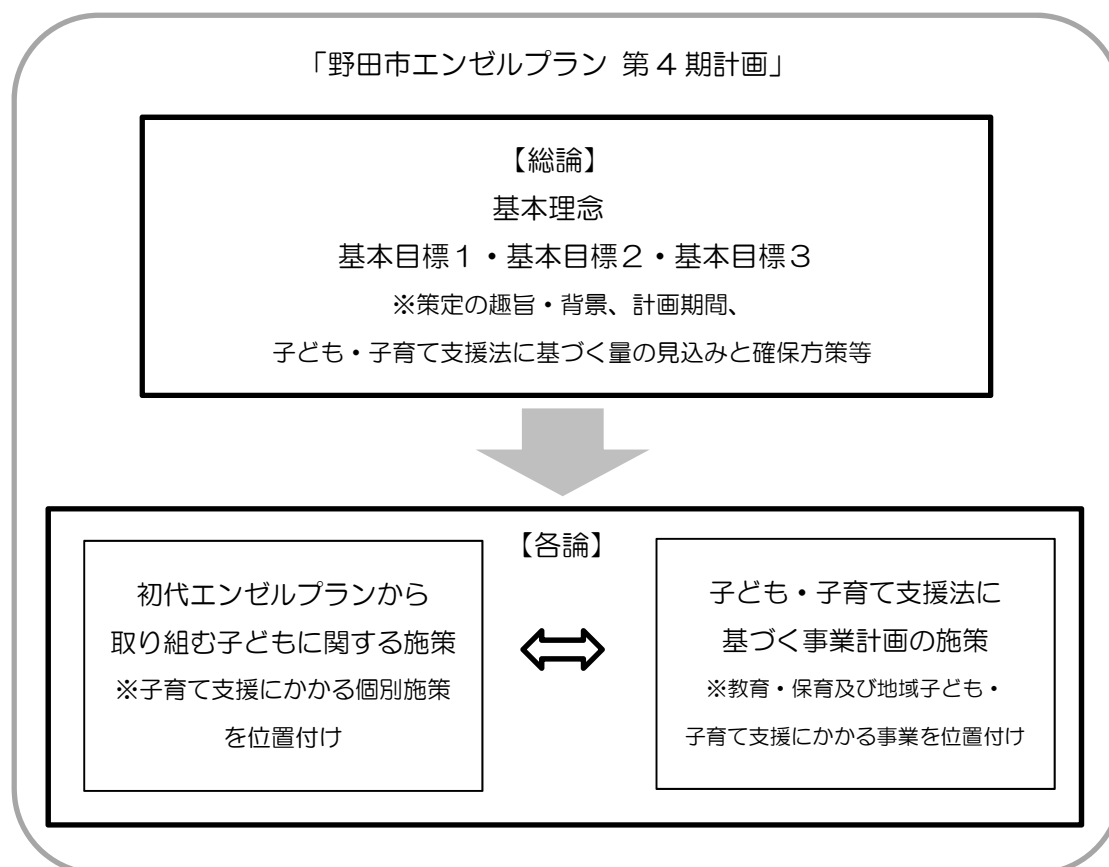
エンゼルプランは、当初から全体の考え方である「子育ての基本は家庭に、子育て支援は地域ぐるみで」に基づき、「子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち」を基本理念に掲げています。

また、子ども・子育て支援法の基本理念でも「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。」としており、子育てと子育て支援について、初代エンゼルプランから引き継ぐ基本理念に共通する考え方となっていることから、本プランにおいてもこの基本理念を継承し掲げてまいります。

## 2 プランの考え方

### 1) プランの基本構成

プランの基本理念と基本目標を総論に掲げ、各論には、初代エンゼルプラン時代からその時々に必要な施策を創設し、改正及び整理をしながら取り組んできた施策体系と、平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の目標量の設定などを位置付ける市町村事業計画の二本柱で構成します。



### 3 プランの基本目標

これまでエンゼルプランに掲げてきた3つの基本目標については、子ども・子育て支援法に基づき示された事業計画基本指針とも趣旨が整合しており、本プランにおいても引き続き位置付けます。

#### 基本目標1：すべての人が安心して楽しく子育てができるように (家庭養育力の回復・向上)

核家族化の進行や家族構成の変化は続いており、意識調査の結果からも子育ての不安や悩みを当事者のみで抱える保護者の存在がみられます。また、少子化の進行にもかかわらず、女性の社会進出や経済状況の長期間の低迷等から、子育てする母親の就労希望は高く、保育サービスの需要はとりわけ低年齢児において増加しています。さらには、働き方の多様化や子どもを取り巻く環境の変化により、保育ニーズの内容も多岐に渡り、それぞれに対応できるサービスの充実が望まれています。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援の新制度を踏まえた教育・保育の量の確保と質の改善、適切な相談や情報提供が行える体制づくりとともに、子どもの発達に応じた環境や健康づくりについて支援していきます。

#### 基本目標2：すべての子どもが毎日明るく健やかに学び、 成長できるように

現代の子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及が子どもを犯罪の世界に容易に引き込む危険性を併せ持ち、また厳しい経済状況が格差を生むことで、将来の進路にも影を落とすことなどが指摘されています。さらに、児童虐待相談件数は年々増加傾向にあり、虐待の内容も複雑化しています。

このような状況を踏まえ、子どもの安全を守る施策の推進や生きる力の育成、ひとしく学力の向上が図れる機会の提供等教育環境の整備に取り組み、児童虐待の早期発見・未然防止と被虐待児や障がいをもつ子どもへの支援を進めていきます。

### 基本目標３：地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように （子育て支援力の向上）



職業生活と子育てや介護など家庭生活との両立について、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を踏まえ、結婚や出産に対する不安を軽減するための環境を整備するとともに、「子どもは地域の宝である」との考え方に立ち、行政による保育サービスの充実のみならず、地域や事業所における取組を進めていくことが必要です。

市では、育児休業の取得や男性の子育てへの参加等「野田市男女共同参画計画」に基づく意識啓発を推進します。また、依然として厳しい経済状況にあるひとり親家庭等について、子どもへの貧困の連鎖を断ち切ることからも、自立に向けた支援を進めることが重要です。

## 4 プランの基本目標と包含する計画の国基本指針との比較

| エンゼルプランの基本目標                                                                                                                                                           | 子ども・子育て支援法に基づく基本指針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (参考) 次世代育成支援推進法に基づく後期行動計画策定指針に示された基本的な視点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>基本目標１：<br/>すべての人が安心して楽しく子育てができるように<br/>(家庭養育力の回復・向上)</p> <p>基本目標２：<br/>すべての子どもが毎日明るく健やかに学び、成長できるように</p> <p>基本目標３：<br/>地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように<br/>(子育て支援力の向上)</p> | <p>①子育てに関する理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと。</li> <li>・一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。</li> </ul> <p>②子どもの育ちに関する理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに周囲の環境に対して能動的に働きかける力を有する。</li> <li>・発達に応じた適切な保護者の関わりや子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。</li> </ul> <p>③社会のあらゆる分野における構成員の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つ。</li> <li>・未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要がある。</li> </ul> | <p>①子どもの視点</p> <p>②次代の親づくりという視点</p> <p>③サービス利用者の視点</p> <p>④社会全体による支援の視点</p> <p>⑤仕事と生活の調和実現の視点</p> <p>⑥すべての子どもと家庭への支援の視点</p> <p>⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点</p> <p>⑧サービスの質の視点</p> <p>⑨地域特性の視点</p> <p>※ 次世代法は、平成 37 年 3 月末まで 10 年間延長され、男性の育児休業取得など、高い取組を行う事業主の認定制度の創設などを盛り込んだ指針に改正されました。なお、子育て支援施策等については、子ども・子育て支援法に基づく事業計画に引き継ぎ、ワーク・ライフ・バランスに関することなど次世代法の趣旨を盛り込むことで行動計画の策定に代えられるとされました。</p> |

## 5 本プランの施策の主なポイントと新たな取組について

本プランは、子ども・子育て支援の新制度の趣旨である、教育・保育の量の確保と質の改善、地域の子育て支援の充実について、新制度の仕組みと財源を活用し、新たに位置付けられた事業と既存事業の再編と拡充などに取り組みます。

### 1) 教育・保育の量の確保

#### (1) 待機児童と潜在的保育ニーズへの実効的な取組

別途説明します。

### 2) 教育・保育の質の改善

#### (1) 保育所における3歳児配置基準の改善

野田市はこれまでも保育士の配置数については、児童の年齢区分毎に切り上げて国の基準（全年齢の合計で四捨五入）よりも手厚くしていましたが、さらに保育環境を充実させるために、新制度の公定価格の加算措置を踏まえ、3歳児の保育に当たり、児童 15 人に対し保育士 1 人を配置することとします。・・・(P70)

### 3) 子ども・子育て支援新制度に対応した地域子育て支援事業の再編

#### (1) 利用者支援事業の拡充

社会福祉協議会に委託して実施している子育て支援総合コーディネート事業をインターネットによる情報提供である「かるがもネット」も併せて、27 年度に設置する「子ども支援室」で実施します。コーディネーターは「子ども支援室」におけるワンストップの総合相談窓口において、子育て支援などの相談業務を担当し、また、地域子育て拠点の相談・情報提供事業の指導など地域連携を行うことで、「利用者支援事業」における「基本型」への移行を目指します。・・・(P89)

#### (2) 学童保育所の新基準への対応

概ね 40 人を超える集団のクラス分けへなど、新制度の基準への対応と学校区単位での過密化の解消を進めます。・・・(P78)

#### (3) 地域子育て支援拠点事業の再編

地域子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンが共通の事業を行えるよう、子ども館や子育て支援総合コーディネート事業と連携を図りながら進めていきます。

・・・(P82~P85)

#### (4) 未実施事業及び新たに創設された事業への対応

新制度に位置付けられた地域子ども・子育て支援 13 事業のうち、既存制度で未実施だった「子育て短期支援事業（ショートステイ）」について、要保護児童対策の視点から実施に

向けて取り組みます。

・・・(P237)

また、利用者支援事業を除く新制度で創設された「実費徴収に係る補足給付」と「多様な主体の参入促進」の2事業については、国が示す具体的な内容を踏まえ、事業の必要性なども考慮した上で実施を検討します。

#### 4) 既存事業の拡充

##### (1) 子ども医療費助成制度の拡大

通院・調剤費の助成対象について、これまでの小学3年生までから中学3年生までに拡大します。拡大に当たって、所得制限の適用は行いませんが、安定的に事業を維持することと受益者負担の原則から、自己負担金を全助成対象年齢で診療1件及び入院1日当たり300円に引き上げるとともに、利用者と医療機関への周知期間を考慮した適切な時期に実施してまいります。

・・・(P275)

##### (2) 地域における子育て支援活動への支援

NPOが取り組む「ホームスタート事業」を地域子育て拠点事業の一部として取り込み、支援します。

・・・(P82)

地域ボランティアによるプレーパーク事業について、子ども館事業などとの連携を踏まえて支援します。

・・・(P110)

#### 5) 妊娠・出産から育児まで一人一人の状況把握と切れ目ない支援

「子ども支援室」を保健センター4階に設置し、妊娠期から出産、子育て期にわたり、様々な相談についてワンストップで総合的に対応できる拠点とします。

「子ども支援室」では、すべての妊産婦の情報を把握し、母子保健・子育て支援・発達支援など、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制を築き、事業に取り組むことで、妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消や発達障がいにおける早期発見・早期療育へのつながりなどを図るとともに、妊娠期からの支援と事業の周知徹底、関係機関との連携により、望まない妊娠などによる児童虐待のリスク軽減なども図ります。

・・・(P259)

#### 6) 次世代法に基づく職業生活と家庭生活との両立が図られるために必要な施策との連携

次世代育成支援対策推進法の期限延長に基づく市町村行動計画については、次世代法の趣旨の一部の要素を加えた形で子ども・子育て支援法に基づく事業計画と一体のものとして策定することが可能とされています。また、事業計画策定指針では、①県・労働者・事業主・子育て支援団体などと連携しながら地域の実情に応じた取組を進めること、②保育及び放課後児童健全育成事業、子育て支援事業の展開による仕事と子育ての両立のための基盤整備を示しています。

これらを踏まえ、市では、①啓発や企業・団体の取組の好事例の情報収集について県の施策と連携すること、②本プランに位置付ける各施策の取組により進めることとします。

・・・(P269～281)

【「放課後子ども総合対策プラン」について】

国の「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な事業の目標と方策等について、次世代法の行動計画を引き継いだ本プランに位置付けます。

・・・(P57)

## 7) 引き続き重点的に取り組む施策について

下記の2つの施策については、引き続き重点施策として位置付け、個別プランを別立てして取り組みます。

### (1) ひとり親家庭等の自立支援の促進

平成 27 年度3月策定「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第3次改訂版」による施策を本プランの各論に位置付けます。同プランでは、母子家庭の就労収入を増やす施策に重点を置くとともに、新たな施策として、税制上、不利な立場にある未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用などに取り組みます。

・・・(P245～252)

### (2) 要保護児童対策の取組の推進

平成 23 年 3 月策定「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」に掲げる施策を本プランの各論に位置付けます。新たな施策として、居住実態が把握できない児童への適切で迅速な対応のために、関係機関の連携を中心としたシステムにより取り組みます。

・・・(P234～242)

## 第5章 サービス供給の事業量と確保量

### 1 子ども・子育て支援制度について

#### 新制度の主なポイント

- 質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供  
(幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無に関わらず幼児教育を受けられる「幼保連携型認定こども園」を普及)
- 保育の量的拡大と確保、教育・保育の質的改善  
(教育・保育のニーズを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・地域型保育などを組み合わせて計画的に整備)
- 地域の子育て支援の充実  
(家庭と地域の多様なニーズに対応するため、地域子育て拠点事業、一時預り、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどを充実)

#### 1. 子ども・子育て支援給付

共通の給付制度により幼児教育・保育を提供

##### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

##### 地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

#### 2. 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
  - ②一時預かり事業
  - ③放課後児童健全育成事業
  - ④地域子育て支援拠点事業
  - ⑤妊婦健診事業
  - ⑥乳児家庭全戸訪問事業
  - ⑦養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
  - ⑧子育て短期支援事業
  - ⑨ファミリー・サポート・センター事業
  - ⑩時間外保育事業
  - ⑪病児・病後児保育事業
  - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ※①⑫⑬は新制度において新たに創設された事業

## 2 事業計画における区域設定の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

野田市においては、以下の理由から「行政区（市全域）」を本計画の教育・保育の提供区域として設定します。

なお、国の指針によれば、教育・保育施設の広域利用の実態と地域子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は事業ごとに区分設定できるとされていることから、子育てする方の身近な支援の場である地域子育て拠点事業については、前プランの方針を踏まえ、地域バランスを考慮しながら実施してまいります。

- 広域設定の方が需給見込み及び調整が容易であり、柔軟な教育・保育の提供が可能。また、勤務地の都合等による広域ニーズに対応できること。
- 野田市は認可保育所による保育の提供を基本としていること。また、認可外保育施設や事業所内託児施設が少なく、新制度への移行が見通せないため、地域型保育事業における保育の提供体制の確保の想定が困難であること。
- 野田市は市域面積が広いが、保育所の送迎については自動車による手段が大半であり、例えば関宿地域の保育所利用者も川間、北部地域の保育所を含めて広域に利用している実態があること。

### 3 教育・保育における量の見込みと提供体制・確保方策

#### ■教育における量の見込み

単位(人)

|        | 実績                    | 見込み            |                |                |                |
|--------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|        | 平成 25 年度              | 平成 27 年度       |                | 平成 28 年度       |                |
|        | 合計                    | 1 号認定<br>3 歳以上 | 2 号認定<br>3 歳以上 | 1 号認定<br>3 歳以上 | 2 号認定<br>3 歳以上 |
| ①量の見込み | 2, 174<br>(定員 2, 790) | 1,577          | 628            | 1,516          | 604            |
| ②確保の内容 |                       | 2,205          |                | 2,120          |                |
| ②ー①    |                       | 2,790          |                | 2,790          |                |
|        |                       | 585            |                | 670            |                |

|        | 見込み            |                |                |                |                |                |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|        | 平成 29 年度       |                | 平成 30 年度       |                | 平成 31 年度       |                |
|        | 1 号認定<br>3 歳以上 | 2 号認定<br>3 歳以上 | 1 号認定<br>3 歳以上 | 2 号認定<br>3 歳以上 | 1 号認定<br>3 歳以上 | 2 号認定<br>3 歳以上 |
| ①量の見込み | 1,491          | 593            | 1,481          | 590            | 1,507          | 600            |
|        | 2,084          |                | 2,071          |                | 2,107          |                |
| ②確保の内容 | 2,790          |                | 2,790          |                | 2,790          |                |
| ②ー①    | 706            |                | 719            |                | 683            |                |

※量の見込みについては平成 25 年度実施の子育てに関する意向調査（ニーズ調査）の結果を使用。

#### ■保育における量の見込み

単位(人)

|        | 実績                  | 見込み                           |                  |       |                    |                  |       |
|--------|---------------------|-------------------------------|------------------|-------|--------------------|------------------|-------|
|        | 平成 25 年度            | 平成 27 年度                      |                  |       | 平成 28 年度           |                  |       |
|        | 合計                  | 2 号<br>認定<br>3 歳以上            | 3 号<br>認定<br>0 歳 | 1-2 歳 | 2 号<br>認定<br>3 歳以上 | 3 号<br>認定<br>0 歳 | 1-2 歳 |
| ①量の見込み | 2,266<br>(定員 1,970) | 当該項目については、別途パブリック・コメントを実施します。 |                  |       |                    |                  |       |
| ②確保の内容 |                     |                               |                  |       |                    |                  |       |
| ②ー①    |                     |                               |                  |       |                    |                  |       |

|        | 見込み                |                  |       |                    |                  |       |                    |                  |       |
|--------|--------------------|------------------|-------|--------------------|------------------|-------|--------------------|------------------|-------|
|        | 平成 29 年度           |                  |       | 平成 30 年度           |                  |       | 平成 31 年度           |                  |       |
|        | 2 号<br>認定<br>3 歳以上 | 3 号<br>認定<br>0 歳 | 1-2 歳 | 2 号<br>認定<br>3 歳以上 | 3 号<br>認定<br>0 歳 | 1-2 歳 | 2 号<br>認定<br>3 歳以上 | 3 号<br>認定<br>0 歳 | 1-2 歳 |
| ①量の見込み |                    |                  |       |                    |                  |       |                    |                  |       |
| ②確保の内容 |                    |                  |       |                    |                  |       |                    |                  |       |
| ②ー①    |                    |                  |       |                    |                  |       |                    |                  |       |

※ 2 号認定の量の見込みについては、平成 25 年度実施の子育てに関する意向調査（ニーズ調査）の結果を使用。

※3号認定（0歳児、1-2歳児）の量の見込みについては、実績値とニーズ調査の結果が大きく乖離しているため、次の方法により補正しました。

- ①0歳児は、国が提示した補正值を使用して補正する（0歳児総数に対する全国平均ニーズ割合と1歳までの育児休業取得意向の割合を乗ずる）。
- ②1-2歳児は国が補正方法を提示しなかったことから、平成25年度実績に過去5年間の変化率を乗じた値を使用して補正する。

#### ■教育・保育における提供体制・確保方策の考え方

「量の見込」については、国の指針に従い、意向調査の結果に基づくニーズ量としました。

意向調査は、乳幼児の子育てをする方の将来の就労希望に係る教育・保育のニーズが反映されており、これまで、保育所の新設により一旦解消した待機児童が、再度発生する事例に見られるような潜在的な保育ニーズが含まれるものです。

教育については、平成27年度の段階で私立幼稚園の「施設型給付」への移行がないため、1号認定の利用者数について年度単位での想定ができませんが、利用定員を認可定員の範囲で設定するとした国の方針に従い、公立幼稚園を含めた認可定員数により設定します。

なお、平成26年度の利用実績は認可定員数を下回っていることから、今後の私立幼稚園の施設型給付への移行及び一時預かり事業の受託意向による2号認定者のニーズの動向も注視し、平成28年度以降の提供体制と確保方策を検討します。

保育の量と確保方策については、別途パブリック・コメントを実施します。

本プランに位置付ける「量の見込み」に対する「確保の内容」は、教育・保育施設及び地域子育て支援事業の整備状況に応じた数値の変更について、毎年の児童福祉審議会における審議により検討してまいります。

## 4 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

新制度に位置付けられた 13 事業については、新設事業などを除く 10 事業について野田市は既に実施済みです。今後の方向性については、現在市単独事業で実施している事業（子育て支援総合コーディネート事業、訪問型一時保育事業）を含め、地域子育て拠点事業などを新制度の枠組みを活用しながら再編し、事業内容の充実を図っていきたいと考えています。

また、現在、未実施の子育て短期支援事業についても実効性を考慮しつつ、実施に向けた取組を進めてまいります。

### 1) 地域子育て支援事業の量の見込み一覧

|                                |                | 平成 25 年度<br>(実績) | 平成 27 年度<br>(見込み) | 平成 28 年度<br>(見込み) | 平成 29 年度<br>(見込み) | 平成 30 年度<br>(見込み) | 平成 31 年度<br>(見込み) |
|--------------------------------|----------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者支援事業                        |                | 1 か所             | 1 か所              | 1 か所              | 1 か所              | 1 か所              | 1 か所              |
| 一時預かり事業                        | 1 号認定<br>(幼稚園) | 35,940           | 10,814<br>人日/年    | 10,399<br>人日/年    | 10,222<br>人日/年    | 10,159<br>人日/年    | 10,333<br>人日/年    |
|                                | 2 号認定<br>(幼稚園) | 人日/年             | 13,751<br>人日/年    | 13,223<br>人日/年    | 12,997<br>人日/年    | 12,917<br>人日/年    | 13,138<br>人日/年    |
|                                | 上記以外           | 6,419<br>人日/年    | 3,895<br>人日/年     | 3,873<br>人日/年     | 3,826<br>人日/年     | 3,793<br>人日/年     | 3,786<br>人日/年     |
| 放課後児童健全育成事業                    | 低学年            | 1,162 人<br>(年平均) | 670 人             | 654 人             | 649 人             | 631 人             | 607 人             |
|                                | 高学年            |                  | 490 人             | 499 人             | 495 人             | 498 人             | 487 人             |
|                                | 合計             |                  | 1,160 人           | 1,153 人           | 1,144 人           | 1,129 人           | 1,094 人           |
| 地域子育て支援<br>拠点事業                |                | 3,587<br>人回/月    | 2,090<br>人回/月     | 2,126<br>人回/月     | 2,107<br>人回/月     | 2,086<br>人回/月     | 2,056<br>人回/月     |
| 妊婦健診                           |                | 12,468<br>人回     | 13,000<br>人回      | 13,000<br>人回      | 13,000<br>人回      | 13,000<br>人回      | 13,000<br>人回      |
| 乳児家庭<br>全戸訪問事業                 |                | 2,020 人          | 2,500 人           | 2,500 人           | 2,500 人           | 2,500 人           | 2,500 人           |
| 養育支援訪問事業                       |                | 17 人             | 20 人              | 20 人              | 20 人              | 20 人              | 20 人              |
| 子育て短期支援事業                      |                | -                | 0 人日/年            | 0 人日/年            | 0 人日/年            | 0 人日/年            | 0 人日/年            |
| ファミリー・<br>サポート・センター<br>(就学児のみ) |                | 2,859<br>人日/年    | 5,902<br>人日/年     | 5,746<br>人日/年     | 5,694<br>人日/年     | 5,538<br>人日/年     | 5,330<br>人日/年     |
| 延長保育事業                         |                | 442 人/月          | 449 人/月           | 444 人/月           | 438 人/月           | 435 人/月           | 435 人/月           |
| 病児保育事業                         |                | 381<br>人日/年      | 1,070<br>人日/年     | 1,057<br>人日/年     | 1,043<br>人日/年     | 1,035<br>人日/年     | 1,037<br>人日/年     |

## 2) 地域子育て支援事業の提供体制の確保内容等

### (1) 利用者支援事業

#### ■量の見込み

単位(か所)

|        | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           |
| ②確保の内容 |             | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           |
| ②－①    |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- 利用者支援事業は、野田市では既に子育て支援総合コーディネート事業が本事業の類型である「特定型」に該当していますが、より地域や関係機関と連携し包括的な支援を行う「基本型」に再編してまいります。

### (2) 一時預かり事業

#### ■量の見込み

単位(人日/年)

|                |          | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|----------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                |          | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| 幼稚園での<br>預かり保育 | ①1号量の見込み | 35,940      | 10,814      | 10,399      | 10,222      | 10,159      | 10,333      |
|                | ②2号量の見込み |             | 13,751      | 13,223      | 12,997      | 12,917      | 13,138      |
|                | ③確保の内容   |             | 39,000      | 39,000      | 39,000      | 39,000      | 39,000      |
|                | ③－(①+②)  |             | 14,435      | 15,378      | 15,781      | 15,924      | 15,529      |
| 上記以外の<br>一時預かり | ①量の見込み   | 6,419       | 3,895       | 3,873       | 3,826       | 3,793       | 3,786       |
|                | ②確保の内容   |             | 17,160      | 17,160      | 17,160      | 17,160      | 17,160      |
|                | ②－①      |             | 13,265      | 13,287      | 13,334      | 13,367      | 13,374      |

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- 地域子育て拠点で行われている「一般型」の一時預かりについては、配置基準等を遵守した上で、委託事業として再編します。
- 「訪問型」については、市の訪問型一時保育事業の新制度の該当を見極めて再編を検討します。
- 「幼稚園型」については、2号認定児童に対する教育・保育の提供量確保の意味からも、私立幼稚園と連携を進めていきます。

### (3) 放課後児童健全育成事業

#### ■量の見込み

単位(人)

|        |     | 実績             | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-----|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        |     | 平成<br>25 年度    | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | 低学年 | 1,162<br>(年平均) | 670         | 654         | 649         | 631         | 607         |
|        | 高学年 |                | 490         | 499         | 495         | 498         | 487         |
|        | 合計  |                | 1,160       | 1,153       | 1,144       | 1,129       | 1,094       |
| ②確保の内容 |     |                | 1,336       | 1,336       | 1,336       | 1,336       | 1,336       |
| ②－①    |     |                |             | 176         | 183         | 192         | 207         |

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- ニーズ調査の結果による量の見込みに対しては確保される見通しですが、小学校区の単位及び一部単独設置校区では過密化の実態があるため、施設の新設に取り組みます。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

#### ■量の見込み

単位(人回/月)

|        | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | 2,292       | 2,090       | 2,126       | 2,107       | 2,086       | 2,056       |
| ②確保の内容 |             | 2,100       | 2,100       | 2,100       | 2,100       | 2,100       |
| ②－①    |             | 10          | － 26        | － 7         | 14          | 44          |

#### ■提供体制・確保方策の考え方

- 現在、市内に 7 か所の拠点施設があり、地域的なバランスは概ね取れています。
- 量の見込みに対しては確保される見通しですが、新制度において別事業として位置付けられる「一時預かり」を除き、相談・情報提供・サークル・講座等の事業が共通に実施できるよう再編を進めます。

## (5) 妊婦健診事業

### ■量の見込み

単位(人回/年)

|        | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | 12,468      | 13,000      | 13,000      | 13,000      | 13,000      | 13,000      |
| ②確保の内容 |             | 13,000      | 13,000      | 13,000      | 13,000      | 13,000      |
| ②－①    |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

### ■提供体制・確保方策の考え方

- 健診回数や健診項目については国の基準を踏まえつつ、保健センターによる事業として引き続き実施します。また、要保護児童対策の担当との連携に努め、ハイリスクケースの早期把握に取り組みます。

## (6) 乳児家庭全戸訪問事業

### ■量の見込み

単位(人)

|        | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | 2,020       | 2,500       | 2,500       | 2,500       | 2,500       | 2,500       |
| ②確保の内容 |             | 2,500       | 2,500       | 2,500       | 2,500       | 2,500       |
| ②－①    |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

### ■提供体制・確保方策の考え方

- 保健センターの事業として引き続き、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問します。また、要保護児童対策の担当との連携に努め、ハイリスクケースの早期把握に取り組みます。

## (7) 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

### ■量の見込み

単位(人)

|        | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | 17          | 20          | 20          | 20          | 20          | 20          |
| ②確保の内容 |             | 20          | 20          | 20          | 20          | 20          |
| ②－①    |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

### ■提供体制・確保方策の考え方

- 母子保健事業や要保護児童対策地域協議会との連携により、産褥期や育児に不安をもつ家庭を支援します。また、虐待の未然防止やリスクの軽減に努めます。

## (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### ■量の見込み

単位(人日/年)

|        | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | -           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| ②確保の内容 |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| ②－①    |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

### ■提供体制・確保方策の考え方

- 野田市はこれまでニーズが少なく未実施でしたが、子どもを同伴しての外泊ができない事情が発生した場合のセーフティネットとしての役割が期待できること、また、要保護児童対策の面から実施に向けて取り組みます。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）  
／就学児のみ

■量の見込み

単位(人日/年)

|        | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | 2,859       | 5,902       | 5,746       | 5,694       | 5,538       | 5,330       |
| ②確保の内容 |             | 5,720       | 5,720       | 5,720       | 5,720       | 5,720       |
| ②－①    |             | -182        | -26         | 26          | 182         | 390         |

■提供体制・確保方策の考え方

○ 意向調査に基づく量の見込みについては、実績（平成 25 年度：2,859 人）と比較して大きな数値（平成 27 年度：11,804 人）とになっており、過大な量になっていると考えられるため量の見込みの補正を行いました。意向調査に基づく量の見込みが週 7 日に基づくものであることから、実際の利用見込みを週 3 日～4 日と捉え、意向調査に基づく量の見込みの 1 / 2 を各年度の見込みとしました。今後も社会福祉協議会に委託して実施し、利用実績を踏まえた量に対応できるよう提供会員の確保に努めます。

(10) 延長保育事業（時間外保育事業）

■量の見込み

単位(人)

|        | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | 442         | 449         | 444         | 438         | 435         | 435         |
| ②確保の内容 |             | 492         | 492         | 492         | 492         | 492         |
| ②－①    |             | 43          | 48          | 54          | 57          | 57          |

■提供体制・確保方策の考え方

○ ニーズ調査の結果による量の見込みに対する確保量の乖離は小さいため、引き続き公立保育所への指定管理者制度導入による民間活力にて保育時間の延長に対応します。

## (11) 病児・病後児保育事業

### ■量の見込み

単位(人日/年)

|        | 実績          | 見込み         |             |             |             |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 平成<br>25 年度 | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
| ①量の見込み | 381         | 1,070       | 1,057       | 1,043       | 1,035       | 1,037       |
| ②確保の内容 |             | 1,160       | 1,160       | 1,160       | 1,160       | 1,160       |
| ②－①    |             | 90          | 103         | 117         | 125         | 123         |

### ■提供体制・確保方策の考え方

- 病児・病後児保育事業は、今後も既存施設（小張総合病院敷地内「ひばりルーム」）で実施していきます。

## (1 2) 実費徴収に係る補足給付事業

### ■提供体制・確保方策の考え方

- 低所得者への保育材料費の補助等の事業について、国・県の実施要綱等に基づき実施します。

## (1 3) 多様な主体の参入促進事業

### ■提供体制・確保方策の考え方

- 教育・保育への新規参入事業者への相談・助言・斡旋に係る事業について、野田市は、これまでの認可制度に基づく施設による提供を基本としており、経験豊富な事業者が運営することから当面の必要性は低いと考えられますが、今後の保育の量の確保において提供体制が多様化する状況になった場合は、当該事業の実施を検討していきます。

## 5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保について

### 1) 認定こども園の普及に係る考え方

平成 26 年度時点では、認定こども園への移行に関して野田市内の事業者の意思は無いため、教育・保育の量の見込みの確保方策としては位置付けていません。しかしながら、認定こども園は保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受入れられ、教育・保育を一体的に提供できる施設であることから、幼稚園の移行に当たっての判断に資するよう、設置者に対し認定こども園に関する情報提供を適宜行っていきます。

### 2) 幼保小の連携の取組について

質の高い幼児期の教育・保育を提供していくため、幼稚園・保育所から小学校への円滑な移行のための連携を図る目的で設置している、既存の幼保小連絡会の仕組みを活用し、合同研修会の実施や幼稚園児・保育園児と小学生との交流を進めます。

また就学に当たっては、引き続き、保育所児童保育要録及び幼稚園幼児指導要録の適正な取扱に取り組んでまいります。

## 6 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

国は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材の育成のため、全児童を対象とした放課後の安全・安心な生活と多様な体験・活動を趣旨とする「放課後子ども総合プラン」を示し、次世代法の計画の一部として位置付けることとしています。

### (1) 現状と課題

#### ① 放課後児童クラブ（学童保育所）の現状と課題

全20小学校区において整備済みであり、放課後子ども総合プランによる目標事業量は達成されています。但し、一部小学校区単位では過密化していること、直営学童保育所と委託の第二学童保育所との入所児童数が不均衡となっていることから、これらについて、供給量の拡大と行政改革大綱に沿った民間委託の推進に取り組みます。

#### ② 全児童を対象とする放課後子供教室における現状と課題

市内20の小学校のうち17校の小学校施設を利用し、また、公民館などの近隣施設において、児童が様々な体験型の活動を行うオープンサタデークラブを全校区で実施しています。しかし、基本的に一つの小学校施設等で一種類の活動であり、自分が興味ある活動については他校区に行く必要もあること、月2回の土曜日実施という現状があります。

放課後子ども総合プランでは、地域の実情に応じた頻度の実施を認めており、国は現在のオープンサタデークラブの内容でもプランの趣旨に合致しているとの見解ですが、プランが例に示す平日の全児童対象の放課後児童クラブとの一体型な放課後子供教室の形態とは異なります。

### (2) 平日に放課後子供教室を実施するための問題点

#### ① 活動終了後の帰宅における安全確保の問題

通常午後5時、冬期はさらに30分程度早めて終了することになりますが、児童だけで日没後に帰宅することも想定されるため、安全対策が課題となります。

#### ② 学校施設の管理上の問題

活動により、ボランティア等外部の者が学校内の各施設を使用すること、また、平日の放課後に実施することから、学校全体の管理責任を有する教職員に過重な負担がかからないようにすることが必要です。

#### ③ 地域における指導者確保の問題

現状のオープンサタデークラブにおいても活動を支える指導者の確保が難しいことから、平日実施に当たっても大きな課題になることが考えられます。

### (3) 今後の方向

上記の問題点があることから、直ちに平日の放課後子供教室を実施することはできませんが、今後、実施の可能性の拡大に向けて、各小学校に設置されている学校評議員会において、児童の放課後の過ごし方の在り方などの意見を聞いて検討していきます。

また、実施に当たっては学校施設の活用が必要なことから、教育部門と福祉部門の連携に関しても検討する必要があります。

なお、既存のオープンサタデークラブについては、放課後子ども総合プランの目標時期である平成31年度までに全20校の小学校施設内で実施できるよう取り組みます。

## 7 前計画の基本目標の実績

| 保育サービス            |               |        | 平成 26 年度<br>目標事業量 | 平成 26 年度<br>利用実績 | 平成 26 年度<br>整備実績 | 平成 26 年度利用・整備<br>実績の内容              |
|-------------------|---------------|--------|-------------------|------------------|------------------|-------------------------------------|
| 認可保育所             |               |        | 2,750 人           | 2,164 人          | 2,747 人          | 公立保育所 11(うち指定管理 7)<br>私立保育所 8       |
| 延長保育              |               |        |                   |                  |                  |                                     |
|                   | 18 時～<br>20 時 | 利用者数   | 400 人             | 439 人            | 利用者数により変動        |                                     |
|                   |               | 箇所数    | 17 か所             | 19 か所            | 19 か所            | 19 時直営 4、20 時指定管理 7、私立 8            |
|                   | 20 時～<br>22 時 | 利用者数   | 10 人              | 3 人              | 利用者数により変動        |                                     |
|                   |               | 箇所数    | 2 か所              | 2 か所             | 2 か所             | 21 時私立 1、22 時指定管理 1                 |
| 休日保育              |               | 利用者数   | 40 人              | 31 人             | 利用者数により変動        |                                     |
|                   |               | 箇所数    | 2 か所              | 2 か所             | 2 か所             | 指定管理 2                              |
| 病児・病後児保育          |               | 延べ利用日数 | 1,170 日           | 381 日            | 1,172 日          |                                     |
|                   |               | 箇所数    | 1 か所              | 1 か所             | 1 か所             | 小張総合病院敷地内ひばりルーム                     |
| 一時預かり事業           |               | 延べ利用日数 | 11,250 日          | 5,841 日          | 11,300 日         | 私立保育所 2,178 日、子育てサロン 3,663 日        |
|                   |               | 箇所数    | 6 か所              | 7 か所             | 7 か所             | 私立保育所 4、子育てサロン 3                    |
| 放課後児童健全育成事業(学童保育) |               |        |                   |                  |                  |                                     |
|                   | 箇所数           |        | 32 か所             | 32 か所            | 32 か所            | 直営 14、委託 16、民設 2                    |
|                   | 利用者数          |        | 1,855 人           | 1,290 人          | ※1,536 人         | ※全 32 施設保育室面積合計÷1.65 m <sup>2</sup> |
|                   | (うち 1～3 年生)   |        | 1,694 人           | 1,053 人          | 同上               |                                     |
| 地域子育て支援事業         |               |        | 8 か所              | 7 か所             | 7 か所             | 支援センター3、子育てサロン 3<br>つどいの広場 1        |
| ファミリー・サポート・センター事業 |               |        | 1 か所              | 1 か所             | 1 か所             | 社会福祉協議会に委託                          |

資料：野田市資料

※備考

- ① 目標事業量は、平成 20 年度に実施した意向調査の結果によるニーズ量に基づく
- ② 認可保育所及び学童保育所の利用実績は、平成 26 年 4 月 1 日時点、その他の実績は平成 25 年度の実績
- ③ 整備実績は、平成 26 年 4 月 1 日時点
- ④ 認可保育所の整備実績は、児童 1 人当たり(年齢別)の面積基準による最大入所可能人数

## ■各 論

# 第1章 施策の体系

## 子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち

基本目標1 すべての人が安心して楽しく子育てができるように（家庭養育力の回復・向上）

- 1 幼児期における学校教育及び保育の充実
  - 1) 教育・保育の量の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
  - 2) 教育・保育の質の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
- 2 地域における子育て支援の充実
  - 1) 地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・72
  - 2) 保育サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
  - 3) 子育て支援ネットワークづくり・・・・・・・・・・97
  - 4) 児童の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
- 3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
  - 1) 子どもや母親の健康の確保・・・・・・・・・・・・134
  - 2) 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
  - 3) 思春期保健対策の充実・・・・・・・・・・・・158
  - 4) 小児医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・161
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
  - 1) 良質な住宅の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・164
  - 2) 良好な居住環境の確保・・・・・・・・・・・・166
  - 3) 安全な道路交通環境の整備・・・・・・・・・・171
  - 4) 安心して外出できる環境の整備・・・・・・・・173
  - 5) 安全・安心まちづくりの推進・・・・・・・・・・178

基本目標2 すべての子どもが毎日明るく健やかに学び、成長できるように

- 1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
  - 1) 次代の親の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
  - 2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備・・・・189
  - 3) 家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・・・・・209
  - 4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・・・・・・216
- 2 子ども等の安全の確保
  - 1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進・・・・221
  - 2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進・・・・225
  - 3) 被害にあった子どもの保護の推進・・・・・・・・233
- 3 要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進
  - 1) 児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・・・・・236
  - 2) 立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携・・・・239
  - 3) 発生予防、早期発見、早期対応・・・・・・・・・・241
  - 4) ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・244
  - 5) 障がい児施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・253

基本目標3 地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように（子育て支援力の向上）

- 1 職業生活と家庭生活の両立の推進
  - 1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し・・・・270
  - 2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備・・・・・・・・280
  - 3) ひとり親家庭等の自立支援の推進（再掲）・・・・282

## 第2章 基本目標1における施策・事業内容

基本目標1：すべての人が安心して楽しく子育てができるように  
(家庭養育力の回復・向上)

### 1 幼児期における学校教育及び保育の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに、増大する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく量の拡充、質的向上を図ります。

具体的な施策項目として、①教育・保育の量の確保、②教育・保育の質の改善の2項目を掲げて取り組みます。

## 1) 教育・保育の量の確保

子ども・子育て支援法に基づき本プランに包含した事業計画に位置付けた「教育・保育」の量の見込について、提供体制の整備と確保に努めます。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 1 低年齢児の受入れ体制整備促進 |      |    |
| 担当課      | 保育課              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 保育所における 0 歳児から 2 歳児までの低年齢児の受入れを実施しています。施設整備や定員の弾力的運用、保育士の確保等により、低年齢児受入枠の拡充を行っています。
- 低年齢の利用ニーズに留意しつつ、民間活力を活用して受入児童数の拡大を行います。

#### 【実績】

| 入所数<br>(人) | 平成 22 年度 |        | 平成 23 年度 |        | 平成 24 年度 |        | 平成 25 年度 |        |
|------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|            | 延べ人数     | 4/1 人数 | 延べ人数     | 4/1 人数 | 延べ人数     | 4/1 人数 | 延べ人数     | 4/1 人数 |
| 0 歳        | 1,541    | 89     | 1,448    | 99     | 1,883    | 112    | 1,697    | 99     |
| 1 歳        | 3,556    | 277    | 3,816    | 302    | 3,801    | 290    | 4,084    | 323    |
| 2 歳        | 4,497    | 350    | 4,826    | 393    | 4,842    | 387    | 4,894    | 391    |
| 合計         | 9,594    | 716    | 10,090   | 794    | 10,526   | 789    | 10,675   | 813    |

#### 事業評価・課題

- 公立保育所における低年齢児の受入れについて保育士の確保に努めていく必要があります。
- 民間保育園の開設と低年齢児の待機児童数の推移を見極めた整備が必要となっています。

#### 今後の事業方針

今後の事業方針については、別途パブリック・コメントを実施します。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 2 保育所の施設整備の推進 |      |    |
| 担当課      | 保育課           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 待機児童の状況に対応し、民間活力の導入を図る中で、受入児童数の拡大を図っています。
- 受入れについては、保育士の確保や面積的要件を踏まえて、定員の弾力化による対応を継続しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 安全な保育環境の確保のため、耐震診断の結果に基づき、民間保育所として、古布内保育所園舎の建替え（H26.4 開所）、あたご保育所園舎の建替え（H26.11 開所）を実施しました。

|           | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 定員（人）     | 1,760    | 1,820    | 1,970    | 1,970    |
| 保育所数（か所）  | 16       | 17       | 19       | 19       |
| 入所実績（延べ人） | 24,801   | 25,624   | 27,037   | 27,196   |
| 入所実績（人）   | 1,970    | 2,086    | 2,147    | 2,182    |

※入所実績は、各年 4 月 1 日時点

#### 事業評価・課題

- 公立保育所の 2 か所で建替えを実施しましたが、今後も待機児童の推移を見ながら、計画的な施設整備を検討する必要があります。
- 待機児童の状況を踏まえ民間保育所の動向を注視していく必要があります。

#### 今後の事業方針

今後の事業方針については、別途パブリック・コメントを実施します。

|          |           |      |    |
|----------|-----------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 3 駅前保育の整備 |      |    |
| 担当課      | 保育課       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討しています。

#### 【実績】

- 平成 21 年度 アスク七光台保育園開設（七光台駅付近）
- 平成 23 年度 アスク川間保育園開設（川間駅付近）
- 平成 24 年度 梅郷保育園開設（梅郷駅付近）
- 平成 26 年度 コビープリスクールあたご保育所（愛宕駅付近）

#### 事業評価・課題

- 現在の市内鉄道各駅の駅前もしくは駅周辺に整備されている保育所の利用状況については、駅に近い保育所を希望しつつ入所保留となった事例が少ないため、各駅周辺の整備の必要性を検討する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 現状で駅前保育の利便性を享受出来るニーズは少ないため、緊急の必要性は少ないものの今後の需要と供給のバランスを把握しつつ、民間保育所の動向を注視します。

|          |                      |      |    |
|----------|----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 4 産休・育休明け保育の円滑な利用の確保 |      |    |
| 担当課      | 保育課                  | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 生後 3 か月未満の乳児を保育する公立の乳児保育所及び民間活力による保育サービスの充実として、民間保育園 8 園（聖華保育園、コビープリスクールのだ保育園、アスク七光台保育園、アスク川間保育園、コビープリスクールせきやど保育園、梅郷保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園、アスク古布内保育園）で産休明け保育を実施しています。
- 今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意し、民間活力による受入乳児数の拡充を図っています。

#### 【実績】

|                       | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 乳児保育所（人）              | 5        | 0        | 1        | 1        |
| 聖華保育園（人）              | 0        | 0        | 1        | 0        |
| コビープリスクールのだ保育園（人）     | 1        | 2        | 0        | 0        |
| コビープリスクールせきやど保育園（人）   | 2        | 0        | 0        | 0        |
| アスク七光台保育園（人）          | 2        | 0        | 1        | 0        |
| アスク川間保育園（人）           |          | 0        | 0        | 2        |
| コビープリスクールさくらのさと保育園（人） |          |          | 2        | 1        |
| 梅郷保育園（人）              |          |          | 1        | 0        |

※アスク古布内保育園は、平成 26 年度より実施

#### 事業評価・課題

- 公立 1 園、民間保育園 8 園での利用者数と利用希望者の推移を見極めたうえで、今後の体制整備を検討します。また、利用についての普及活動を検討する必要があります。また、育児休業制度の普及により、利用者が減少していると思われますがニーズの把握が必要となっています。

#### 今後の事業方針

今後の事業方針については、別途パブリック・コメントを実施します。

|          |                        |      |    |
|----------|------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 5 新制度における事業所内託児施設の設置促進 |      |    |
| 担当課      | 保育課                    | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 仕事と育児の両立、雇用環境整備のため、「事業所内託児施設助成金」制度のパンフレット等を配布することで、同制度の普及・啓発を実施しています。また「事業所内託児施設助成金」制度の利用実績を注視しながら制度の普及・啓発を実施しています。

#### 【実績】

- 平成 25 年度においては、パンフレットの配布実施はありませんでした。
- 平成 25 年度の事業所内託児施設の利用状況実績は、以下の通りです。

| (単位：人)             | 平成 25 年度 |
|--------------------|----------|
| 新日本ウエックス(株)        | 12       |
| 野田病院内保育室           | 58       |
| 小張総合病院内保育室         | 67       |
| かぞヤクルト販売(株)春日町センター | 2        |
| かぞヤクルト販売(株)関宿センター  | 5        |
| キッコーマン総合病院内託児所     | 28       |

#### 事業評価・課題

- 保護者のニーズと事業者側の対応についての分析が必要であると考えられます。
- 事業者等に助成金制度の周知に努める必要があります。

#### 今後の事業方針

今後の事業方針については、別途パブリック・コメントを実施します。

|          |                       |      |    |
|----------|-----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 6 新制度における幼稚園の預かり保育の拡充 |      |    |
| 担当課      | 学校教育課、保育課             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施しています。

【実績】（平成 25 年度）

- 私立幼稚園の 8 園で実施しており、公立幼稚園では実施していません。

#### 事業評価・課題

- 公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねなく、実施する考えはありません。
- 多様なニーズに対応するとともに、高まる保育所ニーズに対して代替的に機能していることから、各私立幼稚園の実施状況を引き続き把握していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 子ども・子育て支援制度では、幼稚園の預かり保育について、地域子育て支援事業の「預かり保育」事業として位置付けられ、施設型給付への移行の有無にかかわらず、市からの受託事業となり、当該園の児童以外の一時預かりを実施することが可能であるため、私立幼稚園の意向と 2 号・3 号認定児童のニーズを踏まえて、今後の実施について協議していきます。

## 2) 教育・保育の質の改善

「子ども・子育て支援新制度」の財源支援（補助金）を利用して、教育・保育の質の改善を進めていきます。

新制度の趣旨と財政措置を踏まえ、保育における３歳児の配置基準の改善に取り組みます。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 7 3歳児の保育士配置基準の改善 |      |    |
| 担当課      | 保育課              | 事業区分 | 新規 |

#### 事業の内容・実績

- 子ども・子育て支援法の新制度の「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における3歳児の保育士の配置基準を改善します。  
(子ども20人に保育士1名の配置から、子ども15人に保育士1名に改善)

#### 事業評価・課題

- 従前から野田市は、児童の年齢毎に保育士の配置数を切り上げ、国基準より手厚く配置しているところですが、新制度にあわせて財政措置（公定価格加算）を積極的に活用していきます。
- 保育士を確保するために、市内の保育免許保有者を活用するなどの方策が必要です。

#### 今後の事業方針

今後の事業方針については、別途パブリック・コメントを実施します。

## 2 地域における子育て支援の充実

子育てをする家庭の全てが安心して子育てができるよう、民間活力の導入を図りつつ、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。利用者支援事業や子育て支援拠点事業等、子ども・子育て支援新制度に位置付けられた13事業を着実に推進します。

また、保育所・幼稚園・小中学校における異年齢集団や高齢者との交流、職場体験等による企業との連携等、地域全体で子育てをするまちづくりを推進します。

具体的な施策項目として、①地域における子育て支援サービスの充実、②保育サービスの充実、③子育て支援ネットワークづくり、④児童の健全育成の4項目を掲げ、取組を推進していきます。

## 1) 地域における子育て支援サービスの充実

子ども・子育て支援新制度に位置付けられた地域子育て支援 13 事業を着実に推進します。

これらの多様な事業の展開により、地域において、相談、情報提供、交流などの事業が共通に利用できること、また、様々な保護者の事情により一時的に保育サービスが必要になった場合などに確実な対応ができるよう施策に取り組みます。

施策の推進に当たっては、母子保健事業との連携を含む野田市子育て支援総合コーディネート事業の拡充、要支援児童の把握と要保護児童対策への適切なつなぎのための関係機関の連携、新基準に対応した学童保育所の整備、などについて新制度の財源を活用しつつ取り組みます。

|          |              |      |    |
|----------|--------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 8 乳児家庭全戸訪問事業 |      |    |
| 担当課      | 保健センター       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 生後4か月までの乳児のいる家庭全戸を訪問し、居宅において不安や悩みを聞き適切な支援に結びつけ健やかに育成できる環境づくりを図るため、「新生児家庭訪問」「生後2か月児全戸訪問事業」「3か月児健診未受診者訪問」「ハイリスク妊産婦・乳児訪問」を行っています。

#### 【実績】

|           | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 延利用児童数（人） | 2,080    | 2,288    | 2,102    | 2,020    |

#### ＜平成 25 年度実績内訳＞

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 新生児産婦訪問数（件）       | 494   |
| 生後2か月児訪問数（延べ件）    | 1,479 |
| 3か月児健康診査未受診訪問数（件） | 17    |
| ハイリスク妊産婦及び乳児訪問（件） | 30    |

#### 事業評価・課題

- 育児に関する悩みや不安を抱える家庭には、家庭訪問時に必要な子育て支援情報を提供し、継続支援を行いました。
- 新生児期産じょく期の訪問の充実と3か月健診未受診者訪問等、乳児訪問の継続した活動と他の育児支援事業との更なる連携を図る必要があります。
- 要保護児童対策との連携を密接に行い、虐待防止に努めました。

#### 今後の事業方針

- 全ての乳児の家庭を訪問し子育ての孤立化を防ぎ、居宅において不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供や支援を行います。
- 育児支援、育児不安対策のアプローチの充実のため、担当者教育等の充実を図ります。
- 平成 25 年度より県から移譲された未熟児支援について、対象者を早期に把握し、適切な支援を行います。
- 引き続き要保護児童対策と連携するとともに居所不明児童の早期の把握に努めます。
- 要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

|          |             |      |    |
|----------|-------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 9 訪問型一時保育事業 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 保護者が病気や冠婚葬祭等で保育ができない場合、自宅で保育している生後57日目から小学4年生までの健康な児童を対象に、自宅に保育士等を派遣し、保育を行っています。
- 保育士等の派遣業務は子育て支援に実績のあるNPO法人へ委託し実施しています。

#### 【実績】

(人)

|        | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延利用児童数 | 69     | 69     | 264    | 50     |

#### 事業評価・課題

- 平成24年度は市報等で広報活動を行い事業内容の周知に努めたため、大幅な利用増がありましたが、一時的な事情に対応する事業本来の目的とは異なる利用もあったため、継続的な利用については他制度への案内をしました。
- 今後も事業の本来の目的を踏まえて、利用案内を行っていく必要があります。
- 平成26年度から、保育所入所申請中の求職活動に際して、本事業を利用するにあたり年3回までの助成を保育課事業として実施しています。今後事業効果を検証して対象利用者への広報の仕方を検討します。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、保護者が病気等の場合に一時的に児童の居宅に保育士を派遣して保育を行います。
- NPO法人への委託を継続するとともに、事業本来の目的を踏まえ、迅速で的確な派遣を行います。
- 子ども・子育て支援法の新制度の中で、地域子育て支援事業に位置づけられる一時預かり事業の補助対象事業の活用について検討します。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 10 育児支援家庭訪問事業 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子どもの養育について支援が必要なケースで、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な育児ストレスがかかる前の段階において育児、家事の援助等を行っています。

#### 【実績】

|            |         | 平成<br>22 年度 | 平成<br>23 年度 | 平成<br>24 年度 | 平成<br>25 年度 |
|------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 支援者数       | 産じょく（人） | 11          | 13          | 13          | 9           |
|            | 虐待予防（人） | 13          | 12          | 10          | 8           |
| 延派遣日数（日）   |         | 375         | 465         | 447         | 378         |
| 延派遣時間数（時間） |         | 896.5       | 1,312.5     | 1,170.5     | 870.5       |

- 保健センター（野田、関宿）との連携 6 件（平成 25 年度）

#### 事業評価・課題

- 虐待の防止に効果的な事業として、出産直後の育児不安、及び母親の孤立感や育児不安を緩和することで、多くの方の支援ができました。
- 保健センターの乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業との連携により、支援の必要な児童の把握を行い、適切な対応を行いました。

#### 今後の事業方針

- 引き続き事業を継続し、保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業と連携し、要保護児童への早期対応を図ります。

|          |                      |      |    |
|----------|----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 11 ファミリー・サポート・センター事業 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の提供会員宅での一時預かり等、育児について、相互に助け合いを行っています。
- 利用会員にあっては、生後6か月以上10歳以下の児童を対象とします。
- 利用会員と提供会員の管理運営等について、事業を野田市社会福祉協議会に委託しています。

#### 【実績】

|          | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 利用会員（人）  | 431    | 391    | 401    | 415    |
| 提供会員（人）  | 130    | 126    | 116    | 122    |
| 両方会員（人）  | 62     | 55     | 54     | 50     |
| 計        | 623    | 572    | 571    | 587    |
| 利用延件数（件） | 1,392  | 2,656  | 2,823  | 3,494  |

#### 事業評価・課題

- 利用件数は年々増えており、利用者の需用に対応するため提供会員の増加が必要とされます。
- 引き続き、事業の情報誌「ぼんぼこ通信」を発行すること等により、広く事業の周知を図る必要があります。
- 平成25年度から、社会福祉協議会のアドバイザーの配置体制を再編し、効率化を図りました。

#### 今後の事業方針

- 事業の拡充を図るため、主に育児世代を対象としてファミリー・サポート・センターが発行する情報誌「ぼんぼこ通信」のほか、市報やホームページ等により、事業内容の周知及び会員の拡大を図ります。
- 子育て支援総合コーディネート事業の活用などにより積極的な事業の周知を図っています。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 12 充実した学童保育サービスの提供 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 行政改革大綱の方針に沿い民間委託を推進しながら、保育時間の延長等のサービス向上を図りました。
- 直営の学童保育所については、地方公務員法を遵守する中で、指導員の確保に努めるとともに指導員に対する研修を実施し、スキルの向上を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 市内 32 学童保育所のうち 18 か所の学童保育所の運営を民間委託し、保育時間を 18 時 30 分までを 19 時 00 分まで延長して運営しています。
- 指導員研修は、年に 2 回の自主研修会を実施している他、県の研修会にも参加してスキルアップを図っています。

|      |                 | 平成 22～25 年度 |
|------|-----------------|-------------|
| 研修実績 | 定例会（指導員全員参加）    | 月 1 回       |
|      | 職場内研修会（指導員全員参加） | 年 2 回       |
|      | 県の研修会（指導員順次参加）  | 年 2 回       |

#### 事業評価・課題

- 民間委託学童保育所も参加する毎月の定例会で、保育内容等の発表を行い、情報やスキルの共有化と向上を図っています。
- 一部施設の過密化については、児童の安全確保のため、指導員の加配等の対応を図っています。

#### 今後の事業方針

- 直営学童保育所の民間委託については、新行政改革大綱（平成 27 年度～32 年度）に基づき、社会福祉協議会への委託を進める必要があります。
- 子ども・子育て新制度への対応とともに、学校区単位での過密化などの課題に取り組みます。

|          |                           |      |    |
|----------|---------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 13 新制度への対応と学童保育所の受入れ体制の整備 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 過密化解消のため第二・第三学童保育所 11 か所（うち 1 か所は民間）を設置しました。

平成 22 年 10 月開設

七光台第二・清水第二・岩木第二・尾崎第二・関宿中央第二

平成 22 年 11 月開設

野田第二・柳沢第二・山崎第二

平成 23 年 4 月開設

宮崎第二・みずき第二・南部第三（民間設置）

#### 事業評価・課題

- 第二・第三学童保育所の整備により、過密化の改善が図られましたが、保護者の入所自由選択により既存学童との児童数の差が拡大し、第二学童の過密化の問題が新たに生じています。
- 第二・第三学童保育所を整備しても、なお学校区単位で平成 26 年度現在過密化（3 か所）している小学校区があります。

#### 今後の事業方針

- 学校区単位で過密化している箇所については、子ども子育て支援法の新制度の量的拡充の財源にも注視しつつ、新たな施設の設置等を検討します。
- 新制度における運営基準への対応については、概ね 40 人以上の集団をクラス分けし、指導員を適切に配置することなどに努めていきます。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 14 学童保育所の施設環境整備の推進 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 老朽化が著しい学童保育所施設について、緊急度を勘案し整備しています。
- 児童の安全対策として窓ガラス飛散防止工事を計画的に全学童保育所に実施してまいります。

#### 【実績】

- 平成 26 年度 エアコン新設取替工事（七光台学童保育所）
- 平成 25 年度 流し台新設工事（木間ヶ瀬学童保育所）
- 平成 24 年度 外流し台新設工事（東部学童保育所）
- 平成 24 年度 窓ガラス飛散防止工事（福田・七光台学童保育所）

#### 事業評価・課題

- 学童保育所の施設・設備について修繕等の対応を行いました。
- 今後も緊急度を勘案し、ファシリティ・マネジメントの考え方を踏まえ整備を進めていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 計画的に整備をしていくために日常的な管理をしっかり行い、現状を把握してまいります。
- エアコン設備については、設置から年数が経っている機器は交換部品の供給状況も勘案しつつ計画的に取替工事を行っていきます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 15 病児・病後児保育の充実 |      |    |
| 担当課      | 保育課            | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態にあり、保護者の家庭で保育できない場合を対象に、施設型の病児・病後児保育事業として小張総合病院に委託し、定員 4 人とする「ひばりルーム」を病院敷地内に開設し、保育を実施しています。
- 利便性の向上に配慮していくとともに、感染症における利用の制限等についても理解を得るため、周知を図っています。

#### 【実績】

|               | 平成<br>22 年度 | 平成<br>23 年度 | 平成<br>24 年度 | 平成<br>25 年度 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 登録者数（人）       | 452         | 506         | 523         | 532         |
| うち新規登録者数（人）   | 62          | 84          | 66          | 66          |
| 利用者延べ人数（人）    | 317         | 321         | 460         | 381         |
| 1 日当たり利用人数（人） | 1.08        | 1.09        | 1.57        | 1.3         |

#### 事業評価・課題

- 利用者数は毎年の疾病の流行状況等で増減がありますが、定員 4 人に対する 1 日の利用者人数には余裕があるので、今後も引き続き周知していく必要があります。
- 感染症などの流行時における対応について検討する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き事業を実施し、今後も利用者の利便性向上に配慮していくとともに、感染症における対応の検討及び利用の制限等についても理解を得るために周知を図ります。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 16 一時預かり事業の拡充 |      |    |
| 担当課      | 保育課           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において、保育を行っています。

#### 【実績】

延べ利用児童数（人）

|                        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 聖華保育園                  | 1,737    | 1,758    | 1,818    | 1,585    |
| コビープリスクール<br>せきやど保育園   | 300      | 335      | 297      | 151      |
| コビープリスクール<br>さくらのさと保育園 |          |          | 144      | 241      |
| アスク七光台保育園              | 246      | 238      | 163      | 212      |

※コビープリスクールさくらのさと保育園の一時預かり事業は、平成 24 年度から実施する。

#### 事業評価・課題

- 今後も利用人数の動向及び利用ニーズを見極め、他の地域子育て拠点の事業も含め、一時保育の実施量を定めていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 実施済みの民間保育園 4 園（聖華保育園、アスク七光台保育園、コビープリスクールせきやど保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園）で引き続き実施するとともに、民間保育所の整備計画の中で実施の可能性を検討します。
- 子ども・子育て支援新制度において、地域子育て支援事業の一つとして位置付けられ、委託事業として再編されることから、他の地域子育て拠点の事業や幼稚園（自園預かり）の事業を含め、ニーズ量への対応を図っていきます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 17 子育てサロン事業の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 地域の子育て拠点として、子育て世代の交流や相談、一時預かりなどを実施する「子育てサロン」を設置しているNPO法人に対して、事業費の一部を補助しています。
- 実施事業の内容は、相談、情報提供、講座開催、一時預かりとなっています。

#### 【実績】

延べ利用者数（人）

| 実施事業者／年度 | 平成 22 年度          | 平成 23 年度          | 平成 24 年度          | 平成 25 年度          |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ゆう&みい    | 3,704<br>(899)    | 4,655<br>(1,051)  | 6,981<br>(2,048)  | 6,505<br>(2,191)  |
| ゆっくっく    | 4,564<br>(1,361)  | 4,286<br>(1,000)  | 3,722<br>(1,162)  | 3,319<br>(1,441)  |
| どろんこの会   | 2,662<br>(251)    | 3,840<br>(536)    | 4,753<br>(795)    | 4,659<br>(621)    |
| 合計       | 10,930<br>(2,503) | 12,781<br>(2,587) | 15,456<br>(4,005) | 14,483<br>(4,253) |

※（ ）内は一時預かり事業の利用人数です。

#### 事業評価・課題

- 地域において子育て中の保護者への支援を進める NPO 法人の活動事業費の一部を補助しました。
- 子育て中の悩みや相談が多様化しており、より専門的な知識が必要となっています。
- サロン事業の中で、保護者のリフレッシュなどに役立つ一時預かり事業については、地域のニーズに対応する形で多くの利用をいただいています。
- 子育てサロン以外の地域子育て拠点として実施している事業とに実施内容の違いがあり、地域により利便性に差が生じています。

#### 今後の事業方針

- 地域の子育て支援拠点として、引き続き NPO 法人に運営費の一部を補助します。
- 一時預かりについては、新制度において地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられたことから、別途委託事業として再編します。
- 新たに子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子ども・子育て支援事業の一つとして、新制度に対応する事業を子育てサロン事業以外の地域子育て拠点と共通して実施できるよう、子育て支援総合コーディネート事業や子ども館とも連携して再編を進めて

いきます。

- NPO 法人の独自事業（ホームスタート事業）については、ニーズ調査において一定のニーズがあること、「届ける支援」という新しいタイプの事業であることから、新制度における拠点事業の財源を活用する中で、サロン事業の一部として取り込み、実施を支援していきます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 18 つどいの広場事業の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 関宿地域において、乳幼児を持つ保護者同士が打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設けるだけでなく、アドバイザーが保護者からの相談を受け助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減しています。
- 実施事業の内容は、相談、情報提供、講座開催、サークルとなっています。

#### 【実績】

(人)

|       | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 延利用者数 | 5,527    | 5,015    | 5,037    | 3,744    |

#### 事業評価・課題

- 平成 18 年 1 月の開設以来、(19 年 10 月いちいのホール移転)、関宿地域における子育て拠点として、子育て中の保護者の負担感の緩和や親子同士の交流などに努めました。
- 地域子育て拠点(つどいの広場事業)として、子育てサロン等と実施している内容に違いがあり、地域により利便性に差が生じています。

#### 今後の事業方針

- 関宿地域の子育て拠点として、引き続きNPO法人への委託により事業を継続します。
- 新たに子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子ども・子育て支援事業の一つとして、新制度に対応する事業はつどいの広場事業では全て実施されていますが。他の地域子育て拠点と共通して実施できるよう、子育て支援総合コーディネート事業や子ども館とも連携していきます。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 19 地域子育て支援センターの整備 |      |    |
| 担当課      | 保育課               | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 地域における子育て拠点として、子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施しています。
- 基本的には第2期目の計画で目標とされた4か所を整備することとしていますが、既存の3か所（東部保育所、聖華保育園、アスク七光台保育園）以外の整備については、地域バランスに配慮しつつ、新設の民間保育所等での実施を検討しています。
- 実施事業の内容は、相談、講座開催、サークルとなっています。

#### 事業評価・課題

- 地域子育て拠点については、新制度を踏まえた事業内容の再編を位置づけ、今後の方向性を見極める必要があります。
- 他の地域子育て拠点と実施事業が異なるため、地域により利便性の相違が生じています。

#### 今後の事業方針

- 今後も子育てサロン等の利用者増加を目指すとともに、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育てに役立つ講座・講演会の開催等、親子が気軽に集まり、情報交換や子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努めます。  
地域子育て支援センターの整備については、「地域子育て支援拠点事業」が子ども・子育て新制度の地域子ども・子育て支援事業として再編されることを踏まえるとともに、地域バランスに配慮しつつ、整備に必要性を検討します。
- 新たに子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子ども・子育て支援事業の一つとして、新制度に対応する事業を支援センター事業以外の地域子育て拠点と共通して実施できるよう、子育て支援総合コーディネート事業や子ども館とも連携して再編を進めていきます。

|          |                      |      |    |
|----------|----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 20 巡回相談等による相談支援体制の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 家庭児童相談員が市内の保育所、学童保育所等へ定期的に巡回し、利用者や施設周辺住民を対象に、育児相談会を開催しています。

【実績】（平成 25 年度）

- 家庭児童相談員 2 名により市内各保育所、学童保育所、子ども館、ことば相談室などの施設を巡回し相談を実施しました。

＜平成 25 年度巡回相談実績＞

|        |       |            |
|--------|-------|------------|
| 認可保育所  | 19 箇所 | （相談 134 件） |
| 学童保育所  | 32 箇所 | （相談 158 件） |
| 子ども館   | 6 箇所  | （相談 5 件）   |
| ことば相談室 | 1 箇所  | （相談 28 件）  |
| 合計     | 58 箇所 | （相談 325 件） |

#### 事業評価・課題

- 施設利用者への相談や職員への相談支援を行い、家庭と児童にかかわる問題が小さな段階からアドバイスすることで虐待防止などに寄与しました。
- 施設の増加により、巡回の日程が取りにくくなってきています。

#### 今後の事業方針

- 虐待などの未然防止のため、日程を工夫しながら、今後も継続して全ての市内各保育所、学童保育所、子ども館、ことば相談室などで巡回相談を実施します。

|          |                     |      |    |
|----------|---------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 21 公民館での電話及び面接相談の実施 |      |    |
| 担当課      | 公民館                 | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間<sup>ケ</sup>瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談者として、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施しています。

#### 【実績】

|         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 相談件数（件） | 28       | 23       | 26       | 27       |

#### 事業評価・課題

- 家庭教育に精通する指導員ならではの相談対応に、相談者からも高い評価を受けました。
- 課題としては、平日の指導員出勤日以外にも、毎月の第3日曜日の「家庭の日」を相談日としていることを引き続き周知していくなど、相談しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による個別の子育てに関する悩みなどの相談に応じていきます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 22 心配ごと相談事業の充実 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉協議会        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第 1 金曜日に相談所を開設しています。

#### 【実績】

|         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 開設日数（日） | 64       | 60       | 60       | 59       |
| 相談件数（件） | 34       | 22       | 35       | 49       |
| 来所者数（人） | 21       | 14       | 24       | 32       |

#### 事業評価・課題

- 相談員の資質の向上と事業の周知を図る必要があります。

#### 今後の事業方針

- 相談所のPR活動を図るとともに、事例検討や定期研修を実施し、相談員の資質の向上を図ります。

|          |                      |      |    |
|----------|----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 23 子育て支援総合コーディネーター事業 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課、保健センター         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、ホームページ「かるがもネット」やリーフレットを活用し、各種子育て支援サービスの情報を発信するとともに、子育て中の保護者からの相談に応じ、相談内容に適した子育て支援サービスのあっせん等の利用支援を行っています。
- 事業は社会福祉協議会に委託しています。

#### 【実績】

|             | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 情報収集（件）     | 490      | 490      | 515      | 517      |
| 相談（件）       | 161      | 188      | 201      | 233      |
| あっせん（件）     | 238      | 286      | 244      | 356      |
| ホームページ閲覧（件） | 15,930   | 18,304   | 21,899   | 22,555   |

#### 事業評価・課題

- ネットによる情報閲覧やメールによる相談ができるなど、子育て中の保護者にとって利便性の高い事業であり、事業内容の周知について一層努めていく必要があります。
- 情報収集や子育て相談の豊富な経験を活かし、平成 25 年度は子育てガイドブックの編集業務を行いました。
- ネット社会に対応するために、携帯電話（スマートフォン）でホームページを閲覧できるシステムを構築する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 子ども・子育て支援法の新制度に位置づけられる「利用者支援事業」の一部（特定型）に現事業が該当していますが、地域子育て拠点の相談・情報提供事業の支援など、地域連携等に業務内容を拡充し、より補助対象枠が大きい基本型への移行を検討します。
- 社会福祉協議会への委託事業から「子ども支援室」の組織（直営）に移行し、総合相談窓口において子育て支援の相談にあたり、「かるがもネット」の運営も行います。

## 2) 保育サービスの充実

子ども・子育て支援新制度の主な目的である「教育・保育」の量の拡大と質の改善について、本プランに包含する子ども・子育て支援法に基づく事業計画に位置付けた量の確保に着手に取り組めます。

また、地域子育て支援事業に位置付けられた、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時保育などの多様な保育サービスについて、民間活力の導入による展開を一層充実させ、保護者の就労形態等による様々な保育ニーズに対応できるよう取り組めます。

|          |            |      |    |
|----------|------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 24 延長保育の充実 |      |    |
| 担当課      | 保育課        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 全公立保育所で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を実施しています。
- 保育所の指定管理者導入に伴い、清水保育所（午後 8 時）、あたご保育所（午後 8 時）、南部保育所（午後 10 時）、尾崎保育所（午後 8 時）、花輪保育所（午後 8 時）、北部保育所（午後 8 時）、木間ヶ瀬保育所（午後 8 時）において延長保育を実施しています。民間保育園では、聖華保育園（午後 9 時）、コビープリスクールのだ保育園（午後 8 時）、コビープリスクールせきやど保育園（午後 8 時）、アスク七光台保育園（午後 8 時）、アスク川間保育園（午後 8 時）、コビープリスクールさくらのさと（午後 8 時）、梅郷保育園（8 時）、アスク古布内保育園（午後 8 時）で延長保育を実施しています。

#### 【実績】

| 延べ利用児童数（人） | 平成 22 年度 |     | 平成 23 年度 |     | 平成 24 年度 |       | 平成 25 年度 |       |
|------------|----------|-----|----------|-----|----------|-------|----------|-------|
|            | 公立       | 私立  | 公立       | 私立  | 公立       | 私立    | 公立       | 私立    |
| 7 時まで      | 3,185    | 664 | 3,045    | 813 | 2,996    | 1,092 | 2,893    | 1,281 |
| 8 時まで      | 332      | 200 | 376      | 205 | 249      | 276   | 199      | 446   |
| 9 時まで      | 2        | 0   | 0        | 0   | 0        | 0     | 0        | 15    |
| 10 時まで     | 0        | 0   | 0        | 0   | 0        | 0     | 0        | 0     |

#### 事業評価・課題

- 遅い時間帯までの延長拡大については、実績が少ない現状もあり、今後の利用状況等を見極めながら、検討していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、全保育所で延長保育を実施します。
- 子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援事業の一つに位置付けられ、委託事業に移行すること、保育の必要性の認定において短時間保育の利用が新たに加わることなどから、ニーズを見極めて再編にあたります。

|          |            |      |    |
|----------|------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 25 休日保育の充実 |      |    |
| 担当課      | 保育課        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 日曜・祝日等の保護者の就労その他の理由により、家庭で保育することが困難となった乳児又は幼児について、休日の保育を行っています。

#### 【実績】

| 休日保育延べ利用数(人) | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| あたご保育所       | 383      | 538      | 538      | 617      |
| 尾崎保育所        | 472      | 468      | 331      | 258      |
| 合計           | 855      | 1,006    | 869      | 875      |

#### 事業評価・課題

- 現状において、ニーズを満たしていると考えられますが、今後の利用状況を見極める必要があります。

#### 今後の事業方針

- 目標事業量及び実施場所の地域性を踏まえ、休日保育を実施します。
- 平成 26 年 11 月から私立保育所として設置されたコビープリスクールあたご保育所でも、引き続き休日保育を実施します。

|          |                                |      |    |
|----------|--------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 26 病児・病後児保育の充実<br>【事業番号 15 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 保育課                            | 事業区分 | 既存 |

|          |                                       |      |    |
|----------|---------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 27 新制度における幼稚園の預かり保育の拡充<br>【事業番号 6 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 学校教育課、保育課                             | 事業区分 | 既存 |

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 28 求職者子育て支援サービス |      |    |
| 担当課      | 保育課             | 事業区分 | 新規 |

#### 事業の内容・実績

- 子育て環境の充実を求める市民の意見を受け、求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所許可とならなかった保護者が、求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業）の費用を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

#### 事業評価・課題

- 平成26年6月1日から開始した事業であり（4月1日利用分より遡及適用）、今後、求職活動中の保護者への周知を図る必要がある。

#### 今後の事業方針

- 求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所許可とならなかった保護者が、求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業）の費用を助成していく。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 29 保育所の耐震補強の実施 |      |    |
| 担当課      | 保育課            | 事業区分 | 新規 |

#### 事業の内容・実績

- 平成24から25年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要する5保育所5棟（清水、中根、東部、北部、尾崎）について、財源の確保を含めた具体的な補強工事の方法等について検討します。

その上で設計業務を委託し、判定結果に基づいて、緊急度等を考慮した工事の実施計画を策定します。

#### 事業評価・課題

- 国の補助制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）の活用による財源を確保に努め、他の公共施設の耐震補強工事との優先順位を見極めながら計画的な整備を検討します。

#### 今後の事業方針

- 計画的な改修工事を実施し、安心して保育のできる環境の整備を推進します。

|          |                      |      |    |
|----------|----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 30 保育環境向上のための施設設備の推進 |      |    |
| 担当課      | 保育課                  | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 施設維持に伴う修繕及び保育児童数等の変化に対応する改修工事の検討・実施とともに、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

##### ■ エアコン設備改修工事実施保育所

|       |                |
|-------|----------------|
| 花輪保育所 | 3 基（2 保育室、事務室） |
| 中根保育所 | 3 基（2 保育室、事務室） |
| 東部保育所 | 1 基（事務室）       |

##### ■ 職員室床・テラス他改修工事実施保育所

通路整備工事（中根）、駐車場用地整備工事（福田）、床改修工事（東部・尾崎・木間ヶ瀬）、サッシ他・外構改修工事（尾崎）、屋根改修工事（花輪）

##### ■ 排水工事実施保育所

トイレ改修（尾崎・中根）、機械設備改修（花輪）

#### 事業評価・課題

- 更新時期を迎える公立保育所のエアコン整備を今後も計画的に推進し、また未整備となっている調理室、調理員休憩室へのエアコン設置を検討する必要があります。

また、経年劣化が顕著な保育所の修繕及び保育児童数等の変化に対応した改修工事を、財源確保も含めて検討する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 施設維持に必要な修繕、改修工事を計画的に実施し、良好な保育環境の提供に努めます。

### 3) 子育て支援ネットワークづくり

地域において子どもを育てるという意識の醸成を図るため、地域子育て支援センターや子育てサロン、子ども館などにおける講演会やセミナー等を支援し、各拠点の利用者が主体的に事業に参画できるよう環境づくりを行います。

また、子育てガイドブックの作成やホームページの運営を通じて、事業者自らが経験と知識を活かした子育て支援事業に取り組めるよう支援していきます。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 31 子育てに関する意識啓発の推進 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムを支援することで、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図っています。
- エンゼルプランについては、市ホームページ、広報を通じて周知しています。
- 子ども館 6 館合同により、子育てに関する講演会を年 1 回実施しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

##### 子ども館合同講演会の実施

平成 25 年 10 月 11 日 野田市中央公民館講堂

講師：梅野裕子氏 「前向きに子育てをしよう」 参加人数 97 人

#### 事業評価・課題

- 子ども館主催講演会参加者によるアンケートでは、子育てに有益な情報があった等の意見が寄せられ、来年度も講演会を実施した方がよいとの意見が 92%あり、好評を得ました。
- 子育て支援団体の講習会や講座の後援を市がすることで、団体が活力を得て、地域ごとに子育てを支援する仕組みが醸成する仕組みが必要です。

#### 今後の事業方針

- 今後も子育てに不安を抱える保護者のニーズに沿った啓発事業の実施や講演会を開催します。
- 子育て支援を実施している民間団体の行事の後援を行うことで、社会全体で子育てを支援する意識を醸成します。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 32 子育て世帯への情報提供 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布しています。
- 野田市ホームページから、総合コーディネーターが運営するホームページ野田市子育て支援情報局「かるがもネット」（委託先：社会福祉協議会）へのリンクを実施しています。

#### 【実績】

- 子育てガイドブック制作 20,000部 （平成25年度）
- かるがもネット閲覧数

|              | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| ホームページ閲覧(件数) | 15,930 | 18,304 | 21,899 | 22,555 |

#### 事業評価・課題

- かるがもネットには多くのアクセスがあり、利用者のニーズに応えられるような工夫をしました。子育て中の保護者が求めている情報をより多く盛り込むようにHPを工夫して常に最新情報を提供するように努めました。
- ガイドブックの改訂年度にあたり、かるがもネットを運営している子育て総合コーディネーターに、その豊富な経験とノウハウを活かしガイドブックの編集作業を委託し、妊娠から出産、乳幼児から就学児童まで、子育てのライフステージに合わせた内容に編集して、さらに使いやすい内容とすることに取り組みしました。
- ガイドブックに、QRコードを記載して各関係機関のホームページを案内することで最新の情報を提供出来るようにしました。
- ガイドブックをかるがもネットのホームページにアップすることで、デジタル的に閲覧できるようにしました。

#### 今後の事業方針

- かるがもネットについては、常に最新の情報を掲載するよう情報収集とHP利用の周知に努めます。
- 子育て世代のスマートフォンの使用率の普及を考慮してスマホ版のガイドブックを検討します。
- 「かるがもネット」の運営は社会福祉協議会委託事業から「子ども支援室」に移行します。

#### 4) 児童の健全育成

児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的に、子ども館などの施設を有効に活用した居場所づくり、自主的に活動に参加できる機会づくりを進め、また、ボランティア活動などによる地域における交流の場づくりや健全育成の活動を支援します。

また、インターネットや携帯サイトなどの普及により、様々な問題が社会の中で顕在化している状況を踏まえ、性や薬物、非行やいじめなどの問題も含め、学校を中心に地域全体で取り組んでいきます。

|         |                           |      |    |
|---------|---------------------------|------|----|
| 業番号・事業名 | 33 高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実 |      |    |
| 担当課     | 保育課、社会福祉協議会               | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 地元自治会や老人クラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深めています。
- 地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 12 保育所では、年 2～6 回実施しており（清水保育所は 8 月を除く毎月実施）、延べ 41 回実施しました。

年 41 回の内訳

|       |     |        |      |
|-------|-----|--------|------|
| 伝承あそび | 6 回 | あそびの交流 | 1 回  |
| 夏祭り   | 2 回 | 花植え    | 4 回  |
| 運動会   | 4 回 | 散歩     | 1 回  |
| 芋苗植え  | 2 回 | なかよしデー | 1 回  |
| 芋堀    | 4 回 | その他    | 14 回 |

#### 事業評価・課題

- 保育所と自治会、老人クラブ等の連携により、高齢者と子ども達のふれあい事業の継続や充実が求められています。

#### 今後の事業方針

- 地元自治会や老人クラブに協力を依頼し保育所ホールや園庭開放をし、保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて高齢者との触れ合いを深めます。
- 地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。

|          |                     |      |    |
|----------|---------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 34 主任児童委員・児童委員活動の充実 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉課               | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 地域のひとり親家庭等への相談や実態把握を行う。また、対応が困難なケースについては、専門部会等の中で協議する等、的確な対応に努めています。特に新規世帯や要支援世帯に対しては、母子父子自立支援員との同行訪問を実施しています。
- 要保護児童及びその保護者、妊産婦等の生活と環境を適切に把握しサービスを利用するために必要な情報を提供しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- ひとり親家庭等への家庭訪問件数 母子父子自立支援員の同行 200 件
- 主任児童委員連絡会研修（2 回実施）
  - 平成 25 年 6 月 28 日 母子保健について
  - 平成 26 年 2 月 4 日 野田市における児童虐待について

#### 事業評価・課題

- 要保護児童対策地域協議会の一員として児童虐待の早期発見と未然防止に努めました。
- 個々においては個別支援会議で地域や家族の情報収集段階から協力をいただき、役割分担に関してはモニタリング等被虐待児童の見守りなど地域の実情に合わせて柔軟に協力いただきました。

#### 今後の事業方針

- 地域のひとり親家庭等への相談や実態把握を行います。また、対応が困難なケースについては専門部会等の中で協議する等、的確な対応に努めます。特に新規世帯や要支援世帯に対しては、母子父子自立支援員との同行訪問を実施します。
- 要保護児童及びその保護者、妊産婦等の生活と環境を適切に把握しサービスを利用するために必要な情報を提供します。また、児童虐待の早期発見と未然防止に努めます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 35 青少年相談員活動の充実 |      |    |
| 担当課      | 青少年課           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成を図っています。
- 青少年の非行防止活動を推進しています。
- 社会環境の浄化活動を推進しています。
- スポーツルール、レクリエーション活動を学習しています。
- 青少年の社会参加を促進しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 活動の充実を図るため青少年相談員連絡協議会に対し、補助金（2,213 千円）を交付し、相談員活動の自主事業の開催及び他事業の協力支援を行いました。
- 第 9 回野田市青少年相談員 CUP ドッジボール大会を計画するも前日からの降雪のため中止としました。
- 「東葛飾地区少年の日地域のつどい大会」に市内小学生と参加しました。  
会場：野田市立中央小学校  
中央小学校 9 人・宮崎小学校 15 人の計 24 人参加
- 「こどもまつり」に出店参加しました。  
会場：木間ヶ瀬小学校 800 人参加
- 子ども釣大会に協力参加しました。  
会場：関宿クリーンセンター調整池 522 人参加
- 各地域行事に参加協力及びスケートで遊ぼう及びみこしパレードに中学生の参加等の相談員地域活動を実施しました。
- 地域環境浄化活動（違法ビラ撤去）  
実施 1 回 63 枚撤去 ※撤去ビラの減少により 1 回となりました。

#### 事業評価・課題

- スポーツ・レクリエーション活動の開催を通じて、世代間の交流と市内の子どもたちが相互の親睦と友情を深めることができました。
- 地域の環境浄化活動事業として実施してきた違法ビラの撤去活動については、近年違法ビラが減少する等成果が見られ実施回数が減っているため、今後の状況を踏まえながら活動内容を検討していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成を図ります。
- 青少年の非行防止活動を推進します。
- 社会環境の浄化活動を推進します。
- スポーツルール、レクリエーション活動を学習します。
- 青少年の社会参加を促進します。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 36 少年非行対策等の充実 |      |    |
| 担当課      | 青少年課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施しています。

#### 【実績】

|     |         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|
| 街頭  | 回数（回）   | 752      | 770      | 776      | 764      |
| 補導  | 従事者数（人） | 2,015    | 2,063    | 2,011    | 1,945    |
| 補導  | 男性（人）   | 206      | 135      | 166      | 50       |
| 少年数 | 女性（人）   | 128      | 96       | 89       | 49       |

#### 事業評価・課題

- 非行防止対策の要となる街頭補導活動を青少年センターと補導員が協力連携しながら継続することが重要となっています。
- 学校周辺でのたむろ、喫煙等の現実に対処するため、青少年センター・学校・警察等の関係機関がより緊密に連携していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を行います。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 37 友だちづくり推進事業の推進 |      |    |
| 担当課      | 青少年課             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- オープンサタデークラブを開催し、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人としての素地を育む」機会を地域社会全体で創り出しています。

【実績】（平成 25 年度）

- 2 講座が閉講となりましたが、新規講座を 1 講座開講することにより、会場数・講座数は昨年それぞれ 1 減の 24 会場、32 講座で開講することができました。（年最高 15 回）

参加数 延べ 7,989 人 出席率 63.9%（前年比+2.7%）

|           | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 延べ参加者数（人） | 10,224   | 9,078    | 8,428    | 7,989    |

#### 事業評価・課題

- 体験をとおして地域の方々や子どもたち同士の交流や触れ合いが図れました。なお、各種団体及び個人講師による講座が継続できる体制を作ることが重要であり情報交換を緊密に行う必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、オープンサタデークラブを実施し、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性や社会性を育み、国際社会に生きる日本人として素地を育む」機会を地域社会全体で創り出していきます。
- 本プランに位置付けた「放課後子ども総合プランに基づく行動計画」に基づき、オープンサタデークラブの全小学校内での実施を目標とします。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 38 世代間交流事業の充実 |      |    |
| 担当課      | 青少年課、指導課      | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

##### <青少年課>

- 世代間交流事業として「ふるさと伝承講座」を開催し、学校、地域の方々の協力を得ながら子どもたちとの世代間の交流を推進しています。

##### <指導課>

- 学校・保護者・地域が連携し教育活動を支援するため学校支援地域本部の設置と地域教育コーディネーターを配置しています。

【実績】（平成 25 年度）

##### <青少年課>

- ふるさと伝承講座を開催しました。 開催日 平成 26 年 2 月 12 日（水）  
場 所 福田第一小学校 6 年生 7 人 3 年生 16 人 保護者 7 人 合計 30 人  
内 容 郷土料理のずんだもちを地域の女性会の方々と一緒に作り、郷土料理の伝承を学ぶ。

##### <指導課>

- 地域人材による授業補助や補習支援、図書室の利用活用の推進、キャリア教育の推進、学校の教育環境の整備を行いました。

#### 事業評価・課題

##### <青少年課>

- 学校支援地域本部地域コーディネーターとの連携により地域の人材による講座を開催しました。児童も地域の方や高齢者と世代間の交流が図られ大変楽しい時間を過ごしました。市内小中学校の協力を得る中で地域の多様な技能をもつ人材を更に発掘していく必要があります。

##### <指導課>

- 地域の方、諸団体との理解や交流を深めることは、ある程度の成果につながりました。今後は、PTA や保護者との積極的な交流を深め、ボランティア活動に協力いただける方を増やすことが必要であります。

#### 今後の事業方針

##### （青少年課）

- 世代間交流事業として「ふるさと伝承講座」を開催し、学校、地域の方々の協力を得ながら子どもたちとの世代間の交流を引き続き推進します。

##### <指導課>

- 地域人材による特別授業の実施、授業補助や補習支援、図書室の利活用の推進、キャリア教育の推進、地域の行事との交流、学校の教育環境の整備等を重点的に取り組んでいきます。

|          |              |      |    |
|----------|--------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 39 こどもまつりの充実 |      |    |
| 担当課      | 青少年課         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子どもたちにより良い遊びと創造の文化を与え、みんなで子どもたちを守り、健全な地域社会を作っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 市内青少年健全育成団体等 19 団体が実行委員会を組織して、テーマに沿ったアトラクションコーナーを設け、次のとおり、こどもまつりを開催しました。

開催日 平成 25 年 10 月 20 日（日）

場 所 木間ヶ瀬小学校

参加者 約 800 人

#### 事業評価・課題

- 子どもたちの仲間づくりや体験活動の場として約 800 人の子どもや保護者が楽しい一日を過ごすことができました。
- 近年各地域においてこどもまつり同様な交流を含めた行事が実施されてきている状況を考慮しながら、今後の方向性を調整する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 子どもたちにより良い遊びと創造の文化を与え、みんなで子どもたちを守り、健全な地域社会を作ります。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 40 子ども館の機能の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子ども館の休館日（月・火・祝日）を解消するために、年末年始を除き休館日に該当する日を業務委託することで、児童に子ども館を開放しています。
- 親子が年間を通じて気軽に交流できるサークルやセミナー等、交流の場を作るとともに、地域における児童の活動拠点として遊びの指導や行事の開催などの事業を展開しています。

#### 【実績】

|    | 平成 22 年度        |                  | 平成 23 年度        |                  | 平成 24 年度        |                  | 平成 25 年度        |                  |
|----|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
|    | 稼働<br>日数<br>(日) | 延べ<br>利用者<br>(人) | 稼働<br>日数<br>(日) | 延べ<br>利用者<br>(人) | 稼働<br>日数<br>(日) | 延べ<br>利用者<br>(人) | 稼働<br>日数<br>(日) | 延べ<br>利用者<br>(人) |
| 全体 | 359             | 61,902           | 359             | 64,994           | 359             | 71,190           | 359             | 69,756           |
| 直営 | 248             | 53,523           | 247             | 55,589           | 248             | 61,818           | 249             | 59,318           |
| 委託 | 111             | 8,379            | 112             | 9,405            | 111             | 9,372            | 110             | 10,438           |

#### 事業評価・課題

- 子ども達の健全な遊びの場として休館日を解消しました。
- 地域への移動子ども館や様々な行事、講座の開催で児童厚生員による遊び等の指導等を行いました。
- 就学前児童から小中高校生までを対象とする異年齢の子どもが利用する施設であることから、より安全かつきめ細やかに児童の育成支援ができるよう、特に高学年の指導に関する職員のスキル向上が必要となっています。

#### 今後の事業方針

- より積極的に子育て家庭が気軽に交流できるサークルやセミナー等親子のふれあいの場を作るとともに、様々な年齢の利用者が安全に利用できるよう施設の適正な管理と職員の研修等に努めます。
- 子ども子育て支援新制度に位置付けられた地域子育て拠点事業において、事業の共通化を図るにあたり、子ども館の児童厚生員が拠点スタッフと連携して取り組みます。
- 小規模な児童館施設としての特性を生かし、今後も地域と密着した事業を推進します。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 41 プレーパーク活動への支援 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課           | 事業区分 | 新規 |

#### 事業の内容・実績

- プレーパーク活動は、木、落ち葉、泥、水、火などの自然を活かし、ロープや工具、調理道具などを自由に使って1日中外遊びをする自由遊びの活動で、体力や工夫する力、異年齢交流によるコミュニケーション能力などの向上に寄与するものです。

指導者が遊び方や道具の使い方などをアドバイスしますが、預かるという立場でなく、基本的には「自己責任」で遊びます。

#### 事業評価・課題

- 自然を活かした自由な遊びを定期的に行える場所の確保や、活動の周知・広報について、ボランティアだけの活動では限界があり、行政との関わりが求められています。

#### 今後の事業方針

- プレーパーク活動は、かつて普通に外遊びしていた頃、その中で様々なことを学んだことに通じており、今の時代にはむしろ新たなタイプのものです。

活動については、児童の健全育成の施策の一つとして位置付け、実施する団体への活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する支援を行います。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 42 育児サークル活動の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課、保育課      | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子ども館、子育て支援センターにおけるサークルの活動については、機関紙・ホームページを始め広く参加者を募集し、多くの親子が交流を深めています。
- 各施設のスタッフはサークル参加者に対して、スムーズに活動ができるよう、適切な助言を行うことにより支援しています。
- 主なサークル活動（親子サークル・サンデー工作・わくわくタイムなど）

#### 【実績】

| 延べ参加者数（人）             | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 子育て支援センター<br>（3 か所合計） | 5,031    | 3,294    | 3,620    | 4,091    |
| 子ども館（6 館合計）           | 17,434   | 15,820   | 16,603   | 14,103   |

#### 事業評価・課題

- 多くのサークル参加者があり、親子の交流を図ることができました。
- サークルの内容について利用者から意見を取り入れて利用者のニーズにあったサークルを開催していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 今後もサークルの活動を推進していきます。
- 子ども子育て支援制度に位置付けられた地域子ども子育て拠点事業における地域支援機能（地域住民交流・ボランティアとの協働など）に該当する内容に再編し、子ども館においては、そのノウハウを子育てサロン等の事業拡充に活用していきます。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 43 ブックスタートの推進 |      |    |
| 担当課      | 興風図書館、社会福祉課   | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配布しています。
- ブックスタートボランティアを養成し、3か月健診時の親子に読み聞かせを実施しています。

#### 【実績】（平成25年度）

- 延べ154人のボランティアの方々に協力していただき、絵本の読み聞かせの大切さを伝えながら、出生祝品として、3か月健診時の親子997組へ1,994冊の絵本を贈りました。

#### 事業評価・課題

- ブックスタートボランティアが減少しています。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配布します。
- ボランティアの協力を得ながら、絵本の読み聞かせの大切さを伝え、出生祝品として、3ヶ月健診時の親子へ絵本を贈ります。
- ブックスタートボランティアを募集するとともに、質の向上を図るための養成を行い、3か月健診時の親子に読み聞かせを実施します。
- 「子ども支援室」における妊産婦全員の状況把握にあたり、出産時の面接において実施することで、継続的な支援につなげます。

|          |                             |      |    |
|----------|-----------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 44 街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進 |      |    |
| 担当課      | みどりと水のまちづくり課、社会福祉課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 利用しやすく、安全な公園管理を基本に、周辺の要望等を取り入れながら公園施設の整備を促進しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 遊具の付替え 2 か所、園路や公園出口の改修 2 か所、老朽化した遊具の撤去 3 か所等を実施しました。

#### 事業評価・課題

- 公園の施設については老朽化が進んでいることから、安全点検の結果により緊急度等優先順位を付け、今後も引き続き改修を実施していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 公園を安全で快適に利用できるように、公園施設については、老朽化した遊具等の整備を引き続き実施していきます。

|          |                                 |      |    |
|----------|---------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 45 保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進 |      |    |
| 担当課      | 保育課、学校教育課                       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 保育所の園庭を開放し、子どもの遊び場を確保する。また、園庭開放の周知については、市報等で広報に努めています。
- 幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供しています。

#### 【実績】

|              |             | 平成<br>22 年度 | 平成<br>23 年度 | 平成<br>24 年度 | 平成<br>25 年度 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 保<br>育<br>所  | 年間開放回数（回）   | 128         | 125         | 134         | 128         |
|              | 年間延べ利用人数（人） | 1,963       | 1,269       | 1,592       | 1,645       |
| 小学校延べ利用件数（件） |             | 325,605     | 255,022     | 343,353     | 238,617     |
| 中学校延べ利用件数（件） |             | 85,743      | 42,278      | 50,146      | 47,055      |
| 幼稚園延べ利用件数（件） |             |             |             | 155         | 155         |
| 合計（件）        |             | 411,348     | 297,300     | 393,654     | 285,827     |

#### 事業評価・課題

- 今後の事業の継続実施にあたり、地域の状況やニーズを踏まえた活用方法について検討する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、保育所の園庭を開放します。
- スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所と提供する幼稚園の園庭、小・中学校の校庭及び体育館等の施設の開放を地域の実情を踏まえ継続して実施します。また、その他の社会資源の活用を検討します。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 46 公立幼稚園の機能の充実 |      |    |
| 担当課      | 指導課            | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 園庭を開放し、地域との触れ合いの場を提供しています。
- 地域の婦人会等の交流活動を実施しています。(収穫祭を兼ねたカレーパーティー・伝承遊び等)
- 絵本読み聞かせを実施しています。

#### 【実績】(平成 25 年度)

- 園庭解放、こばとプレイルーム(未就園3歳児保育体験教室)、行事への地域住民の招待等で地域とのふれあいの場を提供しました。
- 幼児教育センターとして情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さをアピールするとともに、ひまわり相談との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援にも取り組みました。

#### 事業評価・課題

- 次年度に入園する子どもにとっても、その保護者にとっても、幼稚園がどのようなところか理解するための良い機会となりました。

#### 今後の事業方針

- 園庭を開放し、地域とのふれあいの場を提供します。
- 収穫祭を兼ねたカレーパーティーや伝承遊び、地域との交流活動を実施します。
- 絵本読み聞かせを実施します。

|          |                              |      |    |
|----------|------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 47 子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進 |      |    |
| 担当課      | 青少年課                         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通じた地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 子ども会育成連絡協議会補助金の交付及び各種事業の支援を行いました。
  - ・補助金の交付（1,870 千円）
  - ・平成 25 年 8 月 23 日～25 日 JL キャンプ研修会
  - ・平成 26 年 3 月 2 日 第 31 回親子映画会
  - ・育成者の集団活動指導のための安全講習会
  - ・指導者講習会への参加
  - ・子ども会活動の充実を図りました。インリーダー講習会を開催しました。

#### 事業評価・課題

- 子ども会育成連絡協議会の各種事業を通して子どもたちの健全育成が図られました。
- これからも、多くの子どもたちの参加を得て、活動を充実する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通じた地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援します。

|          |                               |      |    |
|----------|-------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 48 あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進 |      |    |
| 担当課      | 青少年課                          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- あおいそら運動推進委員会を始め、自治会、いきいきクラブ、小中学校等に参加いただき、青少年健全育成団体地区別懇談会を開催しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 市内中学校区を回り、あおいそら運動推進委員会を始め、地域団体の代表の皆さまに青少年健全育成のための活動について、ご協力いただくようお願いするとともに、地域における情報交換を行いました。

#### 事業評価・課題

- 青少年健全育成団体地区別懇談会において、あおいそら運動推進委員会を始め、自治会、いきいきクラブ、小中学校等が意見交換を行い、今後に向けての共通認識を確認することができました。

#### 今後の事業方針

- あおいそら運動推進委員会を始め、自治会、いきいきクラブ、小中学校等より多くの団体に参加いただき、青少年健全育成団体地区別懇談会を開催します。

|          |                               |      |    |
|----------|-------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 49 野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進 |      |    |
| 担当課      | 青少年課                          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 市と野田レクリエーション協会が協力して子どもの健全育成のための事業を実施しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 野田レクリエーション協会には、柳沢小学校でのオープンサタデークラブにおいて、ティーボールの指導者として参加いただいております。また木間ヶ瀬小学校を会場として実施した「こどもまつり」においても、吹き矢等のアトラクションブースを開設いただき、子ども達にとって大切な人的交流や体験活動の場を提供いただきました。

#### 事業評価・課題

- 市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っており、今後も野田レクリエーション協会と交流を図りながら、子どもの健全育成に大きく寄与することが重要です。

#### 今後の事業方針

- 今後も引き続き、市と野田レクリエーション協会が協力して子どもの健全育成のための事業を実施します。

|          |                          |      |    |
|----------|--------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 50 子育て支援団体の活動充実のための施策の推進 |      |    |
| 担当課      | 社会教育課                    | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子育て支援を行う団体・サークルの活動や講演会活動に対し、公民館等における会場提供やパンフレット掲出等の協力を行っています。

【実績】（平成 25 年度）

- パンフレット等の配布・掲示 41 件

#### 事業評価・課題

- 継続的に子育て支援に係る活動の周知等を行い、活動団体を支援するとともに、保護者や地域のニーズに合わせた情報提供を行う等、双方のニーズがうまく結びつくための調整、支援を行う必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、子育て支援団体の活動充実のための支援を行い、子ども達の健全育成のための環境醸成に努めます。

|          |                               |      |    |
|----------|-------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 51 野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進 |      |    |
| 担当課      | 社会教育課                         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催しています。
- 後継者育成のための用具の購入を行っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 第 16 回野田市民俗芸能のつどいの開催  
出演 小学校 6 校・中学校 1 校 131 人
- 後継者育成指導委託 小学校 2 校 132 人
- 篠笛購入 20 本

#### 事業評価・課題

- 継続して子どもたちへの学習機会の拡充を図るとともに、用具の購入をより一層充実させる必要があります。

#### 今後の事業方針

- 後継者育成活動等において一層の連携体制の構築を図ります。
- 継続して子どもたちへの学習機会の拡充を図るとともに、用具をより一層充実させます。

|          |                              |      |    |
|----------|------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 52 野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進 |      |    |
| 担当課      | 社会体育課                        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 野田市サイクリング協会の活動を充実させるため、サイクリングロードを整備しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 野田市サイクリング協会      会員数 79 人、大会 2 回開催
- 野田市スポーツ公園から境大橋、運河橋から水堰橋の区間の道路両端から 1 m 幅について年 2 回除草を実施しました。

#### 事業評価・課題

- 福田地区の利根川堤防未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 平成 18 年度までに福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了しましたが、今後も事業の継続を図ります。
- 除草の実施を行います。

|          |                          |      |    |
|----------|--------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 53 野田市体育協会活動の充実のための施策の推進 |      |    |
| 担当課      | 社会体育課                    | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 野田市体育協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 野田市体育協会 加盟 28 種目、10,411 人
- 行事調整会議（平成 26 年度実施用） 参加：36 団体
- 市体育協会事業補助金、市民体育大会種目別大会補助金、県民体育大会派遣費補助金を交付しました。

#### 事業評価・課題

- 市民体育大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性にかんがみ、協会の活動充実を図る必要があります。

#### 今後の事業方針

- 今後も事業を継続し、野田市体育協会の活動充実のため前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努めます。
- 補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図ります。

|          |                                  |      |    |
|----------|----------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 54 ボーイスカウト、ガールスカウト活動の充実のための施策の推進 |      |    |
| 担当課      | 青少年課                             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動支援を行っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 野田市スカウト連絡協議会に補助金交付（350 千円）を行い、団体が実施するゴミゼロ運動を始めとする清掃奉仕、覚醒剤乱用防止街頭キャンペーン、歳末助け合い運動等の活動について支援しました。

#### 事業評価・課題

- 市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っており、奉仕活動や体験活動を通して子ども達の人間形成に大きく寄与しています。

#### 今後の事業方針

- 今後も引き続き、青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し、事業活動の支援を行います。

|          |                          |      |    |
|----------|--------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 55 スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進 |      |    |
| 担当課      | 社会体育課                    | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 野田市体育協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援しています。
- 広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 野田市スポーツ少年団 加盟団体 27 団体、462 人
- 近隣交流大会 5 種目
- 野田市体育協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付しました。

#### 事業評価・課題

- 少子化の影響により団員数が減少傾向にあります。

#### 今後の事業方針

- 今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図ります。
- 野田市体育協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民体育大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援します。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 56 社会福祉協議会の体制強化 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉協議会         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行っています。

【実績】（平成 25 年度）

- ファミリー・サポート・センター会員数
  - 利用会員 415 人
  - 提供会員 122 人
  - 両方会員 50 人
- 学童保育所運営受託 14 か所

#### 事業評価・課題

- 14 か所の学童保育所を受託し、円滑な運営を努めました。
- 学童指導員等を各種研修会に派遣してレベルアップを図りました。

#### 今後の事業方針

- 社会福祉協議会は市と役割分担する中で、地域福祉の担い手として住民の福祉ニーズに即した事業の展開及び経営基盤の整備を計画的に推進します。
- 新制度における学童保育所の新基準である、おおむね 40 人を超える集団を 2 つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努めます。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 57 性に関する啓発活動の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 性に関する正しい知識を身につけられるよう思春期教育講演会の開催や啓発のためのパンフレット配布を行い、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図っています。

【実績】（平成 25 年度）

- 市内小・中・高等学校を会場に思春期教育講演会を開催しました。  
参加者数 508 人
- 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及のためパンフレットを配布しました。

#### 事業評価・課題

- 講演会後生徒へのアンケートより「命の大切さ」、「人への思いやり」等の感想が多く聞かれ好評でした。
- 思春期等の人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用等の問題は年々増加し心身症、不登校、引きこもり等の心の問題も深刻化しています。
- 解決が極めて困難であるが、改善に向けて今後も正しい知識の普及・啓発に努める必要があります。

#### 今後の事業方針

- 学校や地域、保健所との連携を図りながら、今後も思春期教育講演会の開催や啓発のためのパンフレット配布等を行い知識の普及や問題の解決に取り組みます。
- 乳幼児期から親への教育、相談等の支援を行い、思春期における性や命に関わる諸問題を未然に防ぐよう努めます。
- さらに、講演会実績のない学校への働きかけを行っていきます。

|          |           |      |    |
|----------|-----------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 58 性教育の充実 |      |    |
| 担当課      | 指導課       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習しています。
- 中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習しました。（4年生）
- 中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習しました。（主に1年生で学習）

#### 事業評価・課題

- 性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差があります。指導方法や表現等、学年や男女の別、実態等をふまえて適切に行う必要があります。

#### 今後の事業方針

- 小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習します。
- 中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習します。

|          |                                 |      |    |
|----------|---------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 59 人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について |      |    |
| 担当課      | 人権施策推進課                         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子ども人権映画会を開催しています。
- 人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室を開催しています。  
(啓発ビデオの視聴・話し合い)
- 人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした中学校人権講演会を開催しています。  
(市内中学校 11 校を 3 年で一巡)  
【実績】(平成 25 年度)
- 子どもじんけん映画会(人権に関わるアニメビデオの上映、啓発物品の配布・啓発資料の配布による人権意識の啓発)
 

|     |                  |     |       |
|-----|------------------|-----|-------|
| 開催日 | 平成 25 年 10 月 5 日 | 来場者 | 224 人 |
|-----|------------------|-----|-------|
- 小学生人権教室(人権擁護委員)
 

|     |                   |        |     |       |
|-----|-------------------|--------|-----|-------|
| 開催日 | 平成 25 年 12 月 9 日  | ニツ塚小学校 | 聴講者 | 96 人  |
|     | 平成 25 年 12 月 11 日 | 南部小学校  | 聴講者 | 133 人 |
- 中学生人権講演会(NPO 法人ジェントルハートプロジェクト)
 

|     |                  |       |     |       |
|-----|------------------|-------|-----|-------|
| 開催日 | 平成 25 年 6 月 19 日 | 川間中学校 | 聴講者 | 337 人 |
|     | 平成 25 年 6 月 26 日 | 福田中学校 | 聴講者 | 279 人 |
|     | 平成 25 年 7 月 2 日  | 北部中学校 | 聴講者 | 420 人 |
|     | 平成 25 年 7 月 17 日 | 二川中学校 | 聴講者 | 280 人 |

#### 事業評価・課題

- 子どもじんけん映画会については、産業祭の開催日に合わせ、事前に市報やタウン誌への掲載及び保育所や幼稚園等にチラシを配布しました。また、産業祭当日、会場内においてチラシの配布を行ったことにより、多くの親子に映画を見てもらうことができ、人権意識豊かな子どもの成長を手助けすることができました。
- 小学生人権教室については、市内の小学校から 2～3 校を選出し、4 年生を対象に実施し、「いじめ」について講演を行い、他人への思いやりやいたわりあう心を持つことで人間関係の大切さを学ぶ講演を実施することができました。  
一方で、小学校数(20 校)に比べ、開催回数(年 2～3 回)が少ないことについて検討する必要があります。
- 中学生人権講演会については、いじめを苦に自殺する事件が発生していることから、子どもがいじめにより自ら命を絶った遺族の方を講師に招き、命の大切さを実感させることで、いじめや暴力のない社会、命の大切さを改めて考えさせることができました。

#### 今後の事業方針

- 他人への思いやりや、いたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的として、あらゆる機会を利用し、継続的に人権教育・啓発事業を実施します。
- 引き続き、子どもじんけん映画会、小学生人権教室、中学生人権講演会を開催します。

|          |                                    |      |    |
|----------|------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 60 いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備 |      |    |
| 担当課      | 指導課、児童家庭課、青少年課                     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 非行等の問題を抱える子ども、いじめを受けた子ども・いじめをする子どもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談・支援を行い、解決に努めます。
- ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行います。
- 地域において、子どもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行います。

#### 【実績】

(平成 17 年度～)

- 市内小中学校の要請に応じ市スクールカウンセラーを派遣

(平成 25 年度)

- 市スクールカウンセラーの巡回相談 19 校・134 件派遣
- ひばり教育相談（電話・面接・訪問） 2,635 件
- スクールサポートカウンセラーの配置 5 校

(平成 26 年度～)

- 市内全中学校と小学校 1 校に県スクールカウンセラーを配置

#### 事業評価・課題

- 非行問題・いじめ・不登校等に悩む家庭に対して関係機関と連携した相談体制を持つとともに、近隣の温かい声かけ・見守りのある地域社会の風土づくりが必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 学校や保護者の相談を受けて、子どもや家庭の心のケアを行うとともに、問題解決に向けて、関係機関との連携を図ります。
- 野田市スクールサポーターとスクールサポートカウンセラーを配置し、反社会的な行為に起因する加害者及び被害を受けた児童・生徒・保護者の精神的な悩みに対して支援、助言を行います。

|          |              |      |    |
|----------|--------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 61 一日体験保育の充実 |      |    |
| 担当課      | 保育課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として、保育所の各行事に参加し、子育ての相談や情報交換の場として一日体験保育を実施しています。

【実績】（平成 25 年度 12 保育所の実績）

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 運動会（人）          | 484 |
| 地域交流（人）         | 182 |
| 消防車見学（人）        | 17  |
| お楽しみ会・クリスマス会（人） | 114 |
| 人形劇鑑賞（人）        | 5   |

#### 事業評価・課題

- 更なる事業の充実のため周知方法を検討します。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として保育所の各行事を活用し、子育ての相談や情報交換の場として一日体験保育を実施します。

|          |                            |      |    |
|----------|----------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 62 岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流 |      |    |
| 担当課      | 指導課、高齢者福祉課                 | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 児童が昼休み等にデイサービスセンターを訪問するとともに、交流給食を行います。  
また、6年生のお別れ会・合同運動会・クリスマス会等を通して交流を行います。

#### 【実績】（平成25年度）

- 学年ごとの計画に基づき、4～6年生は交流給食や、ゲーム等をとおしてコミュニケーションを図りました。
- 2年生は、学習の成果をオベレッタ等として発表しました。

#### 事業評価・課題

- 児童との交流は、デイサービス側の受入人数が増加していることから、より日常的な交流になりました。そのため、日程や内容の調整等、よりきめ細かな指導が必要になっています。

#### 今後の事業方針

- 学年ごとの計画により交流活動をとおしてコミュニケーションを図ります。

### 3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて保健サービスを提供し、母と子が健康に暮らし、子どもが生き生きと育つことができるよう、「野田市健康づくり推進計画21」に基づき、健康診断や個別訪問等母子保健の推進を図るとともに、母親学級や健康教育等の充実、食育や思春期における保健対策の推進、小児医療体制の充実などに取り組みます。

また、妊産婦一人一人の状況を把握し、出産から子育てまで切れ目ない相談をワンストップで行う組織を構築し、妊産婦や子育てする方の不安の解消を図ります。

このほか、要保護児童対策との連携により、児童虐待や所在不明児の早期把握と対応に努めます。

具体的な施策項目として、①子どもや母親の健康の確保、②食育の推進、③思春期保健対策の充実、④小児医療の充実の4項目を掲げ、取組を推進していきます。

## 1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び幼児期を通して母子の健康を確保するため、母子健康手帳交付時から妊婦や乳幼児の健康診査、新産婦・新生児の訪問指導等の保健対策の充実を図ります。また、保護者の育児不安を解消するため、親子教室や育児学級の開催や育児相談の実施、乳幼児により起こる誤飲、転落等の事故や疾病の予防に関する啓発事業を推進します。

### 【妊娠・出産から育児までの一人ひとりの状況を把握して切れ目ない支援を行う体制について】

「子ども支援室」を保健センター4階に設置し、妊娠期から出産、子育て期にわたり、様々な相談についてワンストップで総合的に対応できる拠点とします。

「子ども支援室」では、すべての妊産婦の情報を把握し、母子保健・子育て支援・発達支援など、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制を築き、事業に取り組むことで、妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消や発達障がいにおける早期発見・早期療育へのつながりなどを図るとともに、妊娠期からの支援と事業の周知徹底、関係機関との連携により、望まない妊娠などによる児童虐待のリスク軽減なども図ります。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 63 妊婦・乳児一般健康診査の促進 |      |    |
| 担当課      | 保健センター            | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 妊婦健康診査・乳児健康診査の費用助成を行う。契約していない医療機関受診分の償還払いを行っています（妊婦健康診査のみ）。

- ・妊婦一般健康診査 14 回
- ・乳児一般健康診査 2 回（3～6 か月児・9～11 か月児）

#### 【実績】（平成 25 年度）

|               |        |
|---------------|--------|
| 妊婦一般健康診査（延べ件） | 12,468 |
| 妊婦償還払い（延べ件）   | 240    |
| 乳児一般健康診査（延べ件） | 1,393  |
| 妊婦歯科健康診査（実件）  | 153    |

|                  | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|
| 妊婦一般健康診査受診数（延べ件） | 12,980   | 12,513   | 11,746   | 12,468   |
| 乳児一般健康診査受診数（延べ件） | 1,768    | 1,691    | 1,718    | 1,393    |

#### 事業評価・課題

- 件数は少ないが、関係機関と連携をはかり、受診等をすすめるケースがあります。

#### 今後の事業方針

- 平成 26 年度から受診票情報のデータを把握できるようになるため、必要時関係機関と連携をはかり、早期の受診勧奨や保健指導に努めます。
- 母子健康手帳交付時や両親学級時・乳幼児健康診査等で受診勧奨や啓発に努めます。
- 健診や訪問など様々な事業の機会を捉え、支援を要する家庭及び児童の把握、所在を確認できない児童の把握に努め、児童家庭課など関係機関との速やかな連携を図ります。（事業番号 63 以降の母子保健にかかる事業に共通）
- 要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 64 妊産婦・新生児訪問指導の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター            | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 妊婦訪問は訪問指導員・保健推進員・市保健師が実施しています。
- 新生児産婦訪問は訪問指導員・市保健師が実施しています。
- 生後2か月児訪問は保健推進員が実施しています。

#### 【実績】（平成25年度）

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 訪問指導員新生児産婦訪問数（延べ件）  | 494   |
| 担当保健師妊産婦新生児訪問数（延べ件） | 228   |
| 保健推進員妊婦訪問数（延べ件）     | 1,485 |

|                    | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
| 新生児・妊産婦訪問指導員委嘱数（人） | 6      | 7      | 7      | 7      |
| 妊産婦訪問指導数（件）        | 346    | 436    | 385    | 362    |
| 訪問指導員（件）           | 254    | 299    | 273    | 245    |
| 保健師（件）             | 92     | 137    | 112    | 117    |
| 新生児訪問指導数（件）        | 262    | 333    | 315    | 360    |
| 訪問指導員（件）           | 219    | 278    | 253    | 249    |
| 保健師（件）             | 43     | 55     | 62     | 111    |

#### 事業評価・課題

- 訪問時、育児に関する悩みや不安を抱える家庭には必要な情報提供を行い、継続支援を行いました。
- 多くの対象者に訪問指導を実施するためには、今後より一層出生連絡票提出の啓発を行い、訪問の充実を図る必要があります。

#### 今後の事業方針

- 新生児訪問を充実させ、母乳栄養の推進、育児不安の解消等自信を持って子育てができるよう連携し支援に努めます。
- エジンバラ産後うつ病質問票の使用を継続し、支援が必要なケースを早期に把握することに努めます。
- 市保健師は若年妊産婦・未熟児等妊娠中から出産後へ継続した育児支援に努めます。
- 要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 65 保健推進員活動の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 妊婦訪問、生後 2 か月児訪問、乳幼児健康診査未受診者受診勧奨、市の保健サービスの情報提供、研修及び地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加等をおこなっています。

#### 【実績】

|                       |        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------------------|--------|----------|----------|----------|----------|
| 保健推進員委嘱数（人）           |        | 100      | 100      | 99       | 98       |
| 保健推進員による<br>家庭訪問件数（件） |        | 3,424    | 3,687    | 3,385    | 3,275    |
| 内訳                    | 妊婦（件）  | 1,381    | 1,629    | 1,515    | 1,485    |
|                       | 乳幼児（件） | 1,688    | 1,659    | 1,541    | 1,479    |
|                       | 未受診（件） | 355      | 399      | 329      | 311      |

#### 事業評価・課題

- 地域で生活する身近な相談者として保健推進員が家庭訪問することによって、対象者の不安の軽減、解消につながりました。
- 多様化する対象者のニーズに答えられるようにしていくため保健推進員自身の資質向上が求められており、今後も研修等の開催に努めていきます。

#### 今後の事業方針

- 母子保健及び健康増進事業の普及、啓発と地区保健活動の推進のため、市民と行政のパイプ役として地区保健協力活動を展開します。
- 要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 66 保健師の適正な人員配置 |      |    |
| 担当課      | 保健センター         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応しています。

#### 【実績】

| 保健師配置数（人）  |            | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|------------|----------|----------|----------|----------|
| 保健センター     |            | 14       | 14       | 15       | 17       |
| 関宿保健センター   |            | 4        | 4        | 3        | 3        |
| 高齢者<br>福祉課 | 地域包括支援センター | 2        | 2        | 2        | 3        |
|            | 介護認定係      | 1        | 1        | 1        | 1        |
|            | 高齢者福祉係     | 1        | 1        | 1        | 1        |
| 社会福祉課 こぶし園 |            | 1        | 1        | 1        | 0        |

#### 事業評価・課題

- 保健師を適切に配置し、市民の健康ニーズにんでいる。なお、保健センターにおいては、新たな予防事業等の増加や、相談・指導業務の内容が複雑・多様化してきていることから、対応が困難になってきています。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、適正な配置に努めます。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 67 乳幼児健康診査の促進 |      |    |
| 担当課      | 保健センター        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援しています。
- 発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関しては精密検査の実施や、関係機関と連携してきめ細かな関わりを持ち、育児不安への軽減に努め支援等を充実・継続しています。

【実績】（平成 25 年度）

|            | 対象者数（人） | 受診者数（人） | 受診率（％） |
|------------|---------|---------|--------|
| 3か月児健康診査   | 1,017   | 989     | 97.2   |
| 1歳6か月児健康診査 | 1,139   | 1,101   | 96.7   |
| 3歳児健康診査    | 1,333   | 1,197   | 89.8   |
| 5歳児健康診査    | 11      | 11      | 100.0  |
| 低出生体重児健康診査 | 193     | 170     | 88.1   |

#### 事業評価・課題

- 未受診者に対し訪問や電話等で把握することに努めているが、依然把握できないケースがある状況です。訪問、手紙等の対応方法をスタッフで話し合い実施しているが、今後も継続する必要があります。
- 保育課・児童家庭課等関係機関と調整会議をひらき、育児支援の必要なケースのフォローに努めました。フォロー体制については更なる検討が必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 未受診者フォローについては、関係機関と連携し未受診者の状況確認を行います。
- 発育、発達や親子関係等気がかりな親子に対し関係機関と連携し児とともに保護者を支援していきます。
- 要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

|          |                         |      |    |
|----------|-------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 68 母子健康教育（母子健康手帳の交付）の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター                  | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 妊娠届出、母子健康手帳交付時に保健師が全員に面接し、妊娠・出産・育児に関しての不安の解消及び今後の支援の基礎としています。

【実績】（平成 25 年度）

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 母子健康手帳交付数（妊娠届出者数/件） | 1,055 |
| マタニティーキーホルダー配布数（部）  | 1,055 |

#### 事業評価・課題

- 妊娠中の健康管理・妊婦訪問等継続して支援できる相談相手として保健センターの利用を進めていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 父親の育児参加を勧めるため、両親学級への参加を呼びかける等妊娠中から父親の関心を高めていきます。
- 保健センターは妊娠中から気軽に相談できる場であることを妊娠届出時及び各事業を通して周知します。
- 妊娠 20 週を過ぎて妊娠届出に来た場合はアンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期介入、継続的支援に取り組みます。
- 妊娠届については、子ども支援室に受付窓口を移管し、同室の保健師、保育士、臨床発達心理士、子育て支援総合コーディネーターが妊婦全員の面接にあたります。

|          |            |      |    |
|----------|------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 69 両親学級の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 初妊婦（経産婦の希望者含む）及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得し、健全な子どもを産み育てることができるよう指導及び助言を行っています。また両親学級修了者を対象に同窓会を開催し、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供し、子育ての不安を解消し自信を持って育児ができるように支援しています。
- 保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等の専門職が妊婦及びその配偶者に対し正しい知識を提供し、必要に応じて個別相談を行っています。

#### 【実績】

|      | 平成 22 年度 |         | 平成 23 年度 |         | 平成 24 年度 |         | 平成 25 年度 |         |
|------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
|      | 実施回数(回)  | 参加者数(人) | 実施回数(回)  | 参加者数(人) | 実施回数(回)  | 参加者数(人) | 実施回数(回)  | 参加者数(人) |
| コースⅠ | 21       | 385     | 21       | 302     | 21       | 245     | 21       | 285     |
| コースⅡ | 7        | 239     | 9        | 188     | 9        | 165     | 9        | 215     |
| 同窓会  | 7        | 135     | 7        | 147     | 7        | 120     | 7        | 82      |
| 交流会  | 7        | 613     | 7        | 234     | 7        | 190     | 7        | 171     |
| 参加者計 | 42       | 1,372   | 44       | 871     | 44       | 720     | 44       | 753     |

#### 事業評価・課題

- グループワークを取り入れ、妊婦同士の思いや悩みを共有する場、情報交換や仲間作りの場として活用されました。
- インターネットの普及等に伴い妊娠・出産・育児に関する情報が氾濫し、混乱している妊婦が多くみられました。
- 平日開催が殆どであり、仕事をしている妊婦は参加しづらい状況にあるため、新たにコースⅠの土曜日開催月を設けました（計3回）。
- 夫への参加を期待するコースⅡでも参加しやすいよう土曜日開催の回数を増やし、3回実施しました。

#### 今後の事業方針

- 両親学級を通して正しい知識を普及するとともに交流会や同窓会を行い、妊婦や配偶者の仲間作り、育児の情報交換、夫の育児参加を支援します。
- 夫の参加が多いコースⅡについては土曜日開催を年4回に増やし実施する。コースⅠについても年3回土曜日に開催します。
- 夫が参加しやすいよう夫婦で行う妊婦体操を取り入れ、妻への理解を深め、父親としての意識の向上を図るためにマタニティブルー等妊娠・出産・育児について伝える機会を増やします。
- 要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 70 親子教室の充実・育児相談の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行っています。
- 育児相談は乳幼児の発達状態や育児上の問題、悩み等に対し個別相談を行い、発達上の問題が発見された場合には、小児科医師等に紹介し医学的な指導を受けて事後指導にあたっています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

|               | 開催数（回） | 参加者数（延べ人） |
|---------------|--------|-----------|
| 親子教室          | 22     | 656       |
| 育児相談（計測会を含む）  | 47     | 492       |
| 2 歳 3 か月児発達相談 | 26     | （実人数）398  |

| 参加者数（延べ人）     | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| 親子教室          | 317      | 342      | 324      | 322      |
| 育児相談          | 184      | 325      | 276      | 492      |
| 2 歳 3 か月児発達相談 | 274      | 321      | 370      | 398      |

#### 事業評価・課題

- 乳幼児期から就学時に向けて一貫した指導を行うためには関係機関との連携強化が必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 保護者の育児不安、悩み等に対し個別的・集団的に相談を実施し関係機関と連携を深め継続した支援を行います。
- 要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

|          |                                  |      |    |
|----------|----------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 71 健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進 |      |    |
| 担当課      | 保健センター                           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示や発表等を行い、市民が自らの健康づくりについて、考える機会としています。

【実績】（平成 25 年度）

- 健康づくりフェスティバルの開催      2 回    来場者 1453 人

#### 事業評価・課題

- 健康づくりフェスティバルは、野田、関宿の 2 会場で、多くのコーナーに興味、関心をもってもらうように工夫しました。また、産業祭と同時開催することで集客効果が得られたため、引き続き、多くの方が参加しやすい実施方法を検討していきます。

#### 今後の事業方針

- 幅広い年齢の方に楽しんで参加していただくようテーマに沿った魅力あるコーナーづくりに努め周知を図ります。

|          |                                 |      |    |
|----------|---------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 72 乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進 |      |    |
| 担当課      | 保健センター                          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 保健推進員による生後 2 か月児訪問の際、及び 3 か月児健康診査において事故防止に関するパンフレットを配布しています。

#### 【実績】

|                      | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 保健推進員によるパンフレット配布数（部） | 1,117    | 1,128    | 1,033    | 1,068    |

#### 事業評価・課題

- 乳幼児の死亡原因は事故によるものが最も多く、事故を防ぐためには日頃からの保護者の注意が重要です。
- 保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットを配布し、家庭での事故防止に役立てられるようにしていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 事故防止についてのパンフレット「我が家の安心ガイドブック」、乳幼児の疾病についてのパンフレット「子どもの急病ガイドブック」を保健推進員による生後 2 か月児訪問の際に配布します。
- さらに、3 か月児健康診査においても、乳幼児の事故予防に関するパンフレットを配布します。

|          |            |      |    |
|----------|------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 73 育児学級の開設 |      |    |
| 担当課      | 保健センター     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 親の心身の悩みや病気等のため、集団になじみにくい親子同士が交流を持ち、保健師や栄養士、保育士等と気軽に相談できる場をつくり、ストレスや育児不安の解消を図り、育児能力の向上や児童虐待の未然防止を目的に実施しています。

【実績】（平成 25 年度）

- 育児学級（えだまめクラブ）  
2 会場で各月 1 回実施      参加者数 207 人（親子延べ数）

#### 事業評価・課題

- 低出生体重児をもつ親の参加がみられました。
- 必要時親子に対して臨床発達心理士による個別相談や保健師による相談を行い関係機関へ継続支援につなげることができました。

#### 今後の事業方針

- 安心して育児に臨めるように関係機関とともに継続的な支援に努めます。
- 必要な母子に対して、新生児訪問や各健康診査等事業の案内をし、継続した支援に努めていきます。
- 要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

|          |              |      |    |
|----------|--------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 74 口腔衛生指導の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- むし歯予防のための歯科健康診査・歯科相談・はみがき指導等を実施しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

|                  | 開催数（回） | 参加者数（人） |
|------------------|--------|---------|
| はみがき教室           | 40     | 589     |
| フッ素塗布            | 16     | 325     |
| 保育所・幼稚園・学校等の巡回指導 | 133    | 3,484   |
| 2 歳 3 か月児歯科相談    | 60     | 982     |

- 親と子のよい歯のコンクール 17 組

#### 事業評価・課題

- 乳幼児期の子どもは、まだ自分で十分に歯の手入れができないため、保護者への働きかけや、情報提供を継続的に進めていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- はみがき教室、フッ素塗布の年齢を引き下げ、幼稚園等に入園する前に指導を行います。
- 子どもだけでなく、保護者にも歯と口の健康への意識づけを図ります。

|          |            |      |    |
|----------|------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 75 予防接種の推進 |      |    |
| 担当課      | 保健センター     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 定期予防接種を行っています。

【実績】（平成 25 年度定期予防接種）

- BCG 705 人
- ジフテリア百日せき破傷風（DPT）  
1 回目 100 人 2 回目 152 人 3 回目 204 人 1 期追加 1,145 人
- ジフテリア破傷風（DT）2 期 845 人
- 麻しん風しん混合（MR） 1 期 1046 人 2 期 1217 人
- 日本脳炎 1 期初回 1 回目 1,468 人 2 回目 1,474 人 1 期追加 1,619 人  
2 期 762 人
- 子宮頸がん 1 回目 149 人 2 回目 72 人 3 回目 69 人
- ヒブ 1 回目 1,568 人 2 回目 1,099 人 3 回目 1,046 人 追加 1,230 人
- 小児用肺炎球菌 1 回目 1,584 人 2 回目 1,100 人 3 回目 1,035 人  
追加 1,011 人
- 不活化ポリオ 1 回目 251 人 2 回目 400 人 3 回目 482 人 追加 636 人
- 百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（DPT-IVP）  
1 回目 987 人 2 回目 965 人 3 回目 896 人 追加 44 人

#### 事業評価・課題

- 感染症の流行状況等、予防接種に関する情報提供と周知を行う必要があります。
- 保護者に予防接種の必要性や副反応の症状等の情報提供を十分行うとともに、医療機関との連携等により接種率の向上をはかる必要があります。

#### 今後の事業方針

- 予防接種法に基づき、市報の健康ガイド及びホームページ、予防接種のお知らせのチラシ等で日程や予防接種の必要性についての情報提供を行います。
- 対象者に対しお知らせと予診票を配布します。
- 転入者に対しては、市民課と連携をとり、転入届提出時に案内文を配布し、周知をはかります。
- MR の接種率の向上のため、学校を経由してチラシを配布するとともに未接種者には個人通知にて勧奨します。
- 過誤接種の防止を図ります。

|          |                            |      |    |
|----------|----------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 76 医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化 |      |    |
| 担当課      | 保健センター                     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 保健所主催の千葉県野田保健所母子保健推進協議会への参加
- 保健所管内保健師等業務連絡研究会への参加
- 野田市特別支援教育連絡協議会への参加

#### 事業評価・課題

- 円滑な母子保健の推進を図るため会議や研修会に参加し情報交換を行い綿密な連携を図りました。特に平成 25 年度より県から移譲された未熟児支援について保健所と会議を重ね滞りなく開始することができました。また児童虐待例が増加しているため、母子保健福祉に関わる担当者や学校関係者との更なる緊密な連携が求められています。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、医療機関・学校・保健所・庁内関係課等との連携強化に努めていきます。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 77 母子等医療費の助成の推進 |      |    |
| 担当課      | 保健センター          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 妊産婦の疾患（出産後 2 か月まで）や未熟児出生等の医療費に対し助成しています。

#### 【実績】

|                      | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 母子等医療費助成金<br>申請件数（件） | 96       | 88       | 92       | 124      |

#### 事業評価・課題

- 制度利用の結果、妊産婦の異常及び未熟児の早期発見、早期対応につながりました。
- 母子健康手帳交付時や両親学級、妊産婦訪問指導を通して制度の周知を図り、継続した保健指導を行う必要があります。

#### 今後の事業方針

- 制度の更なる周知に努め、制度を利用した結果から妊娠出産に起因する疾病を早期に把握し継続した保健指導を行います。

|          |            |      |    |
|----------|------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 78 健康教育の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 生活習慣病予防、骨粗しょう症予防等、健康増進について、正しい知識の普及を図り、健康の保持増進に資するため、講演会や保健師等による健康教室等の保健指導や情報提供を行っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 生活習慣病等予防講演会 4 回 347 人
- ウォーキング講習会・まちなかウォーキング 8 回 170 人
- 骨太教室 4 回 80 人
- 健康づくりフェスティバル時の骨量測定 97 人

#### 事業評価・課題

- 生活習慣病、骨粗しょう症予防等健康に関する幅広いテーマを取り上げ、講演会等を実施していますが、参加者は高齢者が多く若い年代の参加も促していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 生活習慣病の予防やロコモティブシンドロームの予防のための教室等、健康に関する幅広いテーマを取り上げます。また引き続き若い年代の参加を促していきます。

## 2) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりなど、心身の健全育成を図るため、親子料理教室、離乳食やおやつに関する講習会などを開催します。

また、食の重要性を啓発するため、食生活改善推進員の啓発活動を充実し、市民の健康の保持・増進に寄与します。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 79 おやこの食育教室の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 育児支援の一環として食事や育児の大切さ、楽しさ、食品衛生等に関心をもってもらうことを目指しています。
- 離乳食講習会はおおむね 6 か月児の保護者を対象に、また、おやこの食育教室は 5 歳以上の幼児から児童とその保護者を対象に実施しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 離乳食講習会⇒12 回で 197 人参加  
（子 196 人・保護者 211 人）
- おやこの食育教室⇒2 回で 17 組参加  
（子 23 人・保護者 17 人）
- こどもの食育教室⇒2 回で 29 人参加  
（小学校 4 年生の児童から中学校 3 年生の生徒を対象に実施）

#### 事業評価・課題

- おやこの食育教室、こどもの食育教室と対象を分ける事で年齢層を絞り、より密度の高い「食育」を行う事ができました。
- 食生活の多様化に伴い、食をめぐる課題（生活習慣病・朝食欠食等）が顕在化していることを踏まえ、市民一人一人が自らの食について考え、適切な食生活が送れるよう、更に「食育」を推進していく必要があります。
- 食育推進活動の一環として、講話や調理実習等を通して、子どもや保護者に「食べ物を選ぶ力」を身に付けてもらいます。

#### 今後の事業方針

- 平成 17 年 6 月制定の食育基本法の趣旨に基づき、ライフステージに応じた食に関する情報提供や学習の場をつくり、「食をとおして心の発達」を図ります。
- 乳幼児期の食事は生涯の食生活の基盤となるものであり、生活習慣病予防には、乳幼児期からの「食」が大切であることから、子どもや保護者に「食べ物を選ぶ力」の育成を推進していきます。

|          |            |      |    |
|----------|------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 80 食育講座の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター     | 事業区分 | 新規 |

#### 事業の内容・実績

- 調理実習ができる小学生以上の市民を対象として、“食”に関する体験や調理実習等を行っています。

#### 【実績】

|         | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 実施回数（回） | 2        | 2        | 2        |
| 参加者数（人） | 48       | 29       | 30       |

#### 事業評価・課題

- 小学生から中高年層まで、幅広い年齢層の方に参加していただき、食を通じた世代間交流を行う事ができました。

様々な体験や調理実習等を通して、“食”に興味・関心をもち、適切な食生活が送れる市民を増やしていける様、更に各ライフステージに応じた「食育」を推進していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 様々な経験等を通じ、健康や食への関心を持つ市民を増やし、健康づくりへの意識の向上を図るとともに、食を選択する力を身に付け、適切な食生活が営めるようにすることを目指します。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 81 講習会、講演会の充実 |      |    |
| 担当課      | 保育課           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 0歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行っています。

#### 【実績】

|           | 平成 22 年度 |                | 平成 23 年度 |                | 平成 24 年度 |                | 平成 25 年度 |                |
|-----------|----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|
|           | 開催回数(回)  | 参加者数(人/組)      | 開催回数(回)  | 参加者数(人/組)      | 開催回数(回)  | 参加者数(人/組)      | 開催回数(回)  | 参加者数(人/組)      |
| 手作りおやつ講習会 | 2        | 58 人<br>(25 組) | 1        | 29 人<br>(14 組) |          |                |          |                |
| 幼児食講習会    | 1        | 22 人<br>(8 組)  | 2        | 60 人<br>(27 組) |          |                |          |                |
| 食と遊びの講習会  |          |                |          |                | 3        | 86 人<br>(34 組) | 2        | 41 人<br>(18 組) |

※参加者数は乳幼児と保護者の合計数

#### 事業評価・課題

- 講習会の参加機会の周知と内容の充実を図る必要があります。
- 配慮を要する児童が増えていることから、保護者の障がいに対する理解を深める必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、事業を実施し児童の健康づくりの啓発等に努めます。
- 保護者の障がいに対する理解を深める研修会等を検討します。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 82 食生活改善推進員活動の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 健康づくり料理講習会を開催しています。
- おやこの食育教室を開催しています。
- 広報活動誌「食生活改善推進員」だよりを年2回発行しています。
- 地産地消費で地場産の料理を紹介しています。
- 幼稚園・学校等での食育に関する人形劇を行っています。

#### 【実績】

|     | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 委嘱数 | 63     | 70     | 61     | 67     |

|            | 平成22年度  |         | 平成23年度  |         | 平成24年度  |         | 平成25年度  |         |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            | 開催回数(回) | 参加者数(人) | 開催回数(回) | 参加者数(人) | 開催回数(回) | 参加者数(人) | 開催回数(回) | 参加者数(人) |
| 保健栄養教室     | 6       | 238     | 6       | 222     | 6       | 223     | 6       | 261     |
| 健康づくり料理講習会 | 41      | 896     | 28      | 613     | 33      | 722     | 36      | 832     |
| ヘルシークッキング  | 4       | 76      | 4       | 76      | 4       | 71      | 4       | 64      |
| 親子の料理教室    | 2       | 111     | 4       | 133     | 2       | 43      | 2       | 40      |
| こどもの料理教室   |         |         |         |         | 2       | 27      | 2       | 29      |
| 離乳食講習会     | 12      | 220     | 12      | 237     | 12      | 191     | 12      | 197     |

#### 事業評価・課題

- 幼稚園や学校を拠点として食育推進への取り組みが充実してきました。
- 更に、活動を充実させ市民への食育推進を図る必要があります。

#### 今後の事業方針

- 地域住民と行政のパイプ役になっており、「食生活で市民の健康づくりを支援」を目標に各地域を拠点にさらに活動を展開します。
- 食生活改善推進員の配置の適正化を図りつつ、食育基本法の趣旨にのっとり、食育を推進します。
- 「バランスのよい食事の摂取」について、正しい知識の普及・啓発に努めます。

### 3) 思春期保健対策の充実

性や性感染症予防に関する正しい知識が身に付くよう、啓発に努め、教育指導の充実を図ります。また、身近に迫りつつある薬物の問題について、警察等関係機関の協力も得ながら、児童生徒への啓発・指導の充実を図ります。

|          |                                 |      |    |
|----------|---------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 83 性に関する啓発活動の充実<br>【事業番号 57 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 保健センター                          | 事業区分 | 既存 |

|          |                           |      |    |
|----------|---------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 84 性教育の充実<br>【事業番号 58 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 指導課                       | 事業区分 | 既存 |

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 85 薬物乱用防止対策事業の推進 |      |    |
| 担当課      | 学校教育課、保健センター     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 小学校では、体育（保健体育）の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。
- 中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。
- 学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努めています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 薬物乱用防止教室を実施しました。  

|       |     |               |
|-------|-----|---------------|
| 小学校実施 | 18校 | 参加延べ人数：1,316人 |
| 中学校実施 | 8校  | 参加延べ人数：2,132人 |

#### 事業評価・課題

- 薬物乱用防止教育については、引き続き学習指導要領に基づき、各小中学校で保健の時間を中心に計画的に指導していく必要があります。
- 警察官等を招いての「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止キャラバンカーの活用を含めて推進していく必要があります。特に中学校については年間最低 1 回以上の開催を働きかけていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、小中学校においては授業の中で「薬物乱用防止」について指導を実施します。
- 学校・地域・保健所等と連携し、学校薬剤師の協力も得ながら、更なる正しい知識の普及に努めます。

#### 4) 小児医療の充実

市内医療機関による休日診療及び急病センターにおける休日医療体制について、周知徹底を図るとともに、引き続き、小児科医の24時間体制について充実に努めます。

|          |                       |      |    |
|----------|-----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 86 休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底 |      |    |
| 担当課      | 保健センター                | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 休日診療、緊急時の医療体制の周知を図っています。

【実績】（平成 25 年度）

- 休日診療や急病センターについて市報、ホームページ等を活用し周知するとともに、市報の健康ガイドではさらに網掛け等により記載内容が目立つよう工夫し周知しました。

#### 事業評価・課題

- 休日診療や急病センターの内容については毎月 2 回市報で周知しており、さらにホームページ等で周知を図っています。健康ガイドにおいても見易く表記をしているので、一定の周知が図れました。

#### 今後の事業方針

- 休日診療、緊急時の医療体制の周知を継続実施します。

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

ひとり親家庭等の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅居住支援制度や公営住宅への優先入居などに取り組みます。

また、子どもたちが自然に触れ、快適に過ごせるよう、みどりのまちづくりを進めるとともに、安心・安全に生活できるよう、防犯や交通安全に関する整備の充実、公共施設等のバリアフリー化を進め、子どもを連れての外出での負担を軽減するまちづくりを推進します。

具体的な施策項目として、①良質な住宅の確保、②良好な居住環境の整備、③安全な道路交通環境の整備、④安心して外出できる環境の整備、⑤安全・安心まちづくりの推進の5項目を掲げ、取組を推進していきます。

## 1) 良質な住宅の確保

ひとり親家庭等の子育てを支援する観点から、民間賃貸住宅居住支援制度の周知を行い、民間賃貸住宅への入居支援や住宅情報の提供を行います。また、公営住宅の入居について募集を周知し、ひとり親家庭等の入居を支援します。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 87 ひとり親家庭等の居住支援の充実 |      |    |
| 担当課      | 建築指導課              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件にあう住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」等の理由で、住宅に困難している方に対し、民間賃貸住宅の情報提供を行っています。
- 緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の一部の助成を行っています。
- 市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を確保しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 協力不動産店物件のあっせんによる民間賃貸住宅情報の提供 4 件
- 入居保証制度利用 0 件
- 民間賃貸住宅入居時に家賃等の一部を助成 18 件（1,770,500 円）
- 市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸を確保 16 件

#### 事業評価・課題

- 保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多くあることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合は契約が難しい等の問題があります。
- 家賃助成は昨年と同程度の利用者があり、入居時の経済的負担軽減を図ることができました。

#### 今後の事業方針

- 引き続き制度の周知を図り継続して支援を実施します。

## 2) 良好な居住環境の確保

子育て世帯が地域で快適に過ごせるよう、市民活動による緑化を進めるとともに、街路樹の適正な管理、市民の森林の保全、公共施設等の緑化により、市民が身近に触れあえるみどりのまちづくりに努めます。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 88 街路樹管理事業の推進 |      |    |
| 担当課      | みどりと水のまちづくり課  | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 市内全域の街路樹帯等の除草、剪定、害虫駆除等を実施しました。

#### 事業評価・課題

- 市内都市計画道路や区画整理事業が完了し、街路樹による緑化が進められていますが、管理面積や数量の増加等管理費用が増大しています。

#### 今後の事業方針

- 継続的に市内街路樹の適正な維持管理に努めます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 89 市民の森保全事業の推進 |      |    |
| 担当課      | みどりと水のまちづくり課   | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 市内 8 か所を市民の森に指定し、緑地の保全を推進しています。

【実績】（平成 25 年度）

- 市民の森 6 か所（28,126 m<sup>2</sup>）の除草、剪定等を実施しました。  
宮崎市民の森、山崎市民の森、清水修景緑地、柳沢西山市民の森、  
柳沢北耕地市民の森、岩名修景緑地

#### 事業評価・課題

- 都市化の進展や市街地の拡大により、緑にふれあい親しめる環境が減少しており、市民の森を継続し拡大することで良好な居住環境を確保していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 現在の市民の森を貴重な自然環境として適正に管理し、良好な緑地の保全を図っていきます。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 90 公共施設等植栽事業の推進 |      |    |
| 担当課      | みどりと水のまちづくり課    | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 公共施設等に植栽し、緑化の推進を図っています。

【実績】（平成 25 年度）

|             |   |
|-------------|---|
| ハナミズキ植栽（本）  | 6 |
| ソメイヨシノ植栽（本） | 4 |

#### 事業評価・課題

- 継続的に事業を推進し、都市化による緑の減少をカバーする必要があります。

#### 今後の事業方針

- 継続的に市内各所の公共施設に植栽し、緑化を推進します。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 91 みどりのふるさとづくりの推進 |      |    |
| 担当課      | みどりと水のまちづくり課      | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環境をテーマにしたイベント等を開催し、緑化活動と啓発普及活動を展開しています。
- また、研修会や視察等を行い、知識・技術の向上を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

|         |       |
|---------|-------|
| 拠点植樹（本） | 166   |
| 苗木配布（本） | 700   |
| 花苗配布（鉢） | 600   |
| 球根配布（袋） | 1,000 |

#### 事業評価・課題

- より一層子供たちも参加できる市民参加型の緑化活動を行っていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 都市化により減少した潤いややすらぎ等の恩恵を与える「みどり」の保全・育成・創出に向け、市民と行政が連携した緑化活動等を展開します。

### 3) 安全な道路交通環境の整備

通学路などにおける児童の安全を確保するため、信号機の設置及び改良に関して、警察署に要望していくとともに、交通安全に関する啓発設備等の設置に努めます。

また、関係機関との連携協力のもと、体験型の交通安全教室を実施し、児童の交通マナーの向上及び交通安全に関する意識の向上を図ります。

|          |                      |      |    |
|----------|----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 92 子どもに配慮した交通安全対策の推進 |      |    |
| 担当課      | 市民生活課、管理課、指導課        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 交通安全施設の設置及び補修については、通学路改善会議からの要望を基に、市内小中学校の通学路の安全点検を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努めています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 信号機 3 基設置、横断歩道 3 箇所設置。
- 信号機の設置（改良）については、設置 91 件、改良 29 件を野田警察署に要望しました。
- 通学路改善会議での指摘等をふまえ、道路パトロール、市民からの通報等を受け交通安全施設の設置及び修理を行いました。なお、平成 25 年度においては、市内で児童の交通死亡事故が起きたことを受け、児童生徒を悲惨な交通事故から守るために平成 25 年 6 月 6 日に緊急現地診断を行い、関係者（千葉県警本部規制課、野田警察署交通課、野田市教育委員会、土木部管理課、市民生活課）にて対策を協議しました。緊急現地診断の結果としてセンターラインを消して外側線を広げることで車道を狭くし、スピード抑止を図る対策がされました。

#### 事業評価・課題

- 信号機の設置(改良)の要望増加に伴い、設置までに長い期間が必要となっています。また、道路形状・交通形態等から、現状の形での設置ができない場合がある。
- 警察、交通安全協会、自動車教習所等関係機関の協力をいただきながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を充実させる必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、信号機要望については、全て野田警察署に要望・協議し、可能な限り応えられるよう取り組みます。さらに、通学路改善会議での要望を受け交通安全施設の設置、補修に努めます。

#### 4) 安心して外出できる環境の整備

妊娠している女性や子ども連れの保護者が安心して外出することができるよう、「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設周辺などでバリアフリー対応に改修が望ましい箇所の発見と応急的な修繕を図ります。

また、公共施設や公共交通機関等におけるベビーキープ等、子連れに優しい設備の整備を促進するとともに、整備情報を提供することで、子育てする家庭の外出時の利便性の向上を図ります。

|          |                         |      |    |
|----------|-------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 93 道路パトロールによるバリアフリー化の推進 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉課                   | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 妊産婦や乳幼児連れの人等、全ての人が安心して外出できるよう、福祉のまちづくり運動推進協議会の実務担当者の協力を得て「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設又はその周辺の道路についてバリアフリー対応に修繕すべき箇所を指摘していただきながら、応急的な改修を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 福祉のまちづくりパトロールを実施し、16 路線の点検を行いました。  
通算 51 回：二ツ塚小学校（1）、福田第二小学校（1）、川間駅（1）、  
二川小学校（1）  
通算 52 回：福田第二小学校（2）、川間駅（1）、二川小学校（1）  
通算 53 回：南部公民館（1）、みずき小学校（1）、樺のホール（1）、  
関宿南部公民館（1）  
通算 54 回：南部公民館（1）、みずき小学校（1）、樺のホール（1）、  
関宿南部公民館（1）

#### 事業評価・課題

- 公共施設から 500m以内のパトロールが平成 24 年度に終了し、平成 25 年度からは半径 1,000m以内にパトロールの範囲を拡大しました。  
またバリアフリー化を道路等だけでなく、既存の公共施設のバリアフリー化について検討する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 今後も、公共施設関係 1,000m以内のパトロールを実施し、歩行空間の安全確保（バリアフリー化）を図ります。  
また公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメント基本方針及び 27 年度策定予定の野田市公共施設等総合管理計画の中で検討して行きます。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 94 子育て世帯にやさしい設備の整備 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子ども連れを含む市民の方が、本庁舎や市内の公共施設を利用していただくにあたり、必要な設備を整備していきます。

#### 事業評価・課題

- 本庁舎においては、ベビーキープ、ベビーシートを、既に設置済みです。

#### 今後の事業方針

- 本庁舎においては、窓口の来訪者の状況により、各課でベビーキープ等の設置を検討していきます。
- 市内の公共施設において、乳幼児の親の利便性を考慮し、多目的トイレ、ベビーキープ、ベビーシート、授乳スペース等の設置を推進します。

|          |                                |      |    |
|----------|--------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 95 子育て世帯への情報提供<br>【事業番号 32 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                          | 事業区分 | 既存 |

|          |                                       |      |    |
|----------|---------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 96 公共交通機関のバリアフリー化の推進                  |      |    |
| 担当課      | 企画調整課、道路建設課、都市整備課、<br>愛宕駅周辺地区市街地整備事務所 | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 愛宕駅周辺地区を重点整備地区として交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進しています。
- 重点整備地区以外の駅（準重点整備地区）についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕東駅前線及び愛宕駅東口駅前広場の整備等に合わせてバリアフリー化を推進しました。愛宕東駅前線は、歩道の幅員や勾配等について、交通バリアフリー法の移動円滑化基準に基づく整備を進めています。
- 準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、交通バリアフリー法専門部会において意見を伺い、街路事業の実施に合わせたバリアフリー化の準備を進めました。

#### 事業評価・課題

- 市内 6 駅のうち 4 駅のバリアフリー化が完了し、駅周辺住民の利便性は大幅に向上しました。
- 重点整備地区の愛宕駅及び準重点整備地区の野田市駅については、連続立体交差事業等の実施に合わせてバリアフリー化を推進することとしていますが、工事完了までに時間を要することが課題となっています。

#### 今後の事業方針

- 重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備を実施するとともに、連続立体交差事業に合わせて駅のバリアフリー化を推進していきます。
- 準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、街路事業に合わせて整備を実施するとともに、野田市駅は、連続立体交差事業、区画整理事業等の実施に合わせてバリアフリー化を推進していきます。

## 5) 安全・安心まちづくりの推進

子どもが犯罪などに巻き込まれないため、防犯灯などの防犯設備の整備を推進するとともに、市民一人一人の防犯意識を高揚するための啓発事業や犯罪発生情報のメール配信を充実させ、地域の防犯活動を支援します。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 97 防犯灯等の防犯設備整備の推進 |      |    |
| 担当課      | 市民生活課             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 学校や自治会長等からの要望に基づき、子どもへの犯罪抑止を目的に、東京電力柱等に防犯灯を新規設置するとともに、既設の防犯灯の維持管理を実施しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 通学路に配慮し、防犯灯を 197 灯新設し、17 灯の寄付を受け、平成 26 年 3 月末時点で 19,597 灯となりました。
- 従来の蛍光灯から LED 式防犯灯への切り替えを 1,144 灯行いました。

#### 事業評価・課題

- 防犯灯の新設について、子どもへの犯罪抑止を目的に通学路に配慮した設置に努めています。
- 防犯灯の設置に伴い、修繕費用及び電気料の負担が増加しています。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、予算の範囲により計画的に防犯灯を設置し、維持管理を図ります。
- LED 式防犯灯への切り替えを進めます。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 98 防犯に関する広報啓発の推進等 |      |    |
| 担当課      | 市民生活課             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 防犯意識の向上のため、市のイベント等における啓発物資等の配布や市報を活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施しています。

【実績】（平成 25 年度）

- 夏まつり踊り七タや産業祭等において、野田市防犯組合、野田警察署と連携した防犯キャンペーンを実施しました。

#### 事業評価・課題

- 市民の防犯意識の向上により、自治会を単位とした自主防犯組織等による防犯パトロールが継続的に実施されています。
- 今後、さらに市民一人一人の防犯意識の高揚を図っていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続きキャンペーンの実施や市報等に関連記事を掲載するとともに、安全安心メール防犯情報等の配信や防災行政無線の活用により、防犯に関する広報啓発を実施していきます。

## 第3章 基本目標2における施策・事業内容

基本目標2：すべての子どもが毎日明るく健やかに学び、  
成長できるように

### 1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

「子どもは次代の親である」との観点から、学校教育の場において、男女が協力して子育てに取り組む、家庭を築くことの意識啓発に努めます。

また、子どもが心身ともにたくましく育ち、自立する意識を醸成するため、様々な体験・経験を積む機会を充実させるとともに、地域において異年齢が交流する機会を設け、豊かな心を持った次の世代を育みます。

具体的な施策項目として、①次代の親の育成、②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備、③家庭や地域の教育力の向上、④子どもを取り巻く有害環境対策の推進の4項目を掲げ、取組を推進していきます。

## 1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子育てを行う、次代の親を育成するために、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方や男女共同参画に関する啓発を行い、家庭と家族、仕事に関する適切な学習（道徳、学級活動、技術・家庭科）を行います。

さらに、保育所、幼稚園、小学校や中学校の連携を強化し、様々な年齢の児童とふれあい、交流する場の充実を図ります。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 99 家庭教育に関する意識の醸成 |      |    |
| 担当課      | 保育課、指導課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を実施しています。小中学校における合同行事、小学6年生の中学校一日体験入学等を実施しています。各学校で、他学年との交流活動を実施しています。
- 幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場を設けています。
- 幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校での職場見学及び中学校での職場体験における保育体験を実施しています。

#### 【実績】（平成25年度）

##### <キャリア教育（職場体験）>

|            |    |
|------------|----|
| 中根保育所（人）   | 12 |
| 東部保育所（人）   | 16 |
| 福田保育所（人）   | 17 |
| 木間ヶ瀬保育所（人） | 8  |
| 乳児保育所（人）   | 4  |
| 幼稚園（人）     | 29 |

##### <小学校との交流（5歳児の就学前交流）>

|          |    |
|----------|----|
| 東部保育所（人） | 29 |
|----------|----|

##### <保育所訪問交流（中学校ボランティア手芸部の来訪）>

|          |    |
|----------|----|
| 中根保育所（人） | 15 |
|----------|----|

#### 事業評価・課題

- 地域、家庭の協力連携により推進していくことが重要と考えられます。また、幼稚園、保育所での保育体験を継続実施するとともに、幼稚園、保育所、学校とのさらなる連携強化が必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通してさまざまな年齢層と触れ合い、語り合う場を設けていきます。
- 引き続き幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校でのキャリア教育及び中学校での職場体験における保育体験を実施します。

|          |                             |      |    |
|----------|-----------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 100 中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供 |      |    |
| 担当課      | 保育課、指導課                     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学びます。その際、幼児とのふれあいができるよう留意しています。
- キャリア教育の一環の中で、地域の保育所、幼稚園において、職場体験を実施しています。家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進しています。幼児とのかかわりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会としています。

#### 【実績】（平成 25 年度キャリア教育（職場体験）実績）

|            |    |
|------------|----|
| 中根保育所（人）   | 12 |
| 東部保育所（人）   | 16 |
| 福田保育所（人）   | 17 |
| 木間ヶ瀬保育所（人） | 8  |
| 乳児保育所（人）   | 4  |

#### 事業評価・課題

- 生徒や幼児とのふれあいを通して学んだことをより実践的な力につなげていくためには、家庭との連携が必要であり地域と家庭の協力のもとに進めていくことが重要となっています。

#### 今後の事業方針

- 家族、家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児と触れ合う取組を推進します。
- 幼児とのかかわりの中で自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会とします。

|          |                          |      |    |
|----------|--------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 101 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進 |      |    |
| 担当課      | 男女共同参画課                  | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 女性の社会参加や経済的自立、また、若者を対象にした男女共同参画意識の啓発等を図るため、各種講演会や出前セミナー等を開催するとともに、男女共同参画に関する様々な制度や情報等を収集し、広く市民に情報提供を行っています。
- 興風図書館内及びせきやど図書館内にある女性情報コーナーに、女性問題関係図書を整備し、市民の利用に供しています。
- 啓発情報誌の男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行し、男女共同参画に関する情報の提供を行っています。
- 男女平等教育啓発冊子「自分らしく」を市内小中学校に配布し、活用を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 男女共同参画に関する講演会等の開催

##### 《デートDV講演会》

①千葉県立野田中央高校 2 年生 274 人

②千葉県立関宿高校 2 年生 98 人

講師：NPO 法人レジリエンス 西山さつき氏

##### 《子育てと介護に関する講演会》

対象：一般市民 42 人

講師：厚生労働省政策評価に関する有識者会議委員 渥美由喜氏

##### 《ワーク・ライフ・バランス講演会》

対象：野田市関宿商工会女性部 14 人

講師：家庭問題評論家・家族カウンセラー・エッセイスト 宮本まき子氏

- 女性情報コーナーの整備充実

興風図書館及びせきやど図書館の女性情報コーナーに男女共同参画関連の図書 50 冊を整備

- 男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行

市報折込により、男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行

発行部数 52,000 部

## 事業評価・課題

- 一般市民を対象とした男女共同参画に関する講演会等については、男女共同参画審議会の意見を踏まえて、地元資源を生かして幅広いテーマで男女共同参画につなげるような工夫をして実施することが求められています。
- 高校生に対するデートDVの啓発については、学校側から高評価を得て、継続実施が望まれています。デートDVの低年齢化も指摘される中、これまでの取組をどう拡大するかが課題となっている。
- 女性情報コーナーは、興風図書館及びせきやど図書館内に設置しており、啓発や情報提供に大きな役割を果たしています。今後、その効果等を検証しつつ、一層の充実・拡大を図る必要があります。
- 男女共同参画推進だより「フレッシュ」を毎年1回、市内全戸に配布していますが、配布後に「女性のための相談」の申込みやDV相談件数が増加するなど、市民の反応も良いことから、市民に対する情報提供及び啓発等の役割を果たしています。今後も継続して実施する必要があります。

## 今後の事業方針

平成26年度に（仮称）第3次野田市男女共同参画計画の策定を予定しており、27年度以降は、当計画に基づき、具体的施策に取り組むこととなります。

したがって、当策定に当たっては、野田市男女共同参画審議会の審議状況によるため、以下の内容は決定ではありません。

- 一般市民を対象とした男女共同参画に関する講演会等については、開催方法等を工夫しながら、今後も継続実施するとともに、その充実・拡大を図っていきます。また、デートDV啓発及び防止に向けた講演会については、市内高校を対象に継続実施し、開催校の拡大を図ります。さらに、市内中学校等においても、保護者や教職員等を対象とした、デートDVに関する知識の普及や啓発活動の取組に着手します。
- 女性情報コーナーにおける図書等の充実を図り、さらなる啓発や情報提供を図ります。
- 引き続き、男女共同参画推進だより「フレッシュ」を毎年1回発行し、市内全戸に配布することにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を推進します。

|          |                       |      |    |
|----------|-----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 102 学校教育における男女平等教育の推進 |      |    |
| 担当課      | 指導課、男女共同参画課           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 男女平等教育推進校を指定しています。
- 男女平等教育について、適切な学習活動の実践(道徳、学級活動、家庭科、技術・家庭科)を実施しています。
- キャリア教育の取組により、望ましい勤労観、職業観を身に付けています。
- 男女平等教育資料「自分らしく」を活用しています。

#### 【実績】(平成 25 年度)

- 男女平等教育推進校を指定しました。 指定校：南部小学校
- 研究のまとめを「野田教育」冊子に掲載して周知を図りました。
- 男女平等教育資料「自分らしく」を活用し、キャリア教育を推進しました。

#### 事業評価・課題

- 互いを認めあえる豊かな人間関係づくりをめざして、ともに活動する場を授業の中に設定することができました。
- 家庭や地域社会との連携については各校の主体性に頼るところが大きいと考えられます。
- 男女平等教育資料「自分らしく」では、キャリア教育や、ワーク・ライフ・バランスを取り入れ職業観等を見つける教育も推進する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 「男女平等教育」と「人権教育」を関わらせて一人一人が自分らしく生きることをめざした教育を実践できるよう各校の取組を推進します。
- キャリア教育やワーク・ライフ・バランスを取り入れた男女平等教育資料を活用した男女平等教育を推進します。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 103 学校での子育て意識の啓発 |      |    |
| 担当課      | 指導課、社会教育課        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子育てに関する講演を、各学校で実施しています。
- 「家庭教育手帳」「学校から発信する家庭教育支援プログラム」のデータ活用について、学校や関係機関における促進を図り、家庭でのしつけや教育に役立つ情報を提供しています。
- ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 道徳・総合的な学習の時間や生活科や及び各教科を通じて家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにしました。
- 中学校全 11 校と小学校 1 校に千葉県スクールカウンセラーを配置し、校内で教育相談が受けられるようにしました。
- 小学校では特別支援教育コーディネーターや担任、養護教諭、野田市スクールカウンセラー等が校内で教育相談が受けられるようにしました。
- 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用状況調査（県）と併せて、活用促進の資料を配布しました。

#### 事業評価・課題

- 保護者や地域・学校のニーズにあった相談の場、発達段階に応じた情報の提供が必要となっています。
- 集団になじめない等不適應の悩み、不登校の悩みを持つ児童生徒が依然として多くなっています。カウンセラー等専門的な知識をもつ者が相談を受けるとともに家庭教育・家庭での支援が充実するよう、家庭のニーズにあった情報の提供が必要となっています。
- 「家庭教育支援プログラム」の一層の周知を図り、活用件数を増加するための仕組み作りが必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 学習活動や教育相談活動を通して家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにします。
- 「家庭教育手帳」、「学校から発信する家庭教育支援プログラム」のデータ活用等でのしつけの具体的手立ての情報を提供します。現在は、それぞれ文部科学省、千葉県のホームページからのデータ入手が可能であり、入手方法についても周知を図ります。

## 2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

子ども自身の自立する力と豊かな心を育むため、土曜日授業の実施による確かな学力の向上とともに、思考力、判断力、表現力等を育成する必要があるため、様々な体験学習・活動を実施します。

また、いじめなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーの派遣や教育相談の実施とともに、学校評議員による学校運営など地域全体による取組を推進します。

|          |              |      |    |
|----------|--------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 104 確かな学力の向上 |      |    |
| 担当課      | 指導課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- これまでのサタデースクールに替わり、よりきめ細かで質の高い指導を行い、市内全ての児童生徒に均等な学習機会を提供する機会として、平成26年度より土曜授業を行っています。授業内容は、各学校の実態に応じ、学校ごとにカリキュラムを組み、算数・数学を中心とした重点的な指導や補習・発展的な学習を行います。
- 算数・数学及び理科では、野田市独自の副教本を作成し、それを活用した学習を行っています。算数・数学はデータをデジタル化し、各学校にて必要なプリントを必要な分だけ印刷し、活用しています。

#### 【実績】（平成25年度）

- 土曜授業の前に取り組まれていたサタデースクールでは、参加児童の満足度は高い傾向にありました。
- 算数・数学の副教本については、CD-Rのデータを取り出し、印刷するための用紙を各学校に配付し、より活用しやすいように心がけました。

#### 事業評価・課題

- 土曜授業の前に取り組まれていたサタデースクールでは、児童の参加率が20%程度で、本当に指導が必要な児童まで学習機会が行き渡っていませんでした。また、より手厚い学習指導が必要な中学生が、対象になっていないことが課題でした。
- 算数・数学や理科の副教本については、市の予算化が厳しく、開発委員会を組織し、改訂作業を行うまで至りませんでした。

#### 今後の事業方針

- 土曜授業については、各学校の取組をさらに充実させていきます。そのために、各学校の取組内容を共有していきます。
- 算数・数学や理科の副教本については、活用についての調査を通して、来年度以降の効果的な活用について検討していきます。

|          |                                                     |      |    |
|----------|-----------------------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 105 いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備<br>【事業番号 60 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 指導課、児童家庭課、青少年課                                      | 事業区分 | 既存 |

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 106 教育相談、指導体制の充実 |      |    |
| 担当課      | 指導課              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行います。
- 野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行います。
- ひまわり相談では、未就学児の発達等の相談を行います。
- 適応指導学級では、学校や家庭と連携して、不登校の解消を目指します。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- ひばり教育相談・適応指導学級において保護者、学校と連携を図りながら悩みの解消、不登校の解消につなげました。（25 年度実績 2,635 件）
- 野田市スクールカウンセラーやひばり教育相談員が学校を訪問し、教育相談及び支援にあたりました。
- ひまわり相談において、保護者の気持ちに寄り添いながら、未就学児の発達相談等に助言しました。（25 年度実績 102 件）

#### 事業評価・課題

- 教育相談の内容は、個々により異なります。カウンセラー等専門的な知識を持つ者、関係機関と連携して対応できるよう相談体制をさらに充実していく必要があります。
- 保護者や学校・地域が手を携えて長期的に子どもを見守っていく体制が必要であります。

#### 今後の事業方針

- ひばり教育相談、適応指導学級において、保護者・学校と連携を図りながら、課題・悩みを抱える児童生徒の支援を実施します。
- 教職員向けの研修会・相談会を実施し、未就学児から思春期の生徒の課題や悩みに対応する力のスキルアップを図ります。
- 野田市スクールサポーターとスクールサポートカウンセラーを配置し、反社会的な行為に起因する児童・生徒・保護者の精神的な悩みに対して支援、助言を行います。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 107 体験学習等教育内容の充実 |      |    |
| 担当課      | 指導課              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備等教育活動を支援する体制づくりを行っています。
- 東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の 1 つとして「特別授業」では、小学生 1446 人、中学生 597 人が教授を始め、院生・学生の協力で、楽しい授業を体験することができました。また「学生・院生派遣事業」では、サタデースクール、オープンサタデークラブや放課後補習に学生支援ボランティアの支援をいただきました。さらにキャリア教育では、みずき小、福田第一小、二ツ塚小で研究室訪問を行い、155 人の児童が各研究室で教授より小学生にわかりやすく講義していただき、科学技術に興味関心を持つ機会となりました。
- 中学 2 年生対象のキャリア教育では、500 を超える事業所との連絡調整を行い、職場体験等を実施しました。

#### 事業評価・課題

- キャリア教育や読書環境、特別授業の実施、環境整備が充実しました。また、地域との合同行事や伝統文化体験、行事への参加等が、地域の実情や学校のニーズに応じて計画的に実施できるとよいと考えられます。
- 地域人材が、支援ボランティアとして学校に関わることで、「開かれた学校づくり」につながっています。
- 特別授業等で得られたノウハウや地域ボランティアとの交流をさらに活性化させる必要があります。

#### 今後の事業方針

- 担当課と学校が多方面から地域住民への働きかけを行い、理解と協力を高められるよう広報活動に努めます。
- 学校のニーズに合わせ支援内容を共有化させ、学校支援地域本部の活動を推進します。
- PC 設置に伴い、司書の管理システムの研修を充実させ、読書環境を充実させます。
- 東京理科大学とのパートナーシップ協定事業をさらに推進し、より多くの児童生徒が特別授業を体験できるよう努めます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 108 学校外体験活動の推進 |      |    |
| 担当課      | 公民館            | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 公民館主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深めます。
- また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図ります。

#### 【実績】(平成 25 年度)

##### <公民館主催による講座>

##### ■ 野田公民館

「エアロスポートジュニアアカデミー」6 回 延べ 128 人  
「夏休み親子体験教室～どうぶつパン作り～」1 回 19 人  
「親子で工作」1 回 31 人  
「子ども科学教室」4 回 57 人  
「親子で楽しむクリスマスロールケーキ作り」1 回 16 人  
「きょうから落語名人！」1 回 5 人

##### ■ 福田公民館

「中学生講座無料塾」8 回 延べ 20 人  
「子どもチャレンジひろば」1 回 1,750 人

##### ■ 関宿中央公民館

「ひのき教室」12 回 860 人

##### ■ 関宿公民館

「関宿あおぞらまつり」1 回 450 人

##### ■ 二川公民館

「学校支援講座～ロックソーラン入門・手品クラブ・絵手紙クラブ・大正琴教室・マナー講座」29 回 延べ 1,016 人

##### ■ 木間ヶ瀬公民館

「おはなし広場」8 回 856 人  
「幼・保就学前園児交流会」1 回 73 人

##### <「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」>

- 市内 11 公民館 48 コース 延べ 2,930 人

### 事業評価・課題

- 少子化や過保護、過干渉時代に育った現在の子どもたちは、異年齢児との交流や体験活動の不足から人間関係を築く能力が弱いため、より多くの子どもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていかなければなりません。その中で、特に、各公民館で実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については、年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができたと子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けています。

### 今後の事業方針

- 各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深めます。
- さらに、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」の開設により、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士との交流も図っていきます。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 109 国際理解教育の推進 |      |    |
| 担当課      | 指導課           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- A L T (英語指導助手) を配置し、各小学校の要望に応え、国際理解活動等に参加しています。
- 英語に堪能な地域人材を小学校英語活動のボランティアとして活用します。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 5 人の A L T を直接雇用し、3 人を中学校、2 人を小学校に配置し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てました。
- 英語に堪能な地域人材の活用により、児童のコミュニケーション能力の向上に役立てました。

#### 事業評価・課題

- A L T や地域人材を活用してのより効果的な指導方法の探求や、配置計画の見直しを行う必要があります。

#### 今後の事業方針

- A L T を有効に活用し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てます。
- 英語に堪能な地域人材の活用により、児童のコミュニケーション能力の向上に役立てます。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 110 文化センター事業の充実 |      |    |
| 担当課      | 文化センター          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 自主文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供します。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設けます。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 劇団四季ミュージカル「はだかの王様」（7 月 28 日）
- しまじろうコンサート「おとぎの くにの だいぼうけん」（9 月 8 日）
- NHK公開録画「みんな DE どーもくん!」（12 月 15 日）
- ミュージックフェスタ 2014（3 月 16 日）  
※市内小中学校及び高等学校 12 校が金管合奏、吹奏楽、管弦楽の演奏で参加しました。

#### 事業評価・課題

- 子どもや子どものいる家庭向けの自主文化事業を展開し、多くの来場者を得られました。
- 今後も事業の内容や周知方法等を検討し、一層の集客を図る必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、文化芸術に子どもたちが参加し、体験できる機会の提供を図っていきます。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 111 子ども放送局事業への参加 |      |    |
| 担当課      | 文化センター           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 野田公民館の情報活用コーナーにおいて、子ども放送局事業をインターネットにて視聴する場を提供します。
- ※ 平成 20 年度から、教育情報衛星通信ネットワーク事業は「子ども放送局事業」（文部科学省のインターネットを活用した教育情報発信事業）へ移行しました。
- ※ 子ども放送局事業は、国立青年教育振興機構が運営するサイトで、子どもたちに夢と希望を与える映像や、体験活動に対する興味・関心を高める映像を製作し、インターネットで配信することにより子どもたちの様々な体験活動を促進し、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図っていくことを目的としています。
- インターネットで配信されている子ども放送局事業を活用し、子どもたちの様々な体験活動を促進するとともに、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図ります。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 子どもたちが様々な活動を行っていくうえで、活動への興味・関心が高まるよう、「子ども放送局」をインターネットで視聴し、体験活動に活用しました。

#### 事業評価・課題

- 子どもたちに夢と希望を与える映像や体験活動に対する興味・関心を高める映像を常時見ることができ、子どもたちの様々な体験活動に活用されていますが、今後、さらに「子ども放送局」の視聴を、より多くの子どもたちに定着化させていくよう努めていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続きインターネットで配信されている子ども放送局を活用し、子どもたちの様々な体験活動を促進するとともに、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図っていきます。

|          |                               |      |    |
|----------|-------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 112 子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実 |      |    |
| 担当課      | 社会教育課、社会体育課、青少年課              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

（社会教育課 11 公民館）

- 「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図っています。

（社会体育課）

- 市民駅伝競走大会・関宿城マラソン大会を開催しています。

（青少年課）

- 子ども釣り大会・少年野球教室を開催しています。

【実績】（平成 25 年度）

（社会教育課 11 公民館）

- 「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」  
11 館で実施。48 コース 延べ 2,930 人

（社会体育課）

- 市民駅伝競走大会を開催しました。 7 部門 154 チーム 770 人参加
- 関宿城マラソン大会を開催しました。 15 部門 905 人参加

（青少年課）

- 子ども釣り大会を関宿クリーンセンター調整池で開催しました。参加者 522 人
- 少年野球教室を総合公園野球場で開催しました。法政大学野球部監督及び野球部員を招き、少年野球チーム 18 団体・中学校野球部 12 校の子どもたち 267 人及び指導者 90 人の計 357 人が野球指導を受けました。

#### 事業評価・課題

（社会教育課 11 公民館）

- 各公民館で実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができた子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けています。

（社会体育課）

- 市民駅伝大会、関宿城マラソン大会ともに多くの児童・生徒が参加しました。特に関宿城マラソン大会では、小学生未満を対象とした「親子部門」もあり、幼児期からスポーツに親しむいい機会となっています。

（青少年課）

- 子ども釣り大会、少年野球教室ともに盛況であり、この事業を通じて子どもの健全育成に寄与しました。

#### 今後の事業方針

（社会教育課 11 公民館）

- 「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」を開設することにより夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士との交流も図っていきます。

（社会体育課）

- 今後も引き続き大会内容の充実を図ってまいります。

（青少年課）

- 子ども釣り大会・少年野球教室を開催します。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 113 学校保健教育の推進 |      |    |
| 担当課      | 学校教育課         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 生活習慣病健診を実施しています。
- 小児期における生活習慣病対策サマースクールを実施しています。
- 保健指導を実施しています。
- 薬物乱用防止教室を実施しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 生活習慣病健診・利用者数（人）             | 2,040 |
| サマースクール・参加者数（生活習慣病対策の一環）（人） | 70    |
| 保健指導・希望利用者数（人）              | 32    |
| 薬物乱用防止教室・参加者数（人）            | 3,448 |

#### 事業評価・課題

- 健康問題の解決には学校での推進及び体制の確立のみならず、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むことが必要であり、地域に根ざした健康教育の取組が必要となっています。
- 生活習慣病健診の参加者はやや減少し、サマースクールの参加者は増加となりました。引き続き積極的な働きかけを行い健康・自分の体への意識を高める指導・支援が必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 今後も引き続き、事業を実施していきます。なお、生活習慣病健診、サマースクールについては、参加者増加のための方策及び、効果的な活動内容を検討していきます。

|          |                        |      |    |
|----------|------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 114 外部指導者を活用した運動部活動の充実 |      |    |
| 担当課      | 指導課                    | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 市内全中学校を対象に、柔道2人、剣道2人の講師を各校に1人ずつ派遣しています。講師は、体育科の授業の武道領域及び運動部活動をチームティーチングにより指導を行っています。

#### 【実績】（平成25年度）

- 市内中学校の保健体育「武道」の授業の安全と指導の充実のため武道講師を派遣し、保健体育担当教員とともに授業を行いました。また保健体育担当教員の指導力と技術向上のための連絡会を4回実施しました。  
     剣道：講師2人 ＊4校に派遣  
     柔道：講師4人 ＊7校に派遣
- 各校の実情により外部指導者を活用しました。

#### 事業評価・課題

- 各中学校の保健体育担当教員と武道講師の協力のもとに、充実した武道の学習を行うことができました。安全面については、今後も配慮を続けていく。剣道については防具の補修や補充について検討していく必要があります。
- 若い教職員が増えているため、体育科としての人材育成だけでなく、部活動指導者としての育成も必要であります。

#### 今後の事業方針

- 専門性豊かな地域人材を活用することにより、生徒の確かな技術の習得を目指すとともに、開かれた学校づくりを推進します。
- 多忙な状況にある教員がより効果的に部活動を指導するため、今後も活用していきます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 115 学校評議員制度の充実 |      |    |
| 担当課      | 学校教育課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 地域に開かれた学校づくりのために、各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺っています。

- ・ 学校運営や教育活動に関する事項
- ・ 学校と家庭や地域社会との連携に関する事項
- ・ その他校長が必要と認める事項

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 市内全小中学校に 151 人の評議員が委嘱されています。
- 学校評議員を開催しました。述べ回数は小学校で 39 回、中学校で 18 回でした。

#### 事業評価・課題

- 開かれた学校づくりを推進するには、保護者や地域住民等の意向を把握・反映するとともに、情報発信する必要があります。その点で学校評議員は地域と学校を結ぶパイプ役としての大切な役割が今後も期待されています。
- 今後は、地域の目で学校運営を点検・評価・支援することをより強力に推進し、学校が実施した自己評価の結果を評価する学校関係者評価について、中心となって進めていただくことが求められています。

#### 今後の事業方針

- 地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるため、今後も保護者、地域住民、有識者等から 1 校につき 5 名以内の学校評議員を委嘱して実施します。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 116 幼稚園の施設整備の推進 |      |    |
| 担当課      | 教育総務課           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 園児の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、園児が安全で豊かな幼稚園生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 施設の耐久性の確保と教育環境の整備を継続的に進めました。  
野田幼稚園排水修理工事  
野田幼稚園雨漏り補修工事

#### 事業評価・課題

- 経年劣化に伴う建物の整備を実施し、施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていくことが求められています。

#### 今後の事業方針

- 施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていきます。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 117 学校施設整備の推進 |      |    |
| 担当課      | 教育総務課         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 児童・生徒の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、児童・生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修しています。
- 普通教室、管理・特別教室等空調設備設置については、平成 26 年度中学校の設計委託業務を行い、その結果を基に平成 27 年度小学校の設計を行う。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 校舎等の耐震補強工事、P C 室の空調設備設置工事、トイレの洋式便器設置工事等、施設の耐久性の確保と教育環境の整備を継続的に進めました。

##### <耐震補強工事>

北部小学校管理・教室棟及び屋内運動場耐震補強工事  
 第二中学校管理・普通教室棟耐震補強工事  
 宮崎小学校教室棟耐震補強工事  
 川間小学校普通・特別教室棟耐震補強工事  
 中央小学校新館耐震補強工事  
 東部小学校普通・特別教室棟耐震補強工事  
 宮崎小学校屋内運動場耐震補強工事  
 南部中学校普通教室棟耐震補強工事  
 東部中学校屋内運動場耐震補強工事

##### <耐震補強設計>

川間小学校管理・教室棟及び屋内運動場耐震補強設計  
 山崎小学校普通教室棟及び管理・特別教室棟耐震補強設計  
 岩木小学校管理・特別教室棟耐震補強設計  
 清水台小学校特別教室棟耐震補強設計  
 中央小学校管理棟耐震補強設計  
 福田第二小学校屋内運動場耐震補強設計  
 福田中学校特別・普通教室棟耐震補強設計  
 第一中学校屋内運動場耐震補強設計  
 宮崎小学校教室棟改築設計

##### <その他工事>

関宿中央小学校公共下水道接続工事  
 南部小学校トイレ改修工事  
 柳沢小学校、山崎小学校コンピューター室空調機設置工事

南部中学校武道場設置工事

木間ヶ瀬小学校道路拡幅に伴う外構移設工事

中央小学校7年館・新館階段に手すり取付け

宮崎小学校屋内運動場玄関にスロープ設置

南部小学校洋式便器を55台交換、多目的トイレを1か所新設

北部小学校職員玄関にスロープ設置、屋内運動場プール側出入口にスロープ設置

木間ヶ瀬小学校普通教室棟東側階段に手すり取付け

東部中学校屋内運動場校舎側出入り口にスロープ設置

#### 事業評価・課題

- 耐震補強工事・耐震補強設計については、耐震化を早急にすすめるため、財源が確実に、有利な国の補正予算、予備費を活用し、事業の前倒しを実施しました。また、同様に公共下水道接続工事とトイレ改修工事、武道場設置工事についても、財源が確実に有利な国補正予算、予備費を活用し、前倒しを実施しました。
- 計画的な耐震補強の整備、普通教室等空調設備設置工事、トイレの洋式便器設置工事や、経年劣化に伴う建物の整備、一時的余裕教室の有効活用のための整備及び地域住民に開かれた学校施設の整備等、施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていくことが求められています。
- 空調設備設置工事は、耐震改修工事終了後を基本とするが、国の経済対策として設置工事に有利な条件が提示された場合、前倒して設置することも検討する。
- 設置後のランニングコストの増大を可能な限り抑制するようにする。

#### 今後の事業方針

- 今後も施設の耐久性の確保と教育環境の整備等に継続して努めていきます。
- 普通教室、管理・特別教室等空調設備設置を進めるに当たり、設置に際しての課題を整理しつつ、財政の均衡を図り設置を進める。

|          |                                 |      |    |
|----------|---------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 118 公立幼稚園の機能の充実<br>【事業番号 46 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 指導課                             | 事業区分 | 既存 |

|          |                       |      |    |
|----------|-----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 119 保育所・幼稚園・小学校との連携強化 |      |    |
| 担当課      | 指導課、保育課               | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 小学校低学年生活科や各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施しています。
- 2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、反省をまとめています。

#### 【実績】（平成25年度）

- 就学前の生活環境、就学状況等の情報交換を行うことにより、小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるよう保育所・幼稚園・小学校が連携し、教育内容の充実を図りました。

#### 事業評価・課題

- 年間2回の連絡会で直接顔を合わせ話し合う機会を持つことにより、計画的な交流活動をとおして、情報交換が効果的に行われました。
- 遠距離のために交流活動の実施が難しい場合の情報交換の持ち方を確認することができました。

#### 今後の事業方針

- 就学前の教育内容の充実及び就学前の生活環境・就学状況等の情報交換を行うことにより、小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるよう保育所・幼稚園・小学校が連携していきます。

### 3) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化が進行し、地域のつながりが希薄化する中、家庭における教育の力を向上させるため、就学前から中学生までの児童を養育する保護者を対象とした家庭教育学級の充実を図ります。

また、地域ぐるみで子育てを支えていく観点から、地域における教育力の向上を図るため、世代間や高齢者福祉施設における交流、地域や職場における体験の機会の充実やスポーツ拠点の整備を推進します。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 120 家庭教育学級の整備、充実 |      |    |
| 担当課      | 公民館              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱いている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図っています。
- 引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性等を学習しています。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- |                       |       |      |           |
|-----------------------|-------|------|-----------|
| ■ 家庭教育学級（小学コース）       | 8 コース | 44 回 | 6,451 人参加 |
| ■ 家庭教育学級小学コース運営委員会    | 8 コース | 8 回  | 192 人参加   |
| ■ 家庭教育学級（幼児コース）       | 2 コース | 11 回 | 394 人参加   |
| ■ 就学児健康診断時家庭教育講演（小学校） |       | 20 回 | 1,425 人参加 |
| ■ 出前家庭教育講演（中学校）       |       | 11 回 | 2,020 人参加 |

#### 事業評価・課題

- 就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めました。今後も、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り家庭の教育力の向上に努めていく必要があります。
- また、子育て期にある親の全ての参加が望ましいが、参加できない親もいるのが実情であります。そのため、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り、家庭の教育力の向上に努めていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性等を学習します。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めます。

|          |                                |      |    |
|----------|--------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 121 世代間交流事業の充実<br>【事業番号 38 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 青少年課、指導課                       | 事業区分 | 既存 |

|          |                                             |      |    |
|----------|---------------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 122 岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流<br>【事業番号 62 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 指導課、高齢者福祉課                                  | 事業区分 | 既存 |

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 123 野田市総合公園の整備 |      |    |
| 担当課      | 社会体育課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 野田市総合公園施設の改修や改良に際し、障がいを持つ子どもに配慮して整備しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 総合公園プールの塗装修繕とろ過装置修繕を行いました。
- 体育館アリーナの照明電動昇降装置等の修繕等を行いました。

#### 事業評価・課題

- 平成 17 年度にオープンした関宿総合公園体育館や総合公園陸上競技場は、障がい者に配慮して建設しており、事業方針に沿って事業が行われています。

#### 今後の事業方針

- 関宿総合公園体育館や総合公園陸上競技場は、既に障がい者に配慮して建設されていますが、今後の改修や改良に際しては、障がいを持つ子どもに配慮した整備を行います。
- 総合公園体育館大体育室屋根・外壁改修工事、流水プール塗装修繕、プールサイド・ブリッジ等塗装修繕、陸上競技場改修工事等を行います。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 124 野田市スポーツ公園の整備 |      |    |
| 担当課      | みどりと水のまちづくり課     | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理を行いました。
- 野草、樹木、昆虫の各観察会を実施しました。
- 水田でのもち米栽培、かかし作りを実施しました。

#### 事業評価・課題

- 三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベント及び観察会等が実施できました。

#### 今後の事業方針

- 「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働により、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け、維持管理やイベント等の開催を実施していきます。

|          |              |      |    |
|----------|--------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 125 春風館道場の整備 |      |    |
| 担当課      | 社会体育課        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 平成 21 年度に春風館道場(柔剣道場)の耐震改修工事を実施し、平成 22 年度には道場敷地内に弓道場を建設することにより、子どもたちが武道に親しむことができる場所を提供しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 子どもたちを対象とした剣道、空手、合気道等の練習の場を提供しました。

#### 事業評価・課題

- 今後も広く子どもたちが武道に親しむ場を提供していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 柔剣道場、弓道場を子どもたちが武道に親しむことができる場所として提供していきます。
- 柔剣道場の床修繕工事を行います。

|          |                         |      |    |
|----------|-------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 126 キャリア教育を通しての地域教育力の向上 |      |    |
| 担当課      | 指導課、商工課、保育課             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組んでいます。
- 小学校６年生による職場見学、中学校２年生による３日間連続の職場体験を実施しています。
- 地域において、子どもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会呼びかけています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 市内中学２年生が職場体験を実施しました。（１１校）
- 市内小学６年生が就業密着観察学習を実施しました。（１４校）
- 小中学校９年間を見通したキャリア教育の充実を図りました。
- 地域の社会人をキャリアアドバイザーとして招いての講話を各学校で実施しました。
- ６７６の事業所が小学校又は中学校の体験を受入れ、地域による教育の機会を提供しました。そのうち、新規受入事業所については８９あり、昨年度より多くなっています。

#### 事業評価・課題

- 「キャリア教育」の有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていくよう、より一層の働きかけが必要となっています。
- 体験はきっかけであり、事後につながる指導を各校で工夫して取り組んでいくことが、地域教育力の向上につながると考えられます。

#### 今後の事業方針

- 職場体験・職場訪問を実施することにより、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する力を養う機会をつくります。
- 職場体験・職場訪問を実施することにより、地域において子どもと大人が互いに知り合い、声をかけ合う、さらに地域の子どもの地域で育てるという意識の高揚に努めます。

#### 4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

地域住民、関係団体等と連携し、青少年センターを中心に、有害環境の浄化活動に取り組みます。また、青少年の健全育成を目的とした講演会の充実を図ります。

さらに、近年のインターネットや携帯電話の普及に伴い、インターネット上のいじめや学校の裏サイト、性、暴力などの有害情報等に関する不適切な利用から児童を守るため、情報モラルを向上させるための教育を推進します。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 127 青少年センターの機能の充実 |      |    |
| 担当課      | 青少年センター           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 環境浄化活動として、市内の電柱及び電話柱の違法ビラ撤去を実施しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 違法ビラを撤去する地域環境浄化活動を実施しました。

実施回数：1 回 63 枚撤去

参加者：補導員 9 人、相談員 9 人

指導員 1 人、青少年課 3 人

#### 事業評価・課題

- 補導員、相談員合同による違法ビラの撤去回数が減ってきており、ある一定の成果が上がってきています。同時に合同の作業がなくなりつつあることから、これに代わる活動内容を検討していきたい。

#### 今後の事業方針

- 環境浄化活動として、市内の電柱及び電話柱の違法ビラ撤去を適宜実施していきます。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 128 青少年問題行動防止活動の推進 |      |    |
| 担当課      | 青少年センター            | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 青少年の健全育成を目的とした講演会を実施しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- NPO 青少年メディア研究会から講師を招き、ペアレンタルコントロール講習会（演習を含む大人向け講習会）を開催しました。  
開催日 平成 25 年 8 月 4 日（土）  
場 所 市役所 8 階 大会議室  
参加人数 92 人

#### 事業評価・課題

- 子どもたちが利用しているネット情報の現状に触れ、生徒指導の先生を含め保護者（大人）として利用する子どもたちに無関心ではいけないことを確認し、ペアレンタルコントロール能力の向上につなげることができました。
- 全国的にネット犯罪に巻き込まれる児童生徒が増加しており、この現状に対して保護者（大人）のペアレンタルコントロールの向上がさらに必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 保護者（大人）のスキルアップを目指し、保護者・PTAを中心に「フィルタリングの必要性」「管理責任の必要性」について今後も講演会を開催していきます。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 129 情報モラル教育の推進 |      |    |
| 担当課      | 指導課            | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 野田市教育研究会情報教育部会との連携により、学級活動や道徳、各教科の指導の中において、積極的にモラルの向上につながるような授業展開が行われるよう指導に努めています。
- ネット社会の中で生活していかなければいけないことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指導に努めています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 野田市教育研究会情報教育部会において「情報モラル指導者養成研修会」を実施し、情報モラルに関する指導力の向上を図りました。
- 野田市教育研究会研究主任部会において、ネット利用に関する情報提供を実施し、児童生徒に対する指導力の向上を図りました。

#### 事業評価・課題

- 情報モラルに関する大人の理解度に差がある中、LINE 等の利用による新たな情報モラルに関する課題も出てきています。野田市教育研究会との連携を図りながら、情報モラル教育を推進する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 各小中学校において、全教科等を通じて情報モラルの視点を大切にした授業が展開されるよう啓発を図ります。

## 2 子ども等の安全の確保

子どもが交通事故や犯罪の被害に巻き込まれることがないよう、交通安全教育の充実を図るとともにチャイルドシートの利用促進を図ります。また、地域における防犯の取組や、警察等関係機関との連携による防犯体制を構築し、市民全体が一体となって子どもを犯罪や事故から守ります。

自然災害においても、自主防災組織や教育機関等の連携により、子どもが迅速に避難できる体制を構築します。

また、万が一犯罪等の被害にあった子どもには、警察や児童相談所等の関係機関との連携のもと、適切な対応を図ります。

具体的な施策項目としては、①子どもの交通安全を確保するための活動の推進、②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、③被害にあった子どもの保護の推進の3項目を掲げ、取組を推進していきます。

## 1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全教育を推進するため、「親子の交通安全大会」を毎年開催するとともに、交通安全推進隊などのボランティアと連携し、地域全体で交通事故を防ぐ体制づくりを推進します。

また、チャイルドシートの正しい着用方法の啓発や貸出事業を推進するなど、着用の促進を図ります。

|          |                          |      |    |
|----------|--------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 130 「親子の交通安全大会」への参加の呼びかけ |      |    |
| 担当課      | 市民生活課                    | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子どもの交通事故を防ぐために、毎年春に野田交通安全協会が主催となり「親子の交通安全大会」を開催し、この大会を通じて特に幼児に正しい交通ルールの手本を示し、交通安全に対する親子での理解を深めるとともに、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいます。

(後援) 警察署・野田市・野田地区安全運転管理者協議会・幼稚園協会

#### 【実績】(平成 25 年度)

- 平成 25 年 9 月 6 日(金)に実施した「親子の交通安全大会」では、野田交通安全協会員や野田署員が紙芝居等を通じて子どもたちに信号の見方や横断歩道の正しい渡り方を指導しました。市内の幼稚園に通う子どもと保護者約 1,900 人が参加。

#### 事業評価・課題

- 交通事故は減少傾向にあるものの、依然として後が絶えない状況にあることから、全市を対象にした「親子の交通安全大会」の開催や幼児から高齢者までの交通安全教育、各地区の指導者における交通安全活動等の事業推進が求められています。

#### 今後の事業方針

- 引き続いて「親子の交通安全大会」を実施し、さらに交通安全協会等による交通安全推進活動を実施しながら、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいきます。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 131 チャイルドシート着用の推進 |      |    |
| 担当課      | 市民生活課             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進を図る。交通安全運動実施時に街頭キャンペーン等により、広報啓発等に努めます。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 交通安全運動実施時に広報啓発活動を年 4 回実施しました。
- 春の全国交通安全運動実施時に出動式及びパレード・街頭キャンペーンを実施しました。

#### 事業評価・課題

- チャイルドシート着用の推進について交通安全運動実施時に広報啓発活動を実施していますが、更なるシートベルト着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進に努める必要があります。

#### 今後の事業方針

- 交通安全運動実施時に広報啓発活動等を実施し、チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進に努めていきます。

|          |                     |      |    |
|----------|---------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 132 チャイルドシート貸出事業の推進 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉協議会             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出します。

#### 【実績】（平成25年度）

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 貸出件数（件）                  | 420 |
| チャイルドシートの老朽化に伴う入れ替え台数（台） | 9   |

#### 事業評価・課題

- チャイルドシートの老朽化に伴う入れ替えを、引き続き実施する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 交通安全の普及啓発とともに、健康で安全な子育て支援の促進を図るためチャイルドシートを貸し出します。
- 引き続き老朽化に伴う入れ替えを実施します。

## 2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが巻きこまれる犯罪を未然に防ぐため、被害者とならないための講座やセミナー等の開催による啓発事業を充実させるとともに、防犯推進員や保護者のボランティア活動、安全安心メールの配信など、市が一体となって子どもの安全を確保する取組を推進します。

また、地震や集中豪雨等の自然災害の被害からも子どもを守る必要があるため、各地域で自主防災組織の立ち上げを促進するとともに、各学校で防災計画を策定し、子どもの安全確保の推進を図ります。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 133 青少年の消費者問題対策の推進 |      |    |
| 担当課      | 市民生活課、青少年課         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 消費者被害を未然に防ぎ、最小限にとどめるため、消費者相談窓口である消費生活センターのPRを行い、気軽に相談できる事を周知します。また、消費生活展、消費生活セミナー、高校への出前講座等を通じ、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めます。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 消費生活センターのPRとあわせ、消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに消費者問題について広く市民に啓発を図りました。
  - ・消費生活展 : 2 日間(産業祭と同時開催)
  - ・消費生活セミナー : 1 回
  - ・出前講座 : 3 回

#### 事業評価・課題

- 消費生活センターの事業内容等についてPRをしていますが、青少年に係わりのある団体等からの出前講座の申込みは減少しており、野田市教育委員会等の関係機関と連携して推進する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 消費生活センターのPRとあわせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施していきます。

|          |                                       |      |    |
|----------|---------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 134 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施 |      |    |
| 担当課      | 市民生活課、指導課、青少年課                        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

##### <市民生活課>

- 野田市防犯組合、野田警察署との連携による防犯活動を実施します。
- 防犯推進員(警察官経験者)による「まめばん」での在所警戒や青色回転灯搭載車両による防犯パトロールを実施します。
- 安全安心メール防犯情報を配信します。
- 防災無線より日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送します。

##### <指導課>

- 児童生徒を守るため情報共有の流れを構築する。各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応します。

##### <青少年課>

- 野田市子ども安全メールを配信します。
- 野田市学校警察連絡協議会と連携します。

#### 【実績】（平成 25 年度）

##### <市民生活課>

- 野田市防犯組合に設立された 16 の支部による各種防犯活動が実施されるとともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施されました。
- 防犯の拠点として開設した「まめばん」は、毎日午後 2 時から午後 7 時まで防犯推進員を配置し業務にあたりました。

北部まめばんの平成 25 年度利用件数 延べ 248 件

- 青色回転灯搭載の防犯パトロール車 2 台を活用した防犯推進員による防犯パトロールについては、市内全小中学校を中心に子どもたちの下校時刻に合わせ延べ 244 日間実施しました。
- 安全安心メール防犯情報の配信をしました。

##### <指導課>

- 児童生徒を守るため情報共有の流れを構築し、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し、適切に処理・対応した。

##### <青少年課>

- 学校等から提供された不審者情報を速やかに配信しました。（配信件数 41 件）  
また、不審者の発生状況に対応したパトロールを実施するとともに、各小中学校に警戒の呼びかけと市民生活課及び警察に情報提供とパトロールの強化要請を行う等、情報交換及び連携を図りました。

- 野田市学校警察連絡協議会に対し、事業補助金の交付（100 千円）を行い、個人、会社等に「子ども 110 番の家」の普及と子どもたちへの自転車の正しい乗り方コンテストの開催等子どもたちを犯罪、事故等から守る事業実施の支援を行いました。また、夏季休業前、冬季休業前に小中学校を始め関係機関との会議を開催し、情報交換及び連携が図られました。
- 不審者情報の多発から、平成 25 年 4 月 11 日より防災行政無線を利用し、子どもの見守り放送を開始しました。この放送についてはパブリック・コメント手続き実施し、市民の意見を参考に、放送を継続して行うことに決定しました。

## 事業評価・課題

### <市民生活課>

- 市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及び自主防犯組織による防犯パトロール等が継続的に実施されましたが、市内の平成 25 年の犯罪件数は 2,157 件で前年より 84 件増となってしまいました。

### <指導課>

- 不審者情報を各学校へ配信することで、児童・生徒の防犯意識を高めることはできましたが、地域としての防犯意識を高めるため連携・協働が必要となっています。

### <青少年課>

- 不審者情報を配信することで、家庭、地域、学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・安心に役立つことができました。引き続き、各学校との連携により不審者情報の速やかな配信を行うとともに、関係機関との情報交換や発生防止、抑止に向けて協力を行う必要があります。
- 学校警察連絡協議会事業により犯罪等の被害から子どもたちを守る為の各種事業について、引き続き協力を行う必要があります。

## 今後の事業方針

### <市民生活課>

- 防犯組合各支部へ補助金を交付し、野田署と連携し各地域の防犯活動を推進していきます。
- 防犯推進員による「まめばん」での在所警戒及び防犯パトロールを実施していきます。
- 安全安心メールにより、市内犯罪発生情報を配信していきます。
- 防災行政無線より日没前に帰宅を促すミュージックチャイム（夕焼け小焼け）を放送していきます。

### <指導課>

- 子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行います。地域としての防犯意識を高めるため、各学校に地域と連携・協働を働きかけます。

＜青少年課＞

- 家庭、地域、学校での情報の共有化を図り、児童生徒の安全安心に役立つ情報を引き続き配信していきます。
- 野田市学校警察連絡協議会との連携を継続していきます。

|          |                     |      |    |
|----------|---------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 135 子どもに配慮した防災対策の推進 |      |    |
| 担当課      | 市民生活課、指導課、保育課       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

##### <市民生活課>

- 災害時には子ども(乳幼児)の被害を防ぐため野田市地域防災計画の修正及び自主防災組織設立を推進し、資機材購入費補助を実施しています。
- 安全安心メール防災情報の配信を行っております。

##### <指導課>

- 各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組みます。特に、着実に避難訓練を実施する等防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作ります。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成します。

##### <保育課>

- 保育所においては、年 12 回の火災及び地震に対する避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図っています。さらに、不審者対応避難訓練や保護者引渡し訓練を実施し、不審者に対して備える意識を高めるとともに、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知します。

#### 【実績】（平成 25 年度）

##### <市民生活課>

- 平成 24 年度から、子どもや女性、高齢者、障がい者に配慮し地域防災計画を修正するために、防災会議委員に保育所等関係団体から女性委員 3 名、市民から女性公募委員 4 名が加わり、平成 25 年度も継続して、防災会議を 2 回開催し、意見を伺い 8 月に地域防災計画を新たに策定しました。
- 乳幼児、妊婦、障がい者、高齢者、外国人、難病患者の避難行動要支援者支援計画を策定するために、防災会議を 1 回開催し、意見を伺い検討しました。
- 自主防災組織設立に向けた講習会等を実施し、平成 25 年度は 10 団体の自主防災組織が設立されました。
- 安全安心メール防災情報の配信をしました。
- 災害時の通信手段として有効な同報系防災行政無線を整備し平成 25 年度からの運用開始に合わせ、保育所等の施設へ無線放送が直接流れる戸別受信機を設置しました。
- 子ども等に配慮した地域防災計画で被害想定を見直し、幼児用オムツや粉ミルクなどの備蓄を推進しました。

##### <指導課>

- 各学校の防災計画の見直しを行い、災害時の対応について改善を図りました。
- ワンポイント避難訓練の実施等、より実践的な訓練になるよう改善を図りました。

- 市内10校（小学校6校、中学校4校）に緊急地震速報受信装置を設置し、緊急地震速報の受信環境を整備しました。

#### <保育課>

- 日頃から実施していた訓練が東日本大震災時に生かされたことから、今後も震災発生時に迅速な対応等ができるよう、毎月の訓練を以前にも増して力を入れて実施した。また、災害等発生時における緊急連絡網の見直しを行いました。
- 公立保育所（12カ所）、私立保育所（6カ所）で各保育所ともに12回（毎月1回）避難訓練を実施しました。

### 事業評価・課題

#### <市民生活課>

- 自主防災組織は平成17年度以降、毎年平均10数団体が設立され、平成26年3月末現在で170団体が設立し組織率が46.6%となっています。

#### <指導課>

- 地域や行政との連携を具体的にどのように進めていくかを考え、体制を構築していく必要があります。

#### <保育課>

- 保育所においては防災に対する避難訓練の実施と併せて、職員、保護者の防災意識を高める必要があります。また、保護者に不審者対応等についての意識をより高められらう必要があります。

### 今後の事業方針

#### <市民生活課>

- 子ども等に配慮し、計画を修正していきます。
- 引き続き自主防災組織設立を推進していきます。
- 安全安心メールにより防災情報を配信していきます。
- 子どもに配慮した備品（幼児用オムツ、ウェットティッシュ、粉ミルク、哺乳瓶）を配備していきます。

#### <指導課>

- 各学校の防災計画については、より実践的なものとなるよう必要に応じて随時改善を図ります。
- 避難訓練については、ワンポイント避難訓練や緊急地震速報受信を想定した訓練を実施し、より実践的な訓練を実施していきます。

#### <保育課>

- 保育所では防災計画に従い避難訓練を実施して、災害等に対して備える意識を高めるとともに、大震災の教訓を生かし保護者に対しても防災意識を高めるよう周知していきます。また、併せて不審者への対応訓練等を実施するとともに保護者へ不審者対応等の周知徹底を図っていきます。

|          |                                                          |      |    |
|----------|----------------------------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 136 学校付近や通学路等における関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進及びスクールサポーター制度の活用 |      |    |
| 担当課      | 指導課                                                      | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 学校警察連絡協議会等を通じて情報を共有し、その情報を広く発信できるように努めます。
- 「子ども１１０番の家」の協力を広めています。
- 学校からの要請でスクールサポーターの派遣を依頼します。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- スクールサポーター、スクールサポートカウンセラーを派遣し、児童・生徒の問題行動に取り組む学校の支援と助言を行いました。
- 不審者情報等については各課と連携をとり情報を共有し、必要に応じて各校や関係機関に情報を提供しました。
- 登下校の安全指導は各校において行いました。
- 学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用しました。

#### 事業評価・課題

- スクールサポーター、スクールサポートカウンセラーによる支援や助言により、問題行動に効果的に対応することができました。
- 登下校時における地域や保護者への安全指導の協力依頼は、時間的に難しい面もあります。
- 学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会での情報共有により、関係する学校が連携をとって問題行動に対応することができました。

#### 今後の事業方針

- スクールサポーター、スクールサポートカウンセラーを派遣し、生徒の問題行動に取り組む学校の支援と助言を行います。
- 不審者情報については各課と連携をとり情報を共有します。
- 登下校の安全指導は各校に依頼します。
- 学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用します。

### 3) 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪などの被害にあった児童の保護体制を充実させるため、警察や児童相談所、庁内関係各課との連携を強化します。また、学校や児童委員等との連携も強化し、地域における支援体制の充実も図ります。

|          |                     |      |    |
|----------|---------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 137 被害にあった子どもの保護の推進 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課、指導課           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 児童が被害にあった場合、被害の種類や状況により、要保護児童対策地域協議会の各関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とし保護を児童相談所に要請します。
- 重篤な虐待や犯罪被害に関する相談・通報には、警察や児童相談所と連携し、迅速で適切な対応を行っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 虐待ケースで柏児童相談所が一時保護した人数 5 人  
（うち、施設入所した児童 2 人）
- 虐待以外のケースで柏児童相談所が一時保護した人数 8 人  
（うち、施設入所した児童 1 人）  
※入所先決定までの一時保護者や親の一時躁鬱に対する一時保護

#### 事業評価・課題

- 児童が被害にあった場合、学校や児童委員など関係する機関からの情報をもとに緊急の個別支援会議を実施し、警察・児童相談所との連携により、その後の被害を最小限に抑さえ拡大防止に努めました。
- 今後も関係機関との連携を密にし、適切な対応を図っていく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 緊急を要する虐待や犯罪被害の対応にあたり児童の安全確保を最優先にし、他に優先する手段を取る明確な理由がない場合、ただちに立ち入り調査・一時保護を児童相談所に要請する市の原則に則り行動します。この原則については、児童虐待防止総合対策大綱と児童虐待防止対策マニュアルに位置付けており、要保護児童対策地域協議会の関係機関で常に徹底していきます。

### 3 要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進

年々増加する児童虐待相談への対応について、「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、子育て支援の充実による虐待の未然防止と虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。

また、関係各機関や地域における代表者や実務者等3層構造で構成する「野田市要保護児童対策地域協議会」を中心に連携、協力体制の構築を図ります。

また、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、ひとり親家庭の経済的な自立支援について推進します。

障がいのある児童への対応については、施設等における取組の充実を図るとともに、発達障がいを持つ児童では、就学児童における特別支援教育のシステムとともに、新たに設置する「子ども支援室」による相談体制により、個々の児童の発達に対応した支援に取り組めます。

具体的な施策項目として、①児童虐待防止対策の充実、②立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携、③発生防止、早期発見、早期対応、④ひとり親家庭等の自立支援の推進、⑤障がい児施策の推進の5項目を掲げ、取組を推進していきます。

## 1) 児童虐待防止対策の充実

子育て支援の充実による虐待の未然防止と、早期発見・早期対応のための要保護児童対策地域協議会を中心とした地域や関係機関との連携強化の2本の柱により、児童虐待防止の推進を図ります。

また、厚労省のまとめによれば、25年3月までの全国の虐待死のうち、生後1か月以内の死亡のケースの多くが望まない妊娠であったことから、妊娠期からの関わりにより、発生を防止することが重要であるため、「子ども支援室」による妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援により、保護者に安心感を与えることで虐待の未然防止に努めます。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 138 児童虐待防止対策の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課、指導課       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応にあたり、子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携による二本柱の取組により、児童虐待防止の推進を図っています。

- ・母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進
- ・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理
- ・虐待通報受理後 48 時間以内の安全確認の徹底
- ・ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施
- ・児童虐待相談受付電話「子ども SOS」の運営
- ・進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換
- ・野田市児童虐待防止総合対策大綱の見直し（23 年度）
- ・虐待防止対策マニュアルの改訂（23 年度）

【実績】（平成 25 年度）

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 児童虐待相談対応件数（延べ件数）           | 4,485 |
| 児童虐待相談受付電話「子ども SOS」受付件数（件） | 26    |

- 要保護児童対策地域協議会は、代表者会議 1 回、実務者会議 1 回、進行管理会議 12 回、個別支援会議 5 回、関係機関への研修会 1 回（参加者 96 人）を開催しました。
- 平成 24 年 3 月に改訂した児童虐待防止対応マニュアルを活用し、対応方法等について、関係機関との認識の共有化を図りました。
- 進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月 1 回書面による情報交換を開始しました。（依頼機関 50 か所 情報交換数 延 1,434 件）
- 11 月の児童虐待防止推進月間には、「わたしの願う家族・家庭」ポスター展を開催し、優秀作品を掲載した啓発チラシを自治会、市内の児童生徒及び医療機関等に配布し、緊急時の連絡先を掲載することで啓発効果のアップを図りました。（応募総数 648 点）  
また、児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内 43 事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図りました。（マグネットシート装着 546 枚、バスマスク装着 36 枚、懸垂幕 2 枚）
- 保健センターの乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業との連携により、虐待リスクの未然防止のため、育児支援家庭訪問事業につなげました（17 件）

## 事業評価・課題

- 通報後 48 時間以内の安全確認の徹底により、虐待の重篤化の防止を図りました。
- 所属機関との情報交換については、書面によるシステムとしたため取扱い事務量が増えましたが、情報の共有化と確認作業が確実に行われる効果を得ました。
- マニュアルについては、今後も関係機関の職員全員にマニュアルの活用による、対応方法の共通認識化を図っていく必要があります。

## 今後の事業方針

- 今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し情報を共有化して、各関係者の役割を果たしつつ適切な対応にあたります。また、引き続き全ケースの進捗管理を行い、虐待の重篤化の防止に努めていきます。
- 「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に則り、要保護児童対策地域協議会との連携を中心とした直接の対応とともに虐待防止対策のもう一つの柱である子育て支援による未然防止に取り組んでいきます。
- 「居住実態が把握できない児童」の所在を早期に確認するため以下のシステムを構築します。
  - ① 最初にケースを把握する関係部署（保健センター・教育委員会等）が速やかに児童家庭課に報告する。
  - ② 必要な情報を関係部署や関係機関から収集する。
  - ③ 得られた情報を要保護児童地域対策協議会で共有して対策を協議する。
  - ④ 必要に応じて児童相談所や警察に対応を依頼する。※システムの各段階において、児童の所在を迅速に把握していきます。
- 子育て短期支援（ショートスティ）事業の実施  
これまでニーズが少なく未実施であったが、子どもを同伴しての外泊ができないなどの事情が発生した場合のセーフティネットとして、要保護児童対策の視点から実施に取り組みます。
- 「子ども支援室」との情報の共有による連携により、妊娠期、周産期の虐待の未然防止に取り組めます。

## 2) 立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携

平成 20 年 4 月施行の改正児童虐待防止法において、虐待通報における市からの立入調査の要請が可能になりましたが、安全確認や一時保護の措置において、ソーシャルワーク的対応を優先する国の原則により対応が遅れるケースも想定されます。

野田市においては、平成 17 年 9 月に発生した児童虐待事件の検証を経て確立した「他に優先すべき明確な理由がない場合は、直ちに立入調査を要請する」との基本方針に基づき、児童相談所及び関係機関と連携を図ります。

また、専門性の高い相談業務にも対応できるよう、県児童相談所との情報交換を定期的に行うとともに、相談に当たる職員の資質の向上を図ります。

|          |                         |      |    |
|----------|-------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 139 千葉県柏児童相談所との情報の交換、連携 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                   | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 柏児童相談所と毎月開催の実務者（進行管理）会議にて、定期的に全ケースの情報交換を行い、適切な対応の方向を確認していきます。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 毎月の進行管理会議での情報交換のほかにもケースに応じて、随時、情報交換を行っています。
- 対応が困難なケースについては随時援助を依頼し、助言及び同行訪問等の協力を持っています。また、必要に応じてケース移管することで、次の段階の対応に進めています。

援助依頼件数        7 件

ケース移管件数    15 件

#### 事業評価・課題

- 新規及び継続中の困難ケースへの対応に関して、専門性の高い見解や援助技術についての助言を受け処遇方針を決定しました。

#### 今後の事業方針

- 今後も継続して相談業務に必要な専門性の高い見解や援助技術についての助言や情報を取り入れます。
- 緊急を要する虐待や犯罪被害の対応にあたり児童の安全確保を最優先にし、他に優先する手段を取る明確な理由がない場合、ただちに立ち入り調査・一時保護を児童相談所に要請する市の原則に則り行動します。この原則については、児童虐待防止総合対策大綱と児童虐待防止対策マニュアルに位置付けており、要保護児童対策地域協議会の関係機関で常に徹底していきます。

### 3) 発生予防、早期発見、早期対応

児童虐待の発生を予防、早期発見、対応するため、乳幼児健診や訪問指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携を強化し、支援の必要な家庭の把握に努め、養育支援によるフォローに適切につなぐ体制について推進します。

また、所在を確認できない児童の早期把握のための関係機関との連携システムを構築しており、その履行に確実に取り組んでいきます。

|          |                     |      |    |
|----------|---------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 140 要支援家庭の早期発見、早期対応 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課、保健センター        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、未受診の理由や背景等が把握できない等虐待発生のリスクが高いと考えられるケースなど、支援に関して検討を要する家庭の早期発見に努めています。
- 家庭訪問等で保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら必要時早期に「育児支援訪問事業」につなげる等、関係機関と連携して支援し、虐待の予防に努めています。
- 養育支援が必要と思われる家庭について、早期に情報を共有して、サービスの検討を行い、効果的な育児支援ができるよう関係機関と連携をとりました。

#### 事業評価・課題

- ハイリスクケースの母子等に対しては保健師・助産師等による妊娠期からの家庭訪問等による育児サポートとともに、乳幼児健康診査の場における母親の育児不安や親子関係の状況、未受診児の状況の把握に努め、継続して支援する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 虐待につながりやすい兆候があると思われる要支援家庭を早期に把握し、育児支援訪問事業につなげる等、関係機関との連携を深め対応します。
- 所在を確認できない児童の早期把握のため、関係機関との連携システムを確実に履行します。
- 要支援と考えられる家庭について、子ども支援室と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげます。

|          |                              |      |    |
|----------|------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 141 乳児家庭全戸訪問事業<br>【事業番号8 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 保健センター                       | 事業区分 | 既存 |

#### 4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭等への支援については、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版）」に基づき、経済的自立と児童の健全育成に向けた支援の充実を中心に施策を推進します。

経済的支援に関する制度である児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度、野田市独自の養育者支援手当等の各制度について、国の制度を踏まえた改正と情報提供を始め、就労と収入増に向けた相談などの支援や母子寡婦福祉会の交流などに取り組みます。

|          |                              |      |    |
|----------|------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 142 ひとり家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- ひとり家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努めています。
- 母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- ひとり親家庭相談： 1,138 件 （母子・父子自立支援相談相談員による相談）
- 婦人相談： 133 件 （母子・父子自立支援相談相談員による相談）
- 市報及び市ホームページに相談事業及び助成制度を掲載
- 「ひとり親家庭支援のしおり」（平成 25 年 4 月改訂版）を作成
- 母子自立支援員研修会（庁内講師により平成 25 年 12 月 20 日開催）  
実施日:25 年 12 月 20 日（金）  
内容:「障がい者福祉サービスについて」「老人福祉サービスについて」  
講師：社会福祉課職員及び高齢者福祉課職員
- 野田市母子寡婦福祉会に委託して「ひとり親家庭等情報交換事業」を実施(全 6 回実施)し、135 人の親子が参加し交流を深めました。
- 野田市母子寡婦福祉会の会員数 328 人（新規入会員数 29 人）

#### 事業評価・課題

- 平成 25 年度に実施したひとり親家庭等の支援に関する意識調査の結果によると、制度の周知度や利用状況が低調なものが多く、子育てや就労に関する支援制度について周知徹底を図る必要があります。
- 若い会員の母子寡婦福祉会への加入促進については、プライバシーの重視などの観点から難しい面もありますが、引き続き団体事業の紹介などを通じ積極的に行う必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、ひとり親家庭に対する支援策について、特に母子・父子自立支援員による離婚直後の情報提供や相談対応に努めるほか、母子寡婦福祉会の事業による会員相互の交流等の機会拡充を図っていきます。
- 平成25年度実施の意識調査の結果から、特に母子家庭の母の就労収入が低く、依然として厳しい経済状況が続いており、資格の収学等による転職や収入アップの意向が強いことから、収入増に向けた資格の取得やスキルの向上のための支援が必要です。
- 平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版）」の基本目標「情報提供・相談機能・支援体制の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

|          |                     |      |    |
|----------|---------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 143 ひとり親家庭等の就労支援の拡充 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課               | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支持し、就業に結びつける母子自立支援プログラム策定事業を推進しています。
- 職業訓練センターを活用した就業支援パソコン講習会を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図っています。
- 平成 25 年度から母子・父子自立支援員と市の無料職業紹介所が連携し、ひとり親家庭向け求人情報の開拓と求人情報の提供を行っています。
- 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給により、ひとり親家庭の資格取得を支援しました。

#### 【実績】

|                   | 平成 22 年度   | 平成 23 年度   | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|
| ひとり親家庭就業支援パソコン講習会 | 31<br>(12) | 22<br>(11) | 24<br>(5)  | 22<br>(7)  |
| 自立支援教育訓練給付金事業     | 10<br>(6)  | 10<br>(9)  | 10<br>(1)  | 3<br>(2)   |
| 高等職業訓練促進給付金       | 19<br>(7)  | 26<br>(6)  | 29<br>(11) | 21<br>(6)  |
| 母子自立支援プログラム策定事業   | 61<br>(24) | 51<br>(23) | 42<br>(16) | 42<br>(24) |

※（ ）の就労実績は平成 26 年 9 月末現在の状況

#### 事業評価・課題

- 平成 25 年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果によると、母子家庭の母の就業形態は「パート・アルバイト」が 52.9%、正社員が 35.4%であること、また就職や仕事の問題解決のために必要な支援策として、「訓練受講などに経済的な支援が受けられること」が最も多く 48.6%となっています。このため、正社員となれるスキルの向上を含めた就労支援の充実を図る必要があります。

#### 今後の事業方針

- 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(H25.3.1)の施行により、各事業の対象に父子家庭が加わったことから、父子家庭に対する制度の周知や適切な相談対応に努めます。
- 特に就労収入の低い母子家庭の母がより高収入を得られるよう就業し、自立した生活を送るため、母子・父子自立支援員が無料就労紹介所やハローワーク等と連携し、よりきめ細かい自立支援プログラムを策定する事業を推進します。また、職業訓練センターを活用した就業支援講習会や高等職業訓練促進給付金等支給事業等の活用推進に努め、資格の取得やスキルの向上の支援に努めます
- 平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第 3 次改訂版）」の基本目標「就業支援の拡充」に位置付ける施策を推進していきます。

|          |                      |      |    |
|----------|----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 144 ひとり親家庭等の子育て支援の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 母子家庭等日常生活支援事業の利用促進、ファミリー・サポート・センター利用料助成制度の活用により、ひとり親家庭等における育児負担や経済的負担の軽減を図っています。

#### 【実績】

＜母子家庭等日常生活支援事業 利用件数＞

| 利用件数     | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 子育て支援（件） | 13       | 11       | 8        | 9        |
| 生活援助（件）  | 2        | 4        | 4        | 8        |

＜ファミリー・サポート・センター利用料助成（ひとり親家庭）＞

|            | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 利用世帯数（件）   |          | 16       | 25       | 25       |
| 利用料助成世帯（件） |          | 6        | 12       | 18       |
| 延べ利用時間（時間） |          | 153      | 491.5    | 1563.5   |

※平成 23 年度からひとり親家庭を対象とした。

#### 事業評価・課題

- 平成 25 年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、仕事と子育てに関する悩みについて、「残業などで帰宅が遅く、家で待っている子どもが心配」と「子どもが急な病気などでも仕事を休むことができない」を合わせると母子家庭が 49.9%、父子家庭が 50.7%と高く、上記のような事業のニーズはあるものの、認知度が高いとはいえないため、周知の徹底が必要です。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、ひとり親家庭に必要な子育て支援や生活支援を行い、求職活動時や残業時等の子育てをフォローしていきます。
- 税法上、寡婦控除が適用されない未婚の母等について、保育料等の策定にあたり不利にならないよう「みなし適用」することについて適用する事業を検討し実施します。
- 平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第 3 次改訂版）」の基本目標「子育て支援の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

|          |                                     |      |    |
|----------|-------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 145 ひとり親家庭等の居住支援の充実<br>【事業番号 87 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 建築指導課                               | 事業区分 | 既存 |

|          |                            |      |    |
|----------|----------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 146 ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                      | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 養育費問題の解決を図るために、「野田市版養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」を毎月1回実施しています。また、弁護士による「養育費等個別法律相談会」を年1回実施しています。

#### 【実績】

| 無料法律相談事業 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 相談件数（件）  | 25       | 26       | 20       | 25       |

| 養育費セミナー（年1回） | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 参加者数（人）      | 47       | 37       | 46       |          |
| 個別相談（人）      | 6        | 5        | 6        | 6        |

※養育者セミナーは平成 25 年度から、就労相談会と組み合わせて拡充する形で弁護士による個別法律相談会に再編しました。

#### 事業評価・課題

- 平成 25 年度実施の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」によると、「養育費確保のための無料法律相談」について、「役に立った」、「知っている」を合わせると母子家庭が 47.1%、父子家庭が 12.6%となっています。

しかし、養育費の取得については、「現在定期的に受けている」のは母子家庭が 19.7%、父子家庭は 3.9%で、「現在不定期に受けている」と「以前受けていたが、今は受けていない」を合わせると母子家庭が 15.0%、父子家庭が 2.6%となっており、依然として取得している割合が低い状況ですが、受けたことのない理由として「相手と関わりたくない」の割合がトップであることから、個々の事情に応じた相談対応が必要です。

#### 今後の事業方針

- 養育費取得のため、引き続き相談事業を推進します。
- 子どもの育成の面からも重要な面会交流について、県の事業などの周知を図っていきます。
- 平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第 3 次改訂版）」の基本目標「養育費確保のための支援の充実」に位置付ける施策を推進していきます。

|          |                      |      |    |
|----------|----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 147 ひとり親家庭等の経済的支援の充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母などの養育者に対し、「児童扶養手当」や野田市独自の「養育者支援手当」などの支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努めています。
- 養育者支援手当については、平成 26 年 12 月の法改正により児童扶養手当の一部が支給対象となる公的年金を受給する養育者についても引き続き支援できるよう、条例の改正を行いました。

#### 【実績】

(人)

|                    | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| 児童扶養手当受給者数         | 1,338    | 1,365    | 1,375    | 1,378    |
| 父子家庭等支援手当受給者数      | 92       | 1        |          |          |
| 養育者支援手当            | 17       | 12       | 9        | 8        |
| ひとり親家庭医療費助成制度延受給者数 | 2,732    | 2,449    | 2,286    | 2,137    |

※父子家庭等支援手当は、平成 22 年 8 月から児童扶養手当に移行したため、養育者支援手当に再編しました。

#### 事業評価・課題

- 離婚直後のひとり親家庭に対しては、他の自立支援策と合わせて、経済的支援の情報提供に努める必要があります。
- 受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても届出を怠るなど不適切な受給のケースがあります。児童扶養手当について事実婚等により返還金が生じた場合などは、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画を履行するように対応していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続きひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当や養育者支援手当、ひとり親家庭等医療費助成等の制度に関して情報提供に努めるほか、制度の趣旨説明を徹底するなど適正な給付事務に努めます。
- 平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第 3 次改訂版）」の基本目標「経済的支援の推進」に位置付ける施策を推進していきます。

## 5) 障がい児施策の推進

野田市の障がい者の施策については、障がい者基本法に基づく「野田市障がい者基本計画」と障がい者自立支援法に基づく「野田市障がい福祉計画」により、自立と社会参加を基本に推進しているところです。

障がいを持つ児童については、特別児童扶養手当制度の促進など経済的支援や施設におけるサービスの充実などの施策に努めているところですが、特に発達障がいを持つ児童については、特別支援教育とともに、新たに設置する「子ども支援室」による個々の児童の発達に応じた総合的な相談に取り組み、保護者の時間的・精神的負担の軽減と早期発見と早期療養への適切なつなぎを図ります。

|          |                      |      |    |
|----------|----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 148 心身障がい等についての意識の啓発 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉課                | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 共生社会の理念を普及するとともに、障がい者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事や講演会等への参加を支援しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

|                     | 参加者数（人） |
|---------------------|---------|
| 障がい者釣大会             | 約 500   |
| サンスマイル              | 約 1,000 |
| 千葉県障害者スポーツ大会（選手参加等） | 30      |

#### 事業評価・課題

- 障がい者に対する理解を深めるには、できるだけ早い時期から障がい者と健常者が学校や地域等様々な場において交流する機会を設ける等福祉教育の充実が必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 継続的に共生社会の理念を普及するとともに、障がい者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事や講演会を中心に幅広い層の参加による啓発活動等を推進していきます。

|          |                       |      |    |
|----------|-----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 149 障がいを持つ子どもの社会参加の促進 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉課                 | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 重度障がい者等が会合への出席、通院、訪問等の際、福祉タクシーを円滑かつ迅速に利用することにより、社会活動の範囲を広め、障がい者の福祉の向上を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 福祉タクシー登録業者は 55 社、57 事業所で、内、リフト付・ストレッチャー対応の事業者は 31 社となっており、重度障がい者等の社会活動の範囲の拡大を図りました。

#### 事業評価・課題

- 重度障がい者等の社会参加の拡大のため、引き続き登録事業所の拡充が必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 重度障がい者等の社会参加の拡大のため、登録事業所の拡充に努めるとともに、市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーの導入について働きかけていきます。

|          |                             |      |    |
|----------|-----------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 150 障がいを持つ子どもの相談・指導・支援体制の充実 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉課                       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 障がい者総合相談センターを設置し、障がい者の総合相談に対応しているほか専門相談や当事者・関係者相談を~~を~~実施しております。また、事務局として障がい者の支援体制を整備するための地域自立支援協議会を運営しております。

その他、虐待防止センターとしての機能も有しており、平成25年度までに3件の虐待を確認し、対応しました。

#### 【実績】

|         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 相談件数（件） | 3,037    | 3,221    | 2,074    | 2,198    |

- 地域自立支援協議会において、県内で発生した障がい者施設での暴行・死亡事件を議題にあげて協議をした後、見解文を作成し公表しました。
- 地域自立支援協議会の下部組織として身体・知的・精神の障がい種別ごとに設置した専門部会について、それぞれ2回開催しました。

#### 事業評価・課題

- 事業の実施における目標については、達成しています。

#### 今後の事業方針

- 専門部会の充実を図ります。  
26年度から課題別の部会、相談支援・就労支援・子ども部会を開催しそれぞれの問題に取り組んでいきます。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 151 心理相談・ことばの相談の充実 |      |    |
| 担当課      | 保健センター             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 臨床発達心理士による個別相談を行っています

#### 【実績】

|                    | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| 心理相談・ことばの相談<br>(人) | 313      | 308      | 323      | 354      |

| 相談内訳         | 平成 25 年度 |
|--------------|----------|
| 心理相談（延べ人）    | 181      |
| ことばの相談（延べ人）  | 97       |
| 5歳児心理相談（延べ人） | 10       |
| 未熟児個別相談（延べ人） | 66       |

#### 事業評価・課題

- 相談が継続となるケース、新規ケースともに増えており、相談が希望日より数か月先になってしまうことが多くなっています。
- 相談後の療育や継続したフォローが必要な場合が多いものの、他機関との連携が不足しています。

#### 今後の事業方針

- 相談の場において、乳幼児と併せて保護者の支援を保健師が継続して行えるようにします。
- 療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行えるようにします。
- 平成 25 年度より県から移譲された未熟児支援について、心理・発達面に関する相談についても実施していきます。
- 「子ども支援室」との連携により適切な支援につなげます。

|          |                  |      |    |
|----------|------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 152 ことば相談室の機能の充実 |      |    |
| 担当課      | 保育課              | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 市内在住の就学前児童について、言語発達遅滞、吃音等の児童に対して個別指導を行うとともに、保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図るとともに、利用希望ニーズに留意し、相談日数、相談員を確保しています。また、就学に際しては学校との連携により、相談業務のスムーズな意向を行っています。

#### 【実績】

|              | 平成 22 年度         |                  | 平成 23 年度         |                  | 平成 24 年度         |                  | 平成 25 年度         |                  |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|              | 延利用<br>人数<br>(人) | 延利用<br>件数<br>(件) | 延利用<br>人数<br>(人) | 延利用<br>件数<br>(件) | 延利用<br>人数<br>(人) | 延利用<br>件数<br>(件) | 延利用<br>人数<br>(人) | 延利用<br>件数<br>(件) |
| 野田ことば<br>相談室 | 927              | 935              | 914              | 975              | 861              | 910              | 919              | 917              |
| 関宿ことば<br>相談室 | 859              | 897              | 857              | 933              | 915              | 964              | 851              | 860              |

- 「就学に向けての学習会」の講演会 45 人
- 研修等への参加を通じて指導員等の資質向上と総合的な機能の強化を図りました。

#### 事業評価・課題

- 適正な指導訓練の実施について多くの希望者に対し適切に行ったが、利用ニーズの高まりに応えるため、引き続き機能の充実が求められています。
- 言語発達遅滞以外のコミュニケーションが取りにくいことや集中できない等の発達障がい疑いのある利用者が多くなっているため、それらの利用者も含めて、言語発達遅滞として一括して指導していきます。
- 子ども発達支援室の整備計画を踏まえ、ことば相談室の役割を検討する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 引き続き市内在住の就学前児童について言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図り、言語聴覚士の勤務日数を増やすことで相談枠を増やすとともに、全ての相談員の技術の向上を図ります。また、就学に際しては学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに発達障がい疑いがある就学前児童について、連携して取り組めるよう関係機関と検討します。
- 「子ども支援室」との連携により適切な支援につなげます。

|          |                        |      |    |
|----------|------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 153 子ども支援室による支援の推進     |      |    |
| 担当課      | 保健センター、児童家庭課、社会福祉課、指導課 | 事業区分 | 新規 |

#### 事業の内容・実績

- 「子ども支援室」を設置し、妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談について、ワンストップで総合的に対応できる拠点とします。

「子ども支援室」では、すべての妊産婦の情報を把握し、母子保健・子育て支援・発達支援など、ライフステージに応じた継続的で切れ目ない支援体制を築き、事業に取り組むことで、妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、妊娠期からの支援と事業の周知徹底と関係機関との連携により、望まない妊娠などによる児童虐待のリスク軽減なども図ります。

#### 事業評価・課題

- 母子保健、子育て支援、発達支援などの相談について個々の体制はありますが、窓口が細分化され、個人情報保護の壁などから十分な連携が取れていないため、保護者が相談先を戸惑う場合があります。
- 上記の各相談にワンストップで対応する窓口の設置がないため、特に発達障がいに関する相談などにおいて精神的な負担がかかり、相談自体に抵抗を感じる保護者がいることが考えられます。

このようなことから、発達障がいにおいて重要である、早期発見・早期療育につなげる体制が不十分であることが考えられます。

- 女性にとって不安な初めての妊娠について、特に問題がある場合を除き、すべての妊産婦の状況を把握し継続的にフォローしていく相談体制が十分ではありません。また、妊娠や出産について保健センターに届出がない場合は、新生児訪問などの支援につなげることができません。このため「望まない妊娠」などによる新生児への虐待を未然に防ぐためにも、どのような妊産婦の方でも将来にわたって安心して相談を受けられる場が必要です。

#### 今後の事業方針

- 「子ども支援室」は保健センターの下部組織として同センターの4階に設置します。
- 妊娠・出産・子育て（18歳までを対象）など、あらゆる相談に対応できるよう、保健師、保育士、臨床発達心理士を配置し、子育て支援の相談については、現在、社会福祉協議会に委託している子育て支援総合コーディネート事業を市直営として支援室に配置し、「かるがもネット」によるインターネットによる情報提供やメールによる相談も実施します。
- 体制について

- 保健センターで取り扱っている妊娠届の窓口を子ども支援室に移管し、保健師等による妊婦全員との面接により、家族状況、心配事、必要な支援等について相談記録を作成し、出産時及びそれ以後も健診等の機会により随時追加して個別ファイルを管理します。また、妊娠届時に「情報提供同意書」を提出していただき、子ども支援室と関係機関との相互情報提供を可能とすることで、より適切で継続的な支援を可能にします。
- 子ども支援室内に設置する庁内協議機関である療育支援会議を通じて、子ども支援室が相談から支援までの総合調整機能をはたします。
- 療育支援会議に「障害福祉サービス受給者証」発行に必要な専門的意見を付す権能を持たせ、早期療育へとつなげます。
- 相談によっては、さらに医療機関や療育専門機関などの意見を聞く必要があると考えられることから、これら専門機関等に相談できるネットワークの構築を図ります。また、上の子（兄・姉）の養育状況や特定妊婦による出産など、リスクが高いと考えられるケースについて、児童家庭課所管の要保護児童対策の窓口と連携して情報を共有し、切れ目ない支援の相談ができる窓口があることの安心感を与えることで虐待の未然防止に努めます。
- 保護者が気軽に利用できる地域子育て拠点における相談や情報提供のスキルを向上させるため、子育て支援総合コーディネーターが指導にあたり、地域連携に取り組むことで、子ども・子育て支援新制度における「利用者支援事業」の特定型から基本型への移行を図ります。
- 子ども支援室の設置時期は、平成 27 年 10 月設置を予定します。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 154 障がい児教育の推進      |      |    |
| 担当課      | 指導課、あさひセンター、保健センター | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高めています。
- 年間３回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図っています。
- 学校の要請により、スクールカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制づくりをサポートしています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 教育委員会主催の研修会を実施し、幼、小中学校の通常学級を含めた教員の専門性を高めました。
- 野田市特別支援教育連携協議会で、福祉と教育の連携上における成果と課題を協議しました。
- 学校の要請に応じ、スクールカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の体制づくりをサポートしました。
- ことば相談室親の会や、あさひ育成園及びこだま学園の 26 年度に就学予定児の保護者に対し、教育委員会及び特別支援学校の協力のもと、7 月に就学説明会を開催し、保護者からの就学相談等に応じ、就学に繋がるよう支援を実施しました。

#### 事業評価・課題

- 特別支援教育の研修会は、今後も各校や教育委員会主催で実施していく必要があります。
- 早期相談、支援に向け、福祉と教育の各相談活動の連携がさらに強化される必要があります。
- 学校の要請に応じ、スクールカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣することで、学校の体制づくりの充実が図られました。
- 就学予定児の殆どは、就学相談後、スムーズに進路を決定することができました。

#### 今後の事業方針

- 研修会により教員の専門性の向上を図ります。
- 年間３回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図ります。
- 学校の要請により、スクールカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制づくりをサポートします。
- 次年度の就学予定児の保護者に対し、就学説明会を教育委員会及び特別支援学校の協力を得て、あさひセンターで実施します。

|          |                              |      |    |
|----------|------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 155 障がい者の自立生活を目的とした施設への支援の充実 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉課                        | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 精神障害者共同作業所、小規模通所授産施設、小規模福祉作業所及び新体系に移行した地域活動支援センターにおいて、本市に居住している障がい者等の利用者数に応じて運営費を補助します。また、重度の障がい者が利用している場合は、重度加算分を補助しています。
- 鶴奉に次ぐ第二福祉ゾーンとして、船形地区に約 1 万坪の土地を確保し、民設・民営による障害者支援施設及び重症心身障害児施設の整備をするとともに、その一部の土地を社会福祉法人に貸与しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 地域活動支援センター 10 か所（市内 3・市外 7）に対して運営費を補助しました。
- 重症心身障害児施設の整備については、千葉県と東葛地域 6 市の協力により、柏市の病院を改修した「東葛医療福祉センター光陽園」の整備が進められ、平成 26 年 3 月に開所しました。市では建設に係る整備費用の一部を負担しました。

#### 事業評価・課題

- 各事業所に運営費等の補助金を交付することにより、利用者に対するサービスの向上と事業所運営が保たれています。
- 「東葛医療福祉センター光陽園」については、入所待機者が障害福祉サービスを継続して利用できるよう支援する必要があります。
- 第二福祉ゾーンについては、他の社会福祉施設用地としての土地利用を検討する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 運営費等の補助金を交付する事により事業所の利用者に対する支援の充実と促進を図り、市内の事業所においては更なる助言や指導を実施します。
- 「東葛医療福祉センター光陽園」については、入所待機者が障害福祉サービスを継続して利用できるよう支援する必要があります。
- 第二福祉ゾーンについては、他の社会福祉施設用地としての土地利用を検討します。

|          |                       |      |    |
|----------|-----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 156 障がいを持つ子どもの機能訓練の充実 |      |    |
| 担当課      | あさひ育成園                | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 各種専門的な研修会に参加し、職員の資質向上を図っています。

#### 【実績】

|                               | 平成 25 年度 |
|-------------------------------|----------|
| 施設内研修 摂食講習会（延べ人/年）            | 8        |
| 施設外研修 千葉県通園施設連絡協議会研究大会（人）     | 2        |
| 保護者参観講習会（人）                   | 4        |
| 母子保健推進協議会研修会（人）               | 1        |
| 障がい者の権利擁護（人）                  | 2        |
| 療育支援研修会（人）                    | 1        |
| 摂食嚥下講習会（人）                    | 1        |
| 野田保健所管内長期療養児療育研修会（人）          | 1        |
| エピペンに関する研修（人）                 | 1        |
| 重度・重症児(者) 医療・療育（基礎）講習会（延べ人/年） | 4        |

#### 事業評価・課題

- 園児に対し摂食指導を2日（休日）実施し、保護者立会いのもと、医師等による指導を行った。また、職員の資質向上のため、延べ25人の職員を研修等に参加させることができました。入園児の障害に合わせたリハビリテーション、療育及び保護者への療育支援を行うためには、指導にあたる職員の資質のより一層の向上を図り、園児の身体機能及び身体能力を伸ばしていくことが必要であることから、今後も職員の資質向上に努めます。

#### 今後の事業方針

- 医療型児童発達支援における支援のあり方について、職員のより一層の資質の向上を図る必要があることから、千葉県通園施設連絡協議会等が実施する研修に職員を参加させる等、発達支援の質の向上に努めます。

|          |                       |      |    |
|----------|-----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 157 障がいを持つ子どもの生活支援の充実 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉課                 | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等に係る支給決定を受けた障がい者で、指定居宅介護事業所において入浴、排せつ、食事の介護又は通院の介助のサービスを利用したときに要した費用の 9 割を支給しています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

- 障害福祉サービスの支給決定を受けた児童のうち、ホームヘルパー利用者は延べ 18 人で 223 時間利用。

#### 事業評価・課題

- 障がいのある人が地域の中で生活を送れるようにするため、障がい者それぞれのニーズに応じた在宅サービスの量的、質的な充実が必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 居宅介護事業者の拡充への支援をするとともに、真にサービスが必要な方にサービスを提供できるように努めます。

|          |                                                    |      |    |
|----------|----------------------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 158 施設サービスの充実（福祉型児童発達支援施設こだま学園、医療型児童発達支援施設あさひ育成園等） |      |    |
| 担当課      | こだま学園、あさひ育成園                                       | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 平成24年度の児童福祉法の改正により、こだま学園が福祉型児童発達支援センター、あさひ育成園が医療型児童発達支援センターに移行し、通所支援事業を行っています。対象は、いずれの園も就学前の児童とし、それぞれの児童毎に支援計画を作成し、集団生活の中で個々の目標が達成できるよう、日々において計画に基づいた支援を行っています。

#### 【実績】

|        | 平成25年度                                                                                                                         |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こだま学園  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童18人に対し発達支援を実施</li> <li>・療育相談を毎月2回実施（31件）</li> <li>・集団療育を毎月2回実施（11人、延べ90人）</li> </ul> |
| あさひ育成園 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童11人に対し発達支援を実施</li> <li>・療育相談を毎月2回実施（19件）</li> </ul>                                  |

#### 事業評価・課題

- 平成24年度の児童福祉法改正後の両園の支援について、こだま学園は福祉型児童発達支援センターに、あさひ育成園が医療型児童発達支援センターに移行し、従来から実施している通所支援については、現状の職員体制で充実した支援を行っています。
- 新制度では、両園とも児童発達支援事業において、児童発達支援管理責任者を置かなければならない施設であり、5年以上の経験年数を有する職員の確保が必須となっています。また、24年度からの3年間の猶予期間が終了し、27年4月からは保育所等訪問支援及び相談支援の事業の完全実事業化も加わり、児童発達支援センターとしてのさらなる機能強化を図る必要があります。これらの新たな事業を実施するためには、児童発達支援管理責任者と同様の経験を有する職員の配置が必要で、現状では経験豊富な職員を確保することは、非常に困難な状況にあります。これらの課題を踏まえ、事業運営について、市直営方式から指定管理者制度を導入した事業運営に切り替え、児童発達支援センターの機能及び体制の強化を図る必要があります。

#### 今後の事業方針

- 従来からの通所に係る事業については、両園とも継続的に実施していきます。
- 新制度で新たに付加された2つの事業については、27年度実施に向けて、事業の運営を市直営から指定管理者制度を導入した事業運営に切り替え、機能及び体制の強化を図り実施して行きます。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 159 福祉カー貸出事業の充実 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉協議会         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 障害者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバス）及び軽自動車の貸し出しを行いました。

#### 【実績】

（件）

|                        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 福祉カー貸出実績計              | 195      | 226      | 225      | 210      |
| ゆうあい号（ミニバス）            | 7        | 10       | 11       | 6        |
| たんぽぽ（軽自）<br>（1号・2号・3号） | 188      | 216      | 214      | 204      |

#### 事業評価・課題

- 周知広報に努める必要があります。

#### 今後の事業方針

- 障がい者・児及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るために実施します。

|          |                        |      |    |
|----------|------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 160 福祉用自動車（ワゴン車）の貸出の促進 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉協議会                | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 社会福祉の育成、向上を目的とする団体に対し、事業遂行上必要とする場合に福祉用自動車（ワゴン車）の貸し出しを行っています。

#### 【実績】

|           | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 施設貸出件数（件） | 8        | 31       | 5        | 0        |
| 団体貸出件数（件） | 18       | 11       | 9        | 11       |
| 合計        | 26       | 42       | 14       | 11       |

#### 事業評価・課題

- 利用件数が減少していることから、周知広報に努める必要があります。

#### 今後の事業方針

- 社会福祉の育成、向上を目的とする団体に対し、事業遂行上必要とする場合に貸出しを行います。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 161 車椅子等貸出事業の充実 |      |    |
| 担当課      | 社会福祉協議会         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 市民に対して無料で車椅子の貸し出しを行っています。

#### 【実績】

|          | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用延件数（件） | 747      | 649      | 641      | 546      |
| 貸出延日数（日） | 18,381   | 16,169   | 15,937   | 13,159   |

#### 事業評価・課題

- 経済的理由等で介護保険福祉用具貸与が利用できない市民の方についての一助となっているため、周知広報に努める必要があります。

#### 今後の事業方針

- 在宅介護者に対する支援事業として実施していきます。

## 第4章 基本目標3における施策・事業内容

基本目標3：地域の宝（子ども）の成長をみんなで支えられるように  
（子育て支援力の向上）

### 1 職業生活と家庭生活の両立の推進

家庭や地域の養育力の低下が指摘されている中、「子どもは地域の宝である」との考え方に立ち、子育ては地域全体が協力して行うことが重要です。

厳しい経済状況の中、子育てに関わる時間の確保の面からも「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要であり、企業への周知や、意識啓発のための県の施策との連携に取り組めます。

また、経済的自立が困難なひとり親家庭等について、就労支援など自立に向けた支援とともに、各種助成制度の適正な運用を図ります。

具体的な施策項目として、①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、②仕事と子育ての両立のための基盤整備、③ひとり親家庭等の自立支援の推進（再掲）の3項目を掲げ、取組を推進していきます。

## 1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活のバランスの調和の実現に向けて、育児休業や、男性の子育てへの参加を支援する事業主行動計画の策定などの取組が必要であるとともに、県の施策との連携による啓発などの施策に取組や、「野田市男女共同参画計画」に基づく「ワーク・ライフ・バランス」の視点に立った意識啓発を推進します。

また、ひとり親家庭を対象とした資格取得のための講座や女性のための就職活動講座の開催、経済的負担の軽減では、子ども医療費助成制度の対象年齢の拡大などに取り組みます。

|          |                                           |      |    |
|----------|-------------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 162 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進<br>【事業番号 101 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 男女共同参画課                                   | 事業区分 | 既存 |

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 163 雇用環境の整備・充実 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課、商工課      | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 野田地域職業訓練センターを活用した就業支援パソコン講習会による、ひとり親家庭の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、女性の就職活動支援講座の実施等により雇用環境の充実を図っています。

#### 【実績】（平成 25 年度）

|                                   |                                                                         |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 母子家庭等就業自立支援事業<br>＜就業支援パソコン講習会の実施＞ | 年 2 回開催(5 月開講コース/10 月開講コース)<br>合計 22 人受講<br>うち資格取得者 ワード 18 人・Excel 17 人 |
| 野田市雇用促進奨励金                        | 12 人に支給                                                                 |
| 女性のための就職活動支援講座                    | 4 人受講                                                                   |

#### 事業評価・課題

- 母子家庭等就業自立支援事業（就業支援パソコン講習会）については、受講生 22 人中、18 人が就職又は転職に向け資格を取得しました。
- 雇用促進奨励金制度や女性のための就職活動支援講座については、パンフレットやチラシ等により周知を図り、活用の促進に努める必要があります。

#### 今後の事業方針

- 母子家庭等就業自立支援事業については、就業実績等の事業効果を検証しながら、引き続きより効果的な講座の実施に努めます。
- 国の新たな施策を注視しつつ、雇用促進奨励金制度の周知や女性のための就職活動支援講座を実施し、就労支援に努めるとともに仕事と家庭の両立支援セミナーを実施し、雇用環境の整備・充実を図ります。
- ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ」の開催等を通じて雇用の確保に取り組みます。

|          |                       |      |    |
|----------|-----------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 164 社会教育における男女平等教育の推進 |      |    |
| 担当課      | 公民館                   | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 「男性の料理教室」等、男性の生活上の自立を図っていくための講座を公民館において開催しています。
- 引き続き、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図ります。さらには、調理実習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努めています。

#### 【実績】

|                  | 平成 25 年度 |         |
|------------------|----------|---------|
|                  | 開催回数（回）  | 利用者数（人） |
| 野田公民館「お父さんうどん打ち」 | 1        | 14      |
| 川間公民館「男の料理」      | 4        | （延べ）75  |
| 福田公民館「男の料理教室」    | 12       | （延べ）216 |

#### 事業評価・課題

- 参加者からは大変喜ばれており、多くのリピーターがありますが、一方で、一度も参加したことのない市民も多く、男女共同参画意識を醸成していくため、より一層の魅力的な講座とすることが必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図ります。また、調理実習に限らず、これまで主に女性が担ってきた家事等を男性にも楽しみながら学んでもらい、家庭での生活自立を支援する講座の開設を図ります。

|          |                    |      |    |
|----------|--------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 165 新制度における保育料の適正化 |      |    |
| 担当課      | 保育課                | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 保育所保育料については、国の徴収基準単価よりも軽減し、また、近隣市と比較しても低いものとなっています。額については平成 3 年度以降未改定であり、引き続き経済情勢を勘案するとともに、子ども・子育て支援新制度の利用者負担の仕組みを踏まえた対応に取り組めます。

#### 【実績】

- 徴収システムについては、平成 23 年度から保育料納入の利便性と安全の確保を図るために開始した口座振替制度の加入促進に努めました。

#### 事業評価・課題

- いまだ厳しい経済情勢が続いており、1 人当たりの保育料額も低下している中で、保育料の改定は難しい状況です。
- 平成 27 年度の新制度施行に伴い、施設型給付等にかかる利用者負担の仕組みに対応することが必要となっています。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、経済情勢及び国の施策の動向を注視する必要があります。また、新制度の施行に合わせて、短時間保育など新たな利用者負担の仕組みに対応していきます。

|          |                   |      |    |
|----------|-------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 166 子ども医療費助成制度の推進 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 子育て支援の一環として、小学 3 年生までの児童の通院・調剤費と中学 3 年生までの児童の入院にかかる医療費の一部を助成しています（通院 1 件、調剤 1 件、入院 1 日あたりの自己負担額 200 円）。
- 母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続きを行っています。

#### 【実績】

|           | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 支給申請件数（件） | 203,836  | 216,215  | 206,664  |

※ 平成 24 年 12 月より入院費について中学 3 年生まで拡大した。

#### 事業評価・課題

- 千葉県のこども医療費助成制度に基づき、通院・調剤費を小学 3 年生まで、入院費を中学 3 年生まで助成していた。市独自施策として自己負担額（県 300 円→市 200 円）と所得制限（県あり→市なし）について軽減措置を図り、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減に寄与してきました。
- 県内各市が競って実施する対象年齢の拡大（中学 3 年生迄助成）により、地域間で助成内容に格差が生じています。
- 通院・調剤費の助成対象年齢を中学 3 年生まで拡大した場合、現行の自己負担の条件で年間約 1 億 5 千万円程度の財源が新たに必要となり、大きな財政負担が生じると想定されます（平成 25 年度決算約 3 億 6 千 6 百万円）。

#### 今後の事業方針

- 現在の課題である地域格差解消の為、現行の小学 3 年生までの通院・調剤費の助成対象年齢を、中学 3 年生まで拡大して実施します。
- 拡大に伴い、受益者負担の原則、受益者の公平性の観点、制度の安定的な維持のため、通院・調剤費と入院にかかる医療費の自己負担額を全助成対象年齢で 300 円とします。なお、拡大分（小学 4 年生～中学 3 年生）も含め、引き続き所得制限は設けず、拡大のメリットを公平に享受できるようにします。（市町村民税・所得割非課税世帯までの所得制限は引き続き自己負担額ゼロ円）
- 助成対象年齢の拡大については、受給券の更新時期に合わせ、平成 27 年 8 月 1 日以降の診療分から実施します。
- 国に対しては、本制度は子育て世帯の経済的負担を軽減する趣旨から、全国共通の制度として国の責任において実施すべきこと、県に対しては、地域間の格差が生じている現状から、通院・調剤費についても中学 3 年生まで助成対象を拡大し、市町村への補助金の引き上げ（現行補助率 1/2 を 1/3 にする）を要望していきます。

|          |                 |      |    |
|----------|-----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 167 児童手当支給事業の推進 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課           | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前（15歳到達時後最初の3月31日）までの対象となる子どもを養育している方に児童手当を支給しています。

#### 【実績】（平成25年度）

|             |          |
|-------------|----------|
| 子ども手当延べ対象者数 | 24人      |
| 児童手当延べ対象者数  | 236,986人 |

※子ども手当については、平成25年度をもって制度が終了しました。

#### 事業評価・課題

- 制度を適正に運用し、児童手当を支給することにより、児童の健やかな成長に寄与しました。
- 受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても、届出を怠るなどにより受給を続けるケースがあります。返還金が生じた場合は、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画を履行するように対応していく必要があります。

#### 今後の事業方針

- 児童手当について、引き続き制度の周知に努めて適切な運営をしていきます。

|          |                                   |      |    |
|----------|-----------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 168 新制度への移行を踏まえた私立幼稚園就園奨励費補助事業の推進 |      |    |
| 担当課      | 学校教育課                             | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 私立幼稚園に就園させている保護者の所得状況に応じて、経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図っています。

#### 【実績】

|            | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 国庫補助対象者（件） | 1,375    | 1,744    | 1,687    | 1,618    |
| 市単独分対象者（件） | 408      | 398      | 433      | 413      |

- ・ 国庫補助対象者 1,618 件

#### 事業評価・課題

- 私立幼稚園就園にかかる経済的負担の軽減に寄与しています。
- 市単独補助金については、私立幼稚園の役割を勘案しつつ実施する必要があります。
- 子ども・子育て支援新制度における施設型給付への私立幼稚園の移行状況を注視する必要があります。

#### 今後の事業方針

- 新制度の施設型給付に移行しない私立幼稚園に就園させている保護者について所得状況に応じて経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図るため継続して実施します。
- 施設型給付に移行する私立幼稚園の状況により市単独補助金のあり方を検討します。

|          |                |      |    |
|----------|----------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 169 各種奨学金制度の推進 |      |    |
| 担当課      | 学校教育課          | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 野田市育英資金貸与事業として、野田市に 1 年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額 1 万 5 千円を、就学期間中貸与しています。なお、償還は卒業後 5 年以内で、無利息となっています。

#### 【実績】

|       |        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------|--------|----------|----------|----------|----------|
| 新規利用者 | 高校等（人） | 0        | 0        | 0        | 0        |
|       | 大学等（人） | 7        | 3        | 7        | 5        |
|       | 計（人）   | 7        | 3        | 7        | 5        |
| 継続利用者 | 高校等（人） | 9        | 6        | 0        | 0        |
|       | 大学等（人） | 14       | 19       | 14       | 12       |
|       | 計（人）   | 23       | 25       | 14       | 12       |

#### 事業評価・課題

- 経済的な理由により進学や就学が困難な方に対し、教育を受ける機会を守り、有用な人材を育成する一助とすることができました。

#### 今後の事業方針

- 今後も引き続き、制度の周知を図りながら実施してまいります。

|          |               |      |    |
|----------|---------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 170 就学援助制度の推進 |      |    |
| 担当課      | 学校教育課         | 事業区分 | 既存 |

#### 事業の内容・実績

- 経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図っています。

#### 【実績】

| 就学援助制度利用者数 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校（人）     | 666      | 738      | 738      | 699      |
| 中学校（人）     | 383      | 384      | 373      | 389      |

| 要保護・準要保護児童生徒数 | 平成 25 年度 |
|---------------|----------|
| 小学校（人）        | 718      |
| 中学校（人）        | 405      |
| 合計（人）         | 1,123    |

#### 事業評価・課題

- 厳しい経済状況に伴い、多くの児童生徒へ援助を実施しました。
- 制度の周知を図る一方で、認定者のプライバシー保護に十分配慮した運用が求められています。

#### 今後の事業方針

- 引き続き、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

## 2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」に掲げた施策を推進します。

|          |                                 |      |    |
|----------|---------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 171 雇用環境の整備・充実<br>【事業番号 163 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課、商工課                       | 事業区分 | 既存 |

|          |                                                               |      |    |
|----------|---------------------------------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 172 「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」<br>【事業番号 8 から 30 まで 参照】 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課、保育課                                                     | 事業区分 | 既存 |

### 3) ひとり親家庭等の自立支援の推進 【再掲】

厳しい生活環境にあり、経済的な自立が必要なひとり親家庭が豊かな家庭生活が送れるよう、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、就労支援や居住支援など総合的な施策を推進していきます。

|          |                                                |      |    |
|----------|------------------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 173 ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実<br>【事業番号 142 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                                          | 事業区分 | 既存 |

|          |                                      |      |    |
|----------|--------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 174 ひとり親家庭等の就労支援の拡充<br>【事業番号 143 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                                | 事業区分 | 既存 |

|          |                                       |      |    |
|----------|---------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 175 ひとり親家庭等の子育て支援の充実<br>【事業番号 144 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                                 | 事業区分 | 既存 |

|          |                                     |      |    |
|----------|-------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 176 ひとり親家庭等の居住支援の充実<br>【事業番号 87 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 建築指導課                               | 事業区分 | 既存 |

|          |                                             |      |    |
|----------|---------------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 177 ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実<br>【事業番号 146 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                                       | 事業区分 | 既存 |

|          |                                       |      |    |
|----------|---------------------------------------|------|----|
| 事業番号・事業名 | 178 ひとり親家庭等の経済的支援の充実<br>【事業番号 147 再掲】 |      |    |
| 担当課      | 児童家庭課                                 | 事業区分 | 既存 |

## 第5章 【付帯資料】事業番号順検索表

事業番号順の検索表を用意しましたのでご活用ください。

### 基本目標 1 すべての人が安心して楽しく子育てができるように(家庭養育力の回復・向上)

#### 1 幼児期における学校教育及び保育の充実

##### 1) 教育・保育の量の確保

|        |                      |           |    |      |
|--------|----------------------|-----------|----|------|
| 事業番号 1 | 低年齢児の受入れ体制整備促進       | 保育課       | 既存 | P 63 |
| 事業番号 2 | 保育所の施設整備の推進          | 保育課       | 既存 | P 64 |
| 事業番号 3 | 駅前保育の整備              | 保育課       | 既存 | P 65 |
| 事業番号 4 | 産休・育休明け保育の円滑な利用の確保   | 保育課       | 既存 | P 66 |
| 事業番号 5 | 新制度における事業所内託児施設の設置促進 | 保育課       | 既存 | P 67 |
| 事業番号 6 | 新制度における幼稚園の預かり保育の拡充  | 学校教育課、保育課 | 既存 | P 68 |

##### 2) 教育・保育の質の改善

|        |                |     |    |      |
|--------|----------------|-----|----|------|
| 事業番号 7 | 3歳児の保育士配置基準の改善 | 保育課 | 新規 | P 70 |
|--------|----------------|-----|----|------|

#### 2 地域における子育ての支援

##### 1) 地域における子育て支援サービスの充実

|         |                        |         |    |      |
|---------|------------------------|---------|----|------|
| 事業番号 8  | 乳児家庭全戸訪問事業             | 保健センター  | 既存 | P 73 |
| 事業番号 9  | 訪問型一時保育事業              | 児童家庭課   | 既存 | P 74 |
| 事業番号 10 | 育児支援家庭訪問事業             | 児童家庭課   | 既存 | P 75 |
| 事業番号 11 | ファミリー・サポート・センター事業      | 児童家庭課   | 既存 | P 76 |
| 事業番号 12 | 充実した学童保育サービスの提供        | 児童家庭課   | 既存 | P 77 |
| 事業番号 13 | 新制度への対応と学童保育所の受入れ体制の整備 | 児童家庭課   | 既存 | P 78 |
| 事業番号 14 | 学童保育所の施設環境整備の推進        | 児童家庭課   | 既存 | P 79 |
| 事業番号 15 | 病児・病後児保育の充実            | 保育課     | 既存 | P 80 |
| 事業番号 16 | 一時預かり事業の拡充             | 保育課     | 既存 | P 81 |
| 事業番号 17 | 子育てサロン事業の充実            | 児童家庭課   | 既存 | P 82 |
| 事業番号 18 | つどいの広場事業の充実            | 児童家庭課   | 既存 | P 84 |
| 事業番号 19 | 地域子育て支援センターの整備         | 保育課     | 既存 | P 85 |
| 事業番号 20 | 巡回相談等による相談支援体制の充実      | 児童家庭課   | 既存 | P 86 |
| 事業番号 21 | 公民館での電話及び面接相談の実施       | 公民館     | 既存 | P 87 |
| 事業番号 22 | 心配ごと相談事業の充実            | 社会福祉協議会 | 既存 | P 88 |
| 事業番号 23 | 子育て支援総合コーディネート事業       | 児童家庭課   | 既存 | P 89 |

##### 2) 保育サービスの充実

|         |         |     |    |      |
|---------|---------|-----|----|------|
| 事業番号 24 | 延長保育の充実 | 保育課 | 既存 | P 91 |
| 事業番号 25 | 休日保育の充実 | 保育課 | 既存 | P 92 |

|                   |                                    |                       |    |      |
|-------------------|------------------------------------|-----------------------|----|------|
| 事業番号 26           | 病児・病後児保育の充実【事業番号 15 再掲】            | 保育課                   | 既存 | P 93 |
| 事業番号 27           | 新制度における幼稚園の預かり保育の拡充<br>【事業番号 6 再掲】 | 学校教育課<br>保育課          | 既存 | P 93 |
| 事業番号 28           | 求職者子育て支援サービス                       | 保育課                   | 新規 | P 94 |
| 事業番号 29           | 保育所の耐震補強の実施                        | 保育課                   | 新規 | P 95 |
| 事業番号 30           | 保育環境向上のための施設整備の推進                  | 保育課                   | 既存 | P 96 |
| 3) 子育て支援ネットワークづくり |                                    |                       |    |      |
| 事業番号 31           | 子育てに関する意識啓発の推進                     | 児童家庭課                 | 既存 | P 98 |
| 事業番号 32           | 子育て世帯への情報提供                        | 児童家庭課                 | 既存 | P 99 |
| 4) 児童の健全育成        |                                    |                       |    |      |
| 事業番号 33           | 高齢者と保育所の子どものふれあい活動の<br>充実          | 保育課<br>社会福祉協議会        | 既存 | P101 |
| 事業番号 34           | 主任児童委員・児童委員活動の充実                   | 社会福祉課                 | 既存 | P102 |
| 事業番号 35           | 青少年相談員活動の充実                        | 青少年課                  | 既存 | P103 |
| 事業番号 36           | 少年非行対策等の充実                         | 青少年課                  | 既存 | P105 |
| 事業番号 37           | 友だちづくり推進事業の推進                      | 青少年課                  | 既存 | P106 |
| 事業番号 38           | 世代間交流事業の充実                         | 青少年課<br>指導課           | 既存 | P107 |
| 事業番号 39           | こどもまつりの充実                          | 青少年課                  | 既存 | P108 |
| 事業番号 40           | 子ども館の機能の充実                         | 児童家庭課                 | 既存 | P109 |
| 事業番号 41           | プレーパーク活動への支援                       | 児童家庭課                 | 新規 | P110 |
| 事業番号 42           | 育児サークル活動の充実                        | 児童家庭課<br>保育課          | 既存 | P111 |
| 事業番号 43           | ブックスタートの推進                         | 興風図書館<br>社会福祉課        | 既存 | P112 |
| 事業番号 44           | 街区公園等その他の都市公園及び児童遊園<br>の整備促進       | みどりと水のまちづくり課<br>社会福祉課 | 既存 | P113 |
| 事業番号 45           | 保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体<br>育館等の開放促進   | 保育課<br>学校教育課          | 既存 | P114 |
| 事業番号 46           | 公立幼稚園の機能の充実                        | 指導課                   | 既存 | P115 |
| 事業番号 47           | 子ども会育成連絡協議会活動の充実のため<br>の施策の推進      | 青少年課                  | 既存 | P116 |
| 事業番号 48           | あおいそら運動推進委員会活動の充実のため<br>の施策の推進     | 青少年課                  | 既存 | P117 |
| 事業番号 49           | 野田レクリエーション協会活動の充実のため<br>の施策の推進     | 青少年課                  | 既存 | P118 |
| 事業番号 50           | 子育て支援団体の活動充実のための施策の<br>推進          | 社会教育課                 | 既存 | P119 |

|                          |                                 |                      |    |      |
|--------------------------|---------------------------------|----------------------|----|------|
| 事業番号 51                  | 野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進      | 社会教育課                | 既存 | P120 |
| 事業番号 52                  | 野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進       | 社会体育課                | 既存 | P121 |
| 事業番号 53                  | 野田市体育協会活動の充実のための施策の推進           | 社会体育課                | 既存 | P122 |
| 事業番号 54                  | ボーイスカウト、ガールスカウト活動の充実のための施策の推進   | 青少年課                 | 既存 | P123 |
| 事業番号 55                  | スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進           | 社会体育課                | 既存 | P124 |
| 事業番号 56                  | 社会福祉協議会の体制強化                    | 社会福祉協議会              | 既存 | P125 |
| 事業番号 57                  | 性に関する啓発活動の充実                    | 保健センター               | 既存 | P126 |
| 事業番号 58                  | 性教育の充実                          | 指導課                  | 既存 | P127 |
| 事業番号 59                  | 人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について    | 人権施策推進課              | 既存 | P128 |
| 事業番号 60                  | いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備 | 指導課<br>児童家庭課<br>青少年課 | 既存 | P130 |
| 事業番号 61                  | 一日体験保育の充実                       | 保育課                  | 既存 | P131 |
| 事業番号 62                  | 岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流         | 指導課<br>高齢者福祉課        | 既存 | P132 |
| 3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 |                                 |                      |    |      |
| 1) 子どもや母親の健康の確保          |                                 |                      |    |      |
| 事業番号 63                  | 妊婦・乳児一般健康診査の促進                  | 保健センター               | 既存 | P135 |
| 事業番号 64                  | 妊産婦・新生児訪問指導の充実                  | 保健センター               | 既存 | P136 |
| 事業番号 65                  | 保健推進員活動の充実                      | 保健センター               | 既存 | P137 |
| 事業番号 66                  | 保健師の適正な人員配置                     | 保健センター               | 既存 | P138 |
| 事業番号 67                  | 乳幼児健康診査の促進                      | 保健センター               | 既存 | P139 |
| 事業番号 68                  | 母子健康教育(母子健康手帳の交付)の充実            | 保健センター               | 既存 | P140 |
| 事業番号 69                  | 両親学級の充実                         | 保健センター               | 既存 | P141 |
| 事業番号 70                  | 親子教室の充実・育児相談の充実                 | 保健センター               | 既存 | P143 |
| 事業番号 71                  | 健康づくり実践活動事業(健康づくりフェスティバル等)の推進   | 保健センター               | 既存 | P144 |
| 事業番号 72                  | 乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進    | 保健センター               | 既存 | P145 |
| 事業番号 73                  | 育児学級の開設                         | 保健センター               | 既存 | P146 |
| 事業番号 74                  | 口腔衛生指導の充実                       | 保健センター               | 既存 | P147 |
| 事業番号 75                  | 予防接種の推進                         | 保健センター               | 既存 | P148 |

|                   |                              |                                   |    |      |
|-------------------|------------------------------|-----------------------------------|----|------|
| 事業番号 76           | 医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化      | 保健センター                            | 既存 | P149 |
| 事業番号 77           | 母子等医療費の助成の推進                 | 保健センター                            | 既存 | P150 |
| 事業番号 78           | 健康教育の充実                      | 保健センター                            | 既存 | P151 |
| 2) 食育の推進          |                              |                                   |    |      |
| 事業番号 79           | おやこの食育教室の充実                  | 保健センター                            | 既存 | P153 |
| 事業番号 80           | 食育講座の充実                      | 保健センター                            | 新規 | P154 |
| 事業番号 81           | 講習会、講演会の充実                   | 保育課                               | 既存 | P155 |
| 事業番号 82           | 食生活改善推進員活動の充実                | 保健センター                            | 既存 | P156 |
| 3) 思春期保健対策の充実     |                              |                                   |    |      |
| 事業番号 83           | 性に関する啓発活動の充実<br>【事業番号 57 再掲】 | 保健センター                            | 既存 | P159 |
| 事業番号 84           | 性教育の充実<br>【事業番号 58 再掲】       | 指導課                               | 既存 | P159 |
| 事業番号 85           | 薬物乱用防止対策事業の推進                | 学校教育課<br>保健センター                   | 既存 | P160 |
| 4) 小児医療の充実        |                              |                                   |    |      |
| 事業番号 86           | 休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底           | 保健センター                            | 既存 | P162 |
| 4 子育てを支援する生活環境の整備 |                              |                                   |    |      |
| 1) 良質な住宅の確保       |                              |                                   |    |      |
| 事業番号 87           | ひとり親家庭等の居住支援の充実              | 建築指導課                             | 既存 | P165 |
| 2) 良好な居住環境の確保     |                              |                                   |    |      |
| 事業番号 88           | 街路樹管理事業の推進                   | みどりと水のまちづくり課                      | 既存 | P167 |
| 事業番号 89           | 市民の森保全事業の推進                  | みどりと水のまちづくり課                      | 既存 | P168 |
| 事業番号 90           | 公共施設等植栽事業の推進                 | みどりと水のまちづくり課                      | 既存 | P169 |
| 事業番号 91           | みどりのふるさとづくりの推進               | みどりと水のまちづくり課                      | 既存 | P170 |
| 3) 安全な道路交通環境の整備   |                              |                                   |    |      |
| 事業番号 92           | 子どもに配慮した交通安全対策の推進            | 市民生活課、管理課、指導課                     | 既存 | P172 |
| 4) 安心して外出できる環境の整備 |                              |                                   |    |      |
| 事業番号 93           | 道路パトロールによるバリアフリー化の推進         | 社会福祉課                             | 既存 | P174 |
| 事業番号 94           | 子育て世帯にやさしい設備の整備              | 児童家庭課                             | 既存 | P175 |
| 事業番号 95           | 子育て世帯への情報提供<br>【事業番号 32 再掲】  | 児童家庭課                             | 既存 | P176 |
| 事業番号 96           | 公共交通機関のバリアフリー化の推進            | 企画調整課、道路建設課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所 | 既存 | P177 |

|                                    |                                                 |                   |    |      |
|------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------|----|------|
| 5)安全・安心まちづくりの推進等                   |                                                 |                   |    |      |
| 事業番号 97                            | 防犯灯等の防犯設備整備の推進                                  | 市民生活課             | 既存 | P179 |
| 事業番号 98                            | 防犯に関する広報啓発の推進等                                  | 市民生活課             | 既存 | P180 |
| 基本目標2 すべての子どもが毎日明るく健やかに学び、成長できるように |                                                 |                   |    |      |
| 1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備         |                                                 |                   |    |      |
| 1)次代の親の育成                          |                                                 |                   |    |      |
| 事業番号 99                            | 家庭教育に関する意識の醸成                                   | 保育課<br>指導課        | 既存 | P183 |
| 事業番号 100                           | 中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供                         | 保育課<br>指導課        | 既存 | P184 |
| 事業番号 101                           | 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進                            | 男女共同参画課           | 既存 | P185 |
| 事業番号 102                           | 学校教育における男女平等教育の推進                               | 指導課<br>男女共同参画課    | 既存 | P187 |
| 事業番号 103                           | 学校での子育て意識の啓発                                    | 指導課<br>社会教育課      | 既存 | P188 |
| 2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備        |                                                 |                   |    |      |
| 事業番号 104                           | 確かな学力の向上                                        | 指導課               | 既存 | P190 |
| 事業番号 105                           | いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備<br>【事業番号 60 再掲】 | 指導課、児童家庭課<br>青少年課 | 既存 | P191 |
| 事業番号 106                           | 教育相談、指導体制の充実                                    | 指導課               | 既存 | P192 |
| 事業番号 107                           | 体験学習等教育内容の充実                                    | 指導課               | 既存 | P193 |
| 事業番号 108                           | 学校外体験活動の推進                                      | 公民館               | 既存 | P194 |
| 事業番号 109                           | 国際理解教育の推進                                       | 指導課               | 既存 | P196 |
| 事業番号 110                           | 文化センター事業の充実                                     | 文化センター            | 既存 | P197 |
| 事業番号 111                           | 子ども放送局事業への参加                                    | 文化センター            | 既存 | P198 |
| 事業番号 112                           | 子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実                       | 社会教育課、社会体育課、青少年課  | 既存 | P199 |
| 事業番号 113                           | 学校保健教育の推進                                       | 学校教育課             | 既存 | P201 |
| 事業番号 114                           | 外部指導者を活用した運動部活動の充実                              | 指導課               | 既存 | P202 |
| 事業番号 115                           | 学校評議員制度の充実                                      | 学校教育課             | 既存 | P203 |
| 事業番号 116                           | 幼稚園の施設整備の推進                                     | 教育総務課             | 既存 | P204 |
| 事業番号 117                           | 学校施設整備の推進                                       | 教育総務課             | 既存 | P205 |
| 事業番号 118                           | 公立幼稚園の機能の充実<br>【事業番号 46 再掲】                     | 指導課               | 既存 | P207 |
| 事業番号 119                           | 保育所・幼稚園・小学校との連携強化                               | 指導課<br>保育課        | 既存 | P208 |

### 3) 家庭や地域の教育力の向上

|          |                                     |                   |    |      |
|----------|-------------------------------------|-------------------|----|------|
| 事業番号 120 | 家庭教育学級の整備、充実                        | 公民館               | 既存 | P210 |
| 事業番号 121 | 世代間交流事業の充実【事業番号 38 再掲】              | 青少年課<br>指導課       | 既存 | P211 |
| 事業番号 122 | 岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流【事業番号 62 再掲】 | 指導課<br>高齢者福祉課     | 既存 | P211 |
| 事業番号 123 | 野田市総合公園の整備                          | 社会体育課             | 既存 | P212 |
| 事業番号 124 | 野田市スポーツ公園の整備                        | みどりと水のまちづくり課      | 既存 | P213 |
| 事業番号 125 | 春風館道場の整備                            | 社会体育課             | 既存 | P214 |
| 事業番号 126 | キャリア教育を通しての地域教育力の向上                 | 指導課<br>商工課<br>保育課 | 既存 | P215 |

### 4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

|          |                |         |    |      |
|----------|----------------|---------|----|------|
| 事業番号 127 | 青少年センターの機能の充実  | 青少年センター | 既存 | P217 |
| 事業番号 128 | 青少年問題行動防止活動の推進 | 青少年センター | 既存 | P218 |
| 事業番号 129 | 情報モラル教育の推進     | 指導課     | 既存 | P219 |

## 2 子ども等の安全の確保

### 1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

|          |                      |         |    |      |
|----------|----------------------|---------|----|------|
| 事業番号 130 | 「親子の交通安全大会」への参加の呼びかけ | 市民生活課   | 既存 | P222 |
| 事業番号 131 | チャイルドシート着用の推進        | 市民生活課   | 既存 | P223 |
| 事業番号 132 | チャイルドシート貸出事業の推進      | 社会福祉協議会 | 既存 | P224 |

### 2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

|          |                                                      |                      |    |      |
|----------|------------------------------------------------------|----------------------|----|------|
| 事業番号 133 | 青少年の消費者問題対策の推進                                       | 市民生活課<br>青少年課        | 既存 | P226 |
| 事業番号 134 | 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施                    | 市民生活課<br>指導課<br>青少年課 | 既存 | P227 |
| 事業番号 135 | 子どもに配慮した防災対策の推進                                      | 市民生活課<br>指導課<br>保育課  | 既存 | P230 |
| 事業番号 136 | 学校付近や通学路等における関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進及びスクールサポーター制度の活用 | 指導課                  | 既存 | P232 |

### 3) 被害にあった子どもの保護の推進

|          |                 |           |    |      |
|----------|-----------------|-----------|----|------|
| 事業番号 137 | 被害にあった子どもの保護の推進 | 児童家庭課、指導課 | 既存 | P234 |
|----------|-----------------|-----------|----|------|

## 3 要保護児童などへの対応などきめ細かな取組の推進

### 1) 児童虐待防止対策の充実

|          |             |           |    |      |
|----------|-------------|-----------|----|------|
| 事業番号 138 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童家庭課、指導課 | 既存 | P237 |
|----------|-------------|-----------|----|------|

## 2) 立入り調査や一時保護の実施、重大事例の検証における県との連携

|          |                     |       |    |      |
|----------|---------------------|-------|----|------|
| 事業番号 139 | 千葉県柏児童相談所との情報の交換、連携 | 児童家庭課 | 既存 | P240 |
|----------|---------------------|-------|----|------|

## 3) 発生予防、早期発見、早期対応等

|          |                           |                 |    |      |
|----------|---------------------------|-----------------|----|------|
| 事業番号 140 | 要支援家庭の早期発見、早期対応           | 保健センター<br>児童家庭課 | 既存 | P242 |
| 事業番号 141 | 乳児家庭全戸訪問事業<br>【事業番号 8 再掲】 | 保健センター          | 既存 | P243 |

## 4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

|          |                                 |       |    |      |
|----------|---------------------------------|-------|----|------|
| 事業番号 142 | ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実       | 児童家庭課 | 既存 | P245 |
| 事業番号 143 | ひとり親家庭等の就労支援の拡充                 | 児童家庭課 | 既存 | P247 |
| 事業番号 144 | ひとり親家庭等の子育て支援の充実                | 児童家庭課 | 既存 | P249 |
| 事業番号 145 | ひとり親家庭等の居住支援の充実<br>【事業番号 87 再掲】 | 建築指導課 | 既存 | P250 |
| 事業番号 146 | ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実          | 児童家庭課 | 既存 | P251 |
| 事業番号 147 | ひとり親家庭等の経済的支援の充実                | 児童家庭課 | 既存 | P252 |

## 5) 障がい児施策の推進

|          |                                                 |                                 |    |      |
|----------|-------------------------------------------------|---------------------------------|----|------|
| 事業番号 148 | 心身障がい等についての意識の啓発                                | 社会福祉課                           | 既存 | P254 |
| 事業番号 149 | 障がいを持つ子どもの社会参加の促進                               | 社会福祉課                           | 既存 | P255 |
| 事業番号 150 | 障がいを持つ子どもの相談・指導・支援体制の充実                         | 社会福祉課                           | 既存 | P256 |
| 事業番号 151 | 心理相談・ことばの相談の充実                                  | 保健センター                          | 既存 | P257 |
| 事業番号 152 | ことば相談室の機能の充実                                    | 保育課                             | 既存 | P258 |
| 事業番号 153 | 子ども支援室による支援の充実                                  | 保健センター<br>児童家庭課<br>社会福祉課<br>指導課 | 新規 | P259 |
| 事業番号 154 | 障がい児教育の推進                                       | 指導課<br>あさひセンター<br>保健センター        | 既存 | P261 |
| 事業番号 155 | 障がい者の自立生活を目的とした施設への支援の充実                        | 社会福祉課                           | 既存 | P262 |
| 事業番号 156 | 障がいを持つ子どもの機能訓練の充実                               | あさひ育成園                          | 既存 | P263 |
| 事業番号 157 | 障がいを持つ子どもの生活支援の充実                               | 社会福祉課                           | 既存 | P264 |
| 事業番号 158 | 施設サービスの充実(福祉型児童発達支援施設こだま学園、医療型児童発達支援施設あさひ育成園等)) | こだま学園<br>あさひ育成園                 | 既存 | P265 |

|                                                   |                                                 |              |    |      |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|----|------|
| 事業番号 159                                          | 福祉カー貸出事業の充実                                     | 社会福祉協議会      | 既存 | P266 |
| 事業番号 160                                          | 福祉用自動車(ワゴン車)の貸出の促進                              | 社会福祉協議会      | 既存 | P267 |
| 事業番号 161                                          | 車椅子等貸出事業の充実                                     | 社会福祉協議会      | 既存 | P268 |
| <b>基本目標3 地域の宝(子ども)の成長をみんなで支えられるように(子育て支援力の向上)</b> |                                                 |              |    |      |
| <b>1 職業生活と家庭生活の両立の推進</b>                          |                                                 |              |    |      |
| <b>1)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</b>                   |                                                 |              |    |      |
| 事業番号 162                                          | 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進【事業番号 101 再掲】               | 男女共同参画課      | 既存 | P271 |
| 事業番号 163                                          | 雇用環境の整備・充実                                      | 児童家庭課、商工課    | 既存 | P272 |
| 事業番号 164                                          | 社会教育における男女平等教育の推進                               | 公民館          | 既存 | P273 |
| 事業番号 165                                          | 新制度における保育料の適正化                                  | 保育課          | 既存 | P274 |
| 事業番号 166                                          | 子ども医療費助成制度の推進                                   | 児童家庭課        | 既存 | P275 |
| 事業番号 167                                          | 児童手当支給事業の推進                                     | 児童家庭課        | 既存 | P276 |
| 事業番号 168                                          | 新制度への移行を踏まえた私立幼稚園就園奨励費補助事業の推進                   | 学校教育課        | 既存 | P277 |
| 事業番号 169                                          | 各種奨学金制度の推進                                      | 学校教育課        | 既存 | P278 |
| 事業番号 170                                          | 就学援助制度の推進                                       | 学校教育課        | 既存 | P279 |
| <b>2)仕事と子育ての両立のための基盤整備</b>                        |                                                 |              |    |      |
| 事業番号 171                                          | 雇用環境の整備・充実【事業番号 163 再掲】                         | 児童家庭課<br>商工課 | 既存 | P281 |
| 事業番号 172                                          | 「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」【事業番号 8～30 参照】 | 児童家庭課<br>保育課 | 既存 | P281 |
| <b>3)ひとり親家庭等の自立支援の推進【再掲】</b>                      |                                                 |              |    |      |
| 事業番号 173                                          | ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実【事業番号 142 再掲】          | 児童家庭課        | 既存 | P283 |
| 事業番号 174                                          | ひとり親家庭等の就労支援の拡充【事業番号 143 再掲】                    | 児童家庭課        | 既存 | P283 |
| 事業番号 175                                          | ひとり親家庭等の子育て支援の充実【事業番号 144 再掲】                   | 児童家庭課        | 既存 | P283 |
| 事業番号 176                                          | ひとり親家庭等の居住支援の充実【事業番号 87 再掲】                     | 建築指導課        | 既存 | P283 |
| 事業番号 177                                          | ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実【事業番号 146 再掲】             | 児童家庭課        | 既存 | P283 |
| 事業番号 178                                          | ひとり親家庭等の経済的支援の充実【事業番号 147 再掲】                   | 児童家庭課        | 既存 | P283 |

## ■資料編

# 1 野田市児童福祉審議会条例

昭和52年4月1日

野田市条例第11号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

改正 平成12年3月31日条例第11号

平成18年9月29日条例第33号

平成24年7月13日条例第18号

平成25年6月28日条例第33号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野田市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項について調査審議し、答申すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、野田市エンゼルプランの策定及び見直しに関する事項について調査審議し、答申すること。
- (3) 児童の福祉に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (4) 野田市エンゼルプランの推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

(平25条例33・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童委員
- (2) 児童福祉関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

(4) 公募に応じた市民

(5) その他市長が必要と認めた者

(平18条例33・平24条例18・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平24条例18・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の改正)

2 野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例（昭和26年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第34号を第35号とし、第33号の次に次の1号を加える。

(34) 野田市児童福祉審議会委員

附 則（平成12年3月31日野田市条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の野田市児童福祉審議会条例第3条第2項の規定により、平成13年5月9日までの間に委嘱された同項第3号及び第4号の委員の任期は、同日までとする。

附 則（平成18年9月29日野田市条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（任期の特例）

- 3 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市児童福祉審議会の委員の任期は、第6条の規定による改正後の野田市児童福祉審議会条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）から（5）まで 略

（6） 第8条の規定 平成25年5月10日

附 則（平成25年6月28日野田市条例第33号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

## 2 野田市児童福祉審議会委員名簿

任期：平成25年5月10日～平成27年5月9日

| 野田市児童福祉審議会条例<br>第3条に基づく区分 | 氏 名                   | 所 属                       |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 第1号 児童委員                  | と べ あつこ<br>戸邊 敦子      | 野田市民生委員児童委員協議会            |
| 第2号 児童福祉関係団体の代表者          | ○ う さ み せつこ<br>宇佐見 節子 | 野田市母子寡婦福祉会                |
|                           | えがら あやこ<br>荏柄 綾子      | 幼稚園類似施設                   |
|                           | いいつか ゆうこ<br>飯塚 祐子     | 野田市青少年問題協議会委員             |
|                           | き な せ くみつ<br>木名瀬 訓光   | 野田市青少年相談員連絡協議会            |
|                           | そめや まさる<br>染谷 優       | 野田市子ども会育成連絡協議会            |
|                           | かみだか ひろこ<br>上高 弘子     | 野田市立学童保育所保護者会協議会          |
|                           | ふかせ さとこ<br>深瀬 理子      | 野田市立保育所保護者会連合会            |
|                           | ◎ ふじい ひろし<br>藤井 浩     | 野田市社会福祉協議会                |
| 第3号 学識経験者                 | おかだ かずよし<br>岡田 一 芳    | 野田市医師会                    |
|                           | おざわ ひろお<br>小澤 弘夫      | 野田市小中学校長会                 |
|                           | もりやま なおと<br>森山 直人     | 柏児童相談所                    |
|                           | ふるはし かずお<br>古橋 和夫     | 聖徳大学                      |
|                           | も ぎ いずみ<br>茂木 泉       | 野田地区私立幼稚園協会               |
| 第4号 公募に応じた市民              | すすき<br>鈴木 みどり         |                           |
| 第5号 その他市長が必要と認めた者         | じつはら こういち<br>實原 浩 一   | 松戸公共職業安定所野田出張所            |
|                           | ほしの あさじ<br>星野 浅治      | 野田市自治会連合会                 |
|                           | ふるや ま ゆ み<br>古屋 真由美   | 特定非営利活動法人                 |
|                           | あらまき さちこ<br>荒巻 幸子     | 野田商工会議所女性会                |
|                           | やまだ のりこ<br>山田 典子      | 連合千葉東葛地域協議会<br>野田・流山地区連絡会 |

◎は会長、○は副会長（敬称略）

### 3 野田市エンゼルプラン庁内連絡会設置要綱

#### 1. 設置

野田市エンゼルプランの各施策体系に基づき、事業の進行管理や意見交換ができるよう連携強化を図り、総合的な取り組みの推進を図ることを目的として、野田市エンゼルプラン庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

#### 2. 所掌事務

庁内連絡会は、次に掲げる事務を行う。

- （１）野田市エンゼルプランの施策の進行管理に関すること。
- （２）野田市エンゼルプランの事業実施の調整に関すること。
- （３）野田市エンゼルプランの推進に関わる情報、意見交換に関すること。
- （４）野田市エンゼルプランの見直しに関すること。

#### 3. 組織

庁内連絡会は、次に掲げる職にあるものをもって組織し、必要に応じ変更するものとする。

児童家庭部長、児童家庭部次長、企画調整課長、秘書広報課長、財政課長、総務課長、人事課長、行政管理課長、市民課長、市民生活課長、商工課長、管理課長、建築指導課長、みどり水のまちづくり課長、社会福祉課長、高齢者福祉課長、人権施策推進課長、男女共同参画課長、保健センター長、あさひセンター長、教育総務課長、学校教育課長、指導課長、社会教育課長、社会体育課長、青少年課長、文化センター長、興風図書館長、社会福祉協議会事務局長、保育課長、児童家庭課長

#### 4. 会長及び副会長

- （１）庁内連絡会に会長及び副会長各１人を置き、会長は児童家庭部長、副会長は、児童家庭部次長の職にあるものをもって充てる。
- （２）会長は、会務を総理し、庁内連絡会を代表する。
- （３）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### 5. 会議

- （１）庁内連絡会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- （２）会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

#### 6. 専門部会

庁内連絡会は、野田市エンゼルプランの各種施策の推進・見直しについて、調査・検討・研究するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

## 7. 事務局

庁内連絡会の事務局は、児童家庭課とする。

## 8. その他

(1) 庁内連絡会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

(2) この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

1. 改正後のこの要綱は、平成16年9月17日から施行する。

2. 改正後のこの要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3. 改正後のこの要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 4 野田市エンゼルプラン(第4期計画)の策定過程

本プランは、野田市児童福祉審議会や一般市民の方のご意見をいただきながら、策定しています。

| 年 月 日                                            | 項 目                 | 内 容（計画策定関係）                                                                                                                         |       |       |       |
|--------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 平成 26 年<br>1 月 8 日<br>～1 月 31 日                  | 子育てに関する<br>意向調査     | ■野田市に住んでいる「就学前児童」「幼稚園児」「小学生」<br>が<br>いる世帯を対象に無作為に抽出して実施                                                                             |       |       |       |
|                                                  |                     |                                                                                                                                     | 対象者数  | 有効回収数 | 有効回収率 |
|                                                  |                     | 就学前児童                                                                                                                               | 2,000 | 997   | 49.9% |
|                                                  |                     | 幼 稚 園 児                                                                                                                             | 500   | 433   | 86.6% |
|                                                  |                     | 小 学 生                                                                                                                               | 500   | 261   | 52.2% |
|                                                  |                     | 合 計                                                                                                                                 | 3,000 | 1,691 | 56.4% |
| 平成 26 年<br>5 月 23 日                              | 第 1 回野田市<br>児童福祉審議会 | ■ 次期野田市エンゼルプランの策定について（諮問）<br>■ 次期野田市ひとり親家庭支援総合対策プランの策定<br>について（諮問）<br>■ 子ども・子育て関連 3 法に基づく各事業等の野田市基<br>準の策定について（諮問）<br>■ 意向調査の結果について |       |       |       |
| 7 月 31 日                                         | 第 2 回野田市<br>児童福祉審議会 | ■ 子ども・子育て関連 3 法に基づく各事業等の野田市基<br>準の策定について（答申）<br>■ 野田市エンゼルプラン第 4 期計画の骨子案について<br>■ 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第 3 次改訂<br>版の骨子案について             |       |       |       |
| 11 月 12 日                                        | 第 3 回野田市<br>児童福祉審議会 | ■ 子ども医療費助成の拡大について<br>■ 野田市エンゼルプラン第 4 期計画の素案について<br>■ 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第 3 次改訂<br>版の素案について                                          |       |       |       |
| 12 月 11 日                                        | 第 4 回野田市<br>児童福祉審議会 | ■                                                                                                                                   |       |       |       |
| 平成 26 年<br>12 月 15 日<br>～<br>平成 27 年<br>1 月 13 日 | パブリック・<br>コメント手続き   | ■                                                                                                                                   |       |       |       |
| ●月●日                                             | 第 5 回野田市<br>児童福祉審議会 | ■                                                                                                                                   |       |       |       |

## 5 用語解説

### ■アルファベット

---

#### NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳され、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられます。1998（平成 10）年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。

### ■か行

---

#### 学童保育

児童福祉法第 6 条の 2 第 6 項の規定により、放課後児童健全育成事業として定義され、保護者が就労等により昼間家庭にいない世帯の概ね 10 歳未満の小学生を対象とし、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る事業です。

#### 家庭的保育（事業）

地域型保育事業の 1 つとして、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 5 人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

#### 居宅訪問型保育（事業）

地域型保育事業の 1 つとして、障がい・疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行う事業です。

#### 子ども・子育て関連 3 法

子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る法律です。「子ども・子育て支援法」と「総合こども園法」、「関係法律の関係整備法」の 3 つの法律が 2012（平成 24）年に制定されました。

#### 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連 3 法に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度です。

### 施設型給付

子ども・子育て関連 3 法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置のことです。従来の財政措置では、保育所・幼稚園・認定こども園に対し、異なる財源のもと個別の給付費として施設への経費や保護者への助成金が支給されてきたが、この制度では「施設型給付費」という共通の給付に一本化し、国が定める「公定価格」を基に、市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行います。

### 指定管理者制度

地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、条例の定めにより、民間事業者や NPO 法人その他の団体を広く公募し、地方公共団体が指定して公の施設の管理を行わせる制度です。

### 事業所内保育（事業）

地域型保育事業の 1 つとして、会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。

### 児童委員

児童福祉法第 16 条に基づき市町村の各区域に配置される方で、民生委員が兼務します。

※ 民生委員児童委員の用語解説項目を参照

### 児童厚生員

児童館等（子ども館）の施設に置かれ、児童の遊びなどを指導します。児童福祉施設最低基準第 38 条により、保育士、教諭などの任用資格が規定されています。

### 社会教育指導員

野田市社会教育指導員に関する規程に基づき任命され、公民館などの施設において、社会教育に関する直接指導、学習相談、関係団体の育成に当たります。

### 社会福祉協議会

社会福祉法により、一つの市区地域内で社会福祉事業の企画及び実施、住民活動を援助する団体と規定されています。野田市においては、市の保健福祉の指針である「野田市地域福祉計画」において、地域福祉推進の中心的な団体と位置付けられた社会福祉法人であり、児童福祉の分野では、ファミリー・サポート・センター事業や学童保育所の管理運営業務など様々な事業を市から受託しています。

## 小規模保育（事業）

地域型保育事業の 1 つとして、少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行う事業です。

## 総合的な学習の時間

2003（平成 15）年 12 月、文部科学省による学習指導要領の改正により、充実することとされた学習活動で、児童生徒の「生きる力」の育成を目指し、各学校が創意工夫して、これまでの教科の枠を超えて行う学習のことです。

## ■た行

---

### 地域型保育事業

地域において多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するため、子ども・子育て支援新制度では、①小規模保育、②家庭的保育、③居宅訪問型保育、④事業所内保育の 4 つの保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。

※ 4 つの保育については、各用語解説項目を参照

### 特別支援教育

2007（平成 19）年 4 月、学校教育法に位置付けられ、全ての学校において支援を充実していくとされ、障がいのある幼児、児童、生徒の学習上の困難を克服すること、また、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とし、普通学級に在籍する発達障害のある児童、生徒についても対象としています。

### 特別支援教育コーディネーター

小中学校においては、校内における特別支援教育の体制整備や推進を図るために、保護者や学級担任の相談窓口となり、また、事例の検討や研修会における地域の関係機関との連携や調整などを行う役割を担っています。

## ■な行

---

### 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備え、職員の配置や資格、教育・保育の内容等の認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

## ■は行

---

### 発達障害

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義しています。

### フィルタリング

インターネットや携帯電話などにおいて、児童に有害とされるサイトを閲覧しないように制限するシステムです。

### 保健推進員

地域において、妊娠中の方や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康に関する相談や情報提供などを行うとともに、生活習慣病予防の推進などに関する活動を行っています。

### 母子自立支援員

母子及び寡婦福祉法第 8 条に基づき、地方公共団体から委嘱され、母子家庭及び寡婦を対象に、離婚、死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び就職活動に関する支援を行う方です。

## ■ま行

---

### 民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法第 2 条に基づき市町村の区域に設置され、地方公共団体の推薦を受け厚生労働大臣が委嘱した方が地域住民の相談に応じ必要な支援を行います。

職務は、①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設との連携、④行政機関への業務の協力などです。

また、児童福祉法第 16 条により、児童委員は民生委員に充てられたものとされています。

## ■ら行

---

### 療育

もともとは、「療」は医療を、「育」は養育、保育、教育を意味する造語で、障害のある子どもの障がいを経減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療、訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育、指導を行うことをいいます。

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことで、誰もが仕事、家庭生活、個人の研鑽など、様々な活動について自らが希望するバランスで時間が使える状態のことです。それぞれの時間を充実させることでリフレッシュや技能向上を図り、そのことで仕事の効率も良くなり、さらに家庭や個人の時間ができるという好循環が生まれることが期待されています。